# 第4次江津市保健福祉総合計画

誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

【令和6年度~令和11年度】





## はじめに

本市では、すべての住民に共通する「地域福祉の視点」と「健康づくりの 視点」について、一貫性のある市の方針を定め保健福祉施策に取り組むため、 平成29年3月に「第3次江津市保健福祉総合計画」を策定し、本市の将来像 と定めた「健康で安心して暮らせるまちづくり」をめざして、計画に基づき 様々な保健福祉施策を総合的に推進してまいりました。

この間、少子高齢化や人口減少などにより、本市における地域の暮らしは変化し続けており、今後も支える側が減少し、支えられる側が増加していくことが見込まれます。

そのため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めるとともに、支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、世帯全体の課題を整理し、関係機関が課題解決に向けた支援を行うための「包括的支援体制の構築」を進めます。

地域の主体的な活動を支援するため、基本理念を「誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり」と定め「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定いたしました。この計画は、「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者保健福祉計画」、「食育推進計画」の5つの個別計画に、新たに「自死対策総合計画」を加えて構成され、様々なライフステージにおける本市の施策を示しております。

今後は、本計画の基本理念を着実に推進し、すべての市民のみなさまが、 一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で、自分らしく自立した 生活を続けられるよう、「小さくとも"一層"キラリと光るまち江津」を目指 してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議いただきました各推進協議会の委員のみなさまやアンケート調査、関係団体調査、パブリックコメントなどでご協力いただきましたみなさまに対し深く感謝申し上げます。

令和6年3月

江津市長 中村 中

## 目 次

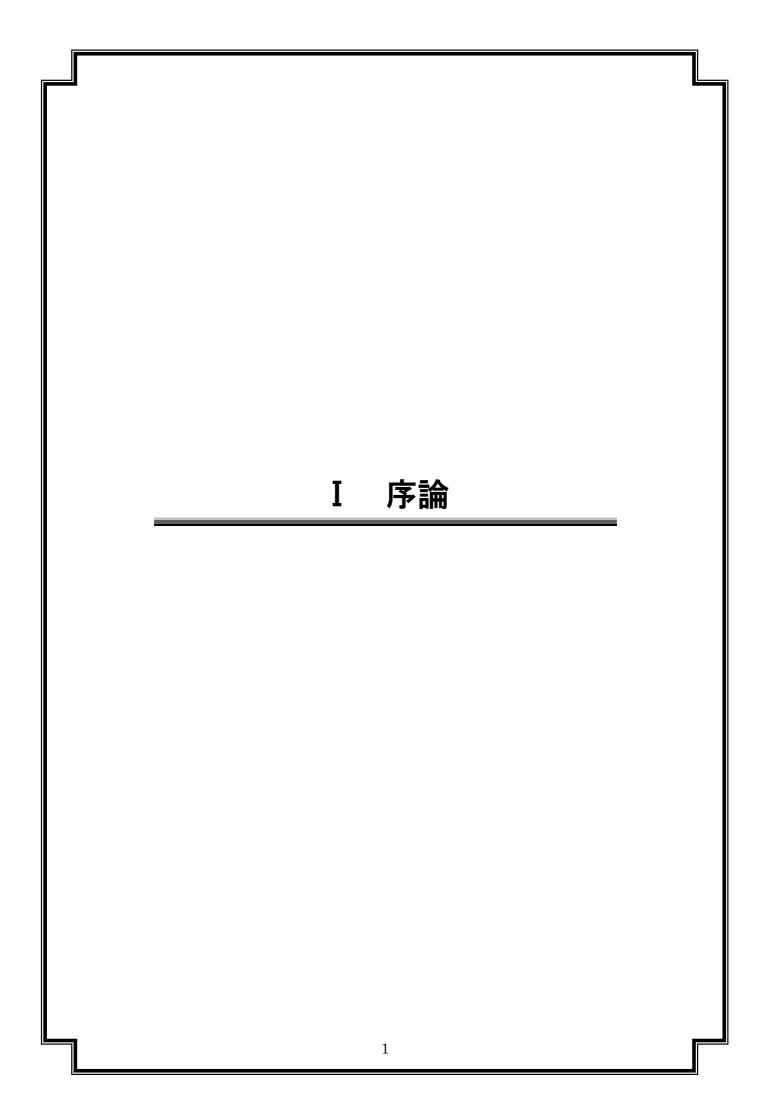
I J	予論.		1
第1章	ī ī	計画策定にあたって	2
第 1	節	計画策定の背景	2
第 2	2 節	計画の踏まえるべき視点	3
第3	節	計画の位置づけ	5
第 4	節	各計画の対象者	6
第5	節	計画の期間	7
第6	節	策定体制	8
第7	'節	推進体制	10
第2章	重 ス	<b>本市の現状・実態</b>	11
第 1	節	統計資料からみる現状	11
第 2	2 節	各種調査からみる現状	24
第3章	重	基本構想	56
第 1	節	将来像	56
第 2	2 節	人口の将来推計	56
第3	節	ライフステージの設定	57
Ⅱ 普	門兒	別計画	59
第 1 音	ßŧ	也域福祉計画	60
はじめ	りに	地域福祉計画の基本方針	60
第 1	節	基本理念	60
第 2	2 節	基本目標	60
第3	節	地域福祉計画の推進体制	61
第 4	節	地域福祉計画の体系図	63
第1章	重 t	也域福祉を担う人づくり	64
第 1	節	福祉教育の推進	64
第 2	2 節	ボランティアなど市民活動の育成・支援	66
第2章	重 t	也域福祉を展開する地域づくり	68
第 1	節	地域福祉活動の体制づくり	68
第 2	2節	安心・安全を支える地域のネットワークづくり	71
第3章	重 t	也域福祉を支える包括的支援体制づくり	73
第 1	節	重層的支援体制整備事業の推進	73
第 2	2節	情報提供体制の充実	76
第3	節	虐待防止対策の推進	77
第 4	節	生活困窮者自立支援事業の推進	78
第5	節	地域における就労活動支援	79

第6節 地域福祉に関する基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 80
第4章 権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)	. 82
第5章 再犯防止の推進(江津市再犯防止推進計画)	. 87
第1節 働く場・住まいの場の確保	. 88
第2節 保健・医療・福祉の適切な利用支援	. 89
第3節 青少年の健全育成及び非行の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 91
第4節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	. 92
第6章 目標指標	. 95
第2部 健康増進計画	. 96
はじめに 健康増進計画の基本方針	. 96
第1節 基本理念	. 96
第2節 基本目標	. 96
第3節 健康増進計画の推進体制	. 97
第4節 健康増進計画の体系図	. 98
第1章 生活習慣の改善による自主的な健康づくり	. 99
第1節 自己の健康管理	. 99
第2節 栄養・食生活	102
第3節 歯の健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
第4節 身体活動・運動	105
第5節 喫煙	107
第6節 飲酒	108
第7節 休養・睡眠	109
第8節 心の健康	110
第2章 多様な主体を巻き込んだ健康づくりの推進	112
第1節 健康を支え、守るための社会環境の整備	112
第2節 保健・医療・福祉の連携強化‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	114
第3章 生涯を通じた健康づくり	115
第1節 妊産婦・乳幼児期から思春期までの健康づくりの推進	115
第2節 成人期・壮年期の健康づくりの強化	117
第3節 高齢期の健康づくりの推進	119
第4節 高血圧対策の推進	120
第4章 目標指標	123
bb c to . A + 14.54=1 -	46-
第3部 食育推進計画	
はじめに 食育推進計画の基本方針	
第 1 節 基本理念	
第2節 一人ひとりのめざすべき姿	128

第3節 基本方針	128
第 4 節 基本目標	128
第5節 食育推進計画の推進体制	130
第6節 食育推進計画の体系図	132
第7節 食育推進の施策展開	133
第1章 食で育む豊かな心	134
第2章 食でつくる健康なからだ	136
第3章 食で学び伝える郷土の味と食文化	138
第4章 食でつなぐ人と地域	139
第5章 目標指標	140
第4部 高齢者福祉計画	142
はじめに 高齢者福祉計画の基本方針	142
第1節 基本理念	142
第2節 基本目標	142
第3節 介護保険事業計画における将来像	144
第4節 本市のめざす地域包括ケアシステム	147
第5節 高齢者福祉計画の推進体制	148
第6節 高齢者福祉計画の体系図	149
第1章 地域における支援体制の充実	150
第1節 地域における包括的な支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	150
第2節 生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
第3節 住まいと生活の一体的な支援	154
第4節 権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	156
第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	158
第1節 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進	158
第2節 生きがいづくりと社会参加の推進	160
第3節 フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ	162
第4節 生活機能の改善に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	164
第3章 在宅医療と介護の提供体制の充実	166
第1節 在宅医療と介護の連携	166
第2節 持続可能な介護の提供体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
第3節 家族介護者の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
第4章 認知症施策の推進	173
第1節 認知症との共生	173
第2節 認知症の予防	176
第5章 目標指標	177
第1節 成果指標	177

第2節	介護保険対象外サービスに係る見込量	178
第5部 障	************************************	179
はじめに	障がい者保健福祉計画の基本方針	179
第1節	基本理念	179
第2節	基本目標	179
第3節	障がい者保健福祉計画の推進体制	180
第4節	障がい者保健福祉計画の体系図	181
第1章 均	也域で安心して生活できる支援体制づくり	182
第1節	相談支援・権利擁護体制の充実	182
第2節	生活を支援する障がい福祉サービスの充実	185
第3節	障がい児支援体制の充実	189
第4節	保健・医療・福祉分野の連携強化	192
第2章 8	:もに学び、生きがいを持って生活できる環境づくり	194
第1節	生涯を通じた支援システムの確立	194
第2節	就労支援の推進	195
第3節	社会参加活動の推進	199
第3章 8	:もに支え合って生活できる地域づくり	201
第1節	障がいに関する啓発・広報の推進	201
第2節	生活環境の整備	202
第3節	情報・コミュニケーションの構築	204
第4節	災害対策の充実	206
第4章 第	67期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の推進	207
第1節	成果目標等	208
第2節	障がい福祉サービスなどの見込量(活動指標)	211
第6部 自	目死対策総合計画	230
	- 907.5000 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	
第1節	基本理念	
第2節	基本目標	
第3節	自死対策総合計画の推進体制	
第4節	自死対策総合計画の体系図	232
第1章 し	<b>^のちを支える基本的な取り組み</b>	233
第1節	地域における連携・ネットワークの強化	233
第2節	自死対策を支える人材の育成	234
第3節	市民への啓発と周知	235
第4節	自死未遂者支援の推進	240
第5節	自死遺族等への支援の充実	241

第6節 児童生徒のSOSの出し方に関する教育2	242
第7節 女性への支援	244
第2章 自死対策における重点施策2	245
第1節 高齢者への支援2	245
第2節 生活困窮者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	247
第3節 勤務・経営者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	249
第3章 様々な分野における生きることの包括的な支援の取り組み2	250
第 4 章 目標指標	253
資料編	255



## 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

少子高齢化の進行や、家族形態の変化により、市民ニーズや地域の課題は多様化、複雑化 しており、国における社会福祉に関する制度や方向性も変化を続けています。

本市では、すべての住民に共通する「地域福祉の視点」と「健康づくりの視点」について、一貫性のある市の方針を定め保健福祉施策に取り組むため、平成18年度に「地域福祉計画」、「健康増進計画」、「高齢者福祉計画」、「障がい者保健福祉計画」の4計画を一体的なものとして、「江津市保健福祉総合計画」を策定し、平成30年度にはこれまで単独計画として策定していた「食育推進計画」を加えた5計画を包括した「第3次江津市保健福祉総合計画」の策定を行い、保健福祉施策の総合的な推進に取り組んできました。

この度、令和5年度で現行計画の計画期間が終了することから、これまでの本市の取り組みや現在の社会状況などを踏まえるとともに、これまで単独計画として策定していた「自死対策総合計画」を加えた6計画を包括した「第4次江津市保健福祉総合計画」を策定することとします。

## 第2節 計画の踏まえるべき視点

## 1. 地域共生社会の実現

「地域共生社会」は、子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会です。地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、地域の資源や活力を生かし、社会保障制度の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。本市においても世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

## ■「地域共生社会」のイメージ



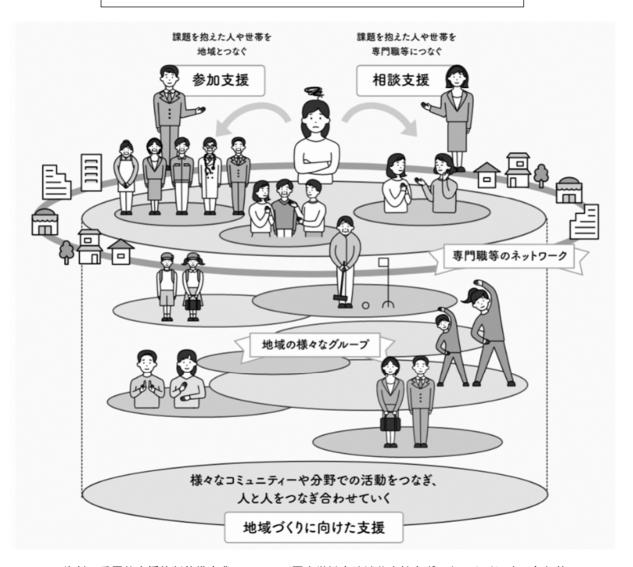
資料:地域共生社会とは(厚生労働省地域共生社会ポータルより)

## 2. 包括的支援体制の構築

少子高齢化・人口減少が進み、支え合い機能の脆弱化や地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を、既存の体制・ネットワークを基盤としつつ、各事業のつながりを意識しながら一体的に実施するものです。

支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、世帯全体の課題を整理し、関係機関が課題解決に向けた支援を行うための取り組みを進めます。また、課題を解決していくためには庁内各課及び関係機関との協働は不可欠であり、関係する機関等と共通認識を図り、チームとして支援する仕組みづくりを進めていきます。

## 江津市全体がチームになり、包括的支援体制を構築する



資料:重層的支援体制整備事業について(厚生労働省地域共生社会ポータルより)を一部加筆

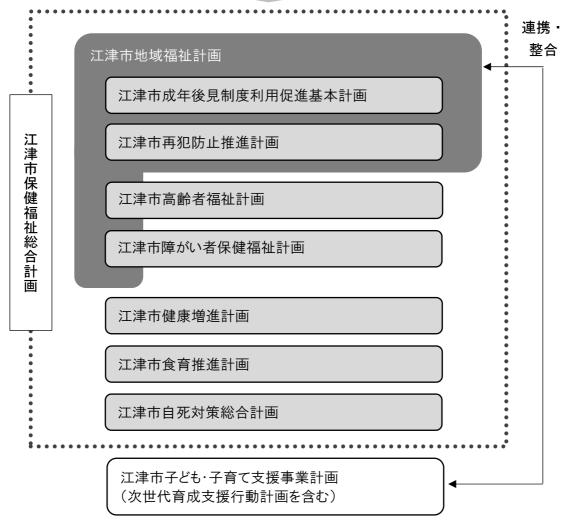
## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、本市の保健福祉施策にかかる各法制度に基づく6つの計画を総括した理念と方向性のもとに一体的に策定するものです。それぞれの法的根拠は以下のとおりです。

個別計画名	法的根拠
地域福祉計画	社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。 福祉サービスの適切な利用推進、社会福祉を目的とする事業、地域福祉活動への市民参加、行政との協働などの方向性を定めます。 また、本計画は高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉関連計画の上位計画として位置づけられ、各計画との整合を図りながら横断的につなぐものとし、関係各課・団体・機関などとの連携・協働のもと総合的に推進する計画です。 なお、本計画には、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、及び再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止計画」を内包するものとします。
健康増進計画	健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」です。 各世代に応じた健康づくりの目標を設定し、市民一人ひとりの健康 づくりを通して平均寿命及び健康寿命の延伸をめざす計画です。
食育推進計画	食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」です。 市内の関係機関・団体の食育推進の共通指針として位置づけ、相互連携により、すべての市民が食育を実践できるひとづくり、環境づくりに取り組み、本市の食育がさらに推進することをめざす計画です。
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」です。 浜田地区広域行政組合が介護保険法第117条に基づいて策定する 「介護保険事業計画」と一体のものとして作成します。 高齢者が住み慣れた地域でその人らしく、健康でいきいきと暮らせ るまちの実現をめざす計画です。
障がい者 保健福祉計画	障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定した計画です。 障がいのある人が、地域の中で自立して暮らし続けることができる共生社会の実現をしていくための総合的な計画です。
自死対策 総合計画	自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘 案して、自死対策についての取り組みを定める計画です。

## ■各計画の相関イメージについて

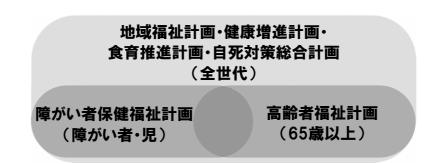
第6次江津市総合振興計画



※江津市子ども・子育て支援事業計画は令和2年度から令和6年度までの単独計画として策定しており、本計画とも連携・整合を図るものとします。

## 第4節 各計画の対象者

地域福祉計画・健康増進計画・食育推進計画・自死対策総合計画は全世代の住民、高齢者福祉計画は65歳以上の住民、障がい者保健福祉計画は、障がい者・児を計画の対象とします。



## 第5節 計画の期間

計画の期間は、部門別の計画ごとに異なりますが、全体として令和6年度から令和11年度とします。

地域福祉計画・健康増進計画・食育推進計画・自死対策総合計画は令和6年度から令和11年度の6か年計画です。また、地域福祉計画に内包される成年後見制度利用促進基本計画及び再犯防止推進計画も同様に6か年計画とします。

高齢者福祉計画は、介護保険制度の見直し時期と整合を図るため、令和6年度から令和8年度の3か年計画とし、令和8年度に見直しを行い、さらに向こう3年間の計画を定める予定です。

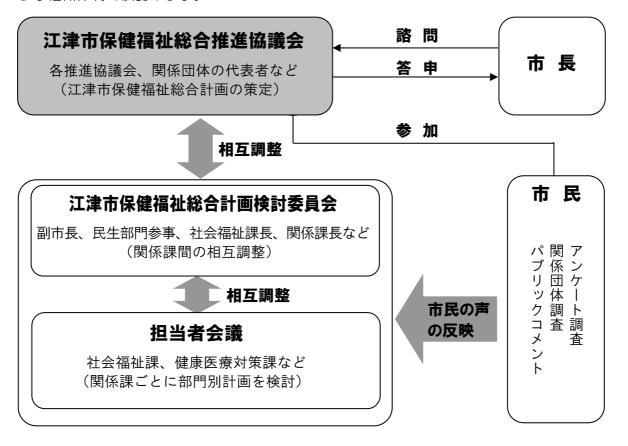
障がい者保健福祉計画は、障害者総合支援法に基づく「第7期障がい福祉計画」が令和6年度を初年度とする3か年計画であることから、障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」についても令和8年度を最終年度とし、さらに平成28年度に改正された児童福祉法に基づく「第3期障がい児福祉計画」についても同様に3か年計画として策定します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域福祉計画 成年後見制度利用促進 基本計画			6 年	計画		
再犯防止推進計画						
健康増進計画			6 年	計画		
食育推進計画			6 年	計画		
高齢者福祉計画	3	年 計	画	▼・・・・ 次期計i	●●●●●●	≢計画)
障がい者保健福祉計画	3	年 計	画	▼・・・・	●●●●●●	••••• <b>&gt;</b> E計画)
	4		T	-5 C343 E11		
自死対策総合計画			6 年	計画		

## 第6節 策定体制

## 1. 協議体制

第4次江津市保健福祉総合計画は、多様な主体の連携により策定するため、以下の図のような組織体制で検討します。



## 2. 各種調査の実施

## (1) アンケート調査

第4次江津市保健福祉総合計画の策定にあたり、市民のニーズや生活の状況などを把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

調査名    対象		調査期間	調査方法
未成年者調査	13歳~17歳(中学生以上の未成年者)		
若年者・壮年者調査	18歳~64歳		
高齢者調査	65歳以上	令和5年	かどに トス
身体・知的障がい者調査	障害者手帳を所持する人	5月9日	郵送による   配布・回収
	障害者手帳(精神)を所持する人、	~5月31日	
精神障がい者調査	自立支援医療(精神通院)を受給さ		
	れている人		

	配布数	回収数	回収率	
未成年者調査	500件	211件	42. 2%	
若年者·壮年者調査	1,000件	389件	38.9%	
高齢者調査	1,000件	588件	58.8%	
身体・知的障がい者調査	850件	405件	47. 6%	
精神障がい者調査	350件	126件	36.0%	
合計	3,700件	1,719件	46. 5%	

## (2) 関係団体調査

第4次江津市保健福祉総合計画の策定にあたり、支援団体などの活動状況や課題を把握するための調査を実施しました。

	配布数	回収数	回収率
地域福祉	1件	1件	100.0%
食育	22件	15件	68. 2%
自死	13件	11件	84. 6%
健康増進	15件	12件	80.0%
障がい福祉	25件	18件	72. 0%

<sup>※</sup>高齢者は令和2年実施の介護従事者調査、令和4年実施の介護施設の困りごと調査を参考 としています。

## 第7節 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本的に各部門別計画において、それぞれ構成される推進協議会などが計画の評価・進行管理を担っていきますが、総合的に保健福祉施策を推進するため、江津市保健福祉総合推進協議会において課題や取り組み内容の共有化を図り、計画を円滑かつ計画的に推進します。

江津市 子ども・子育て 会議 江津市 <sup>-</sup>地域福祉推進協議会

江津市 障がい者保健福祉 推進協議会

江津市 自死対策連絡協議会

江津市 保健福祉総合推進協議会

江津市 高齢者保健福祉 推進協議会 江津市 成年後見制度利用促進 連絡協議会

江津市 食育推進会議 江津市 健康づくり推進協議会

## 第2章 本市の現状・実態

## 第1節 統計資料からみる現状

● 本計画書におけるグラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100% とはなりません。

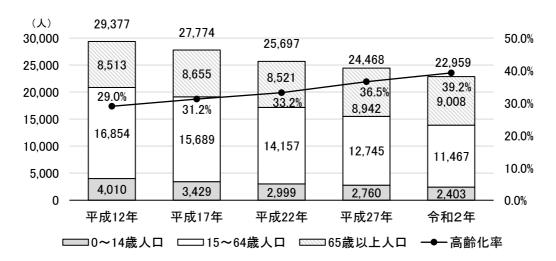
## 1. 人口の状況

## (1)総人口推移と高齢化率の推移

本市の総人口は減少傾向が続いており、令和2年には22,959人と、23,000人を下回っています。

一方、年齢3区分別人口比率をみると、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の減少に対し、高齢者人口(65歳以上)については上昇しており、令和2年には39.2%と約5人に2人が高齢者という状況となっています。

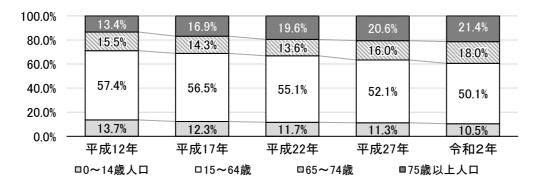
#### ■総人口と高齢化率の推移



資料:国勢調査

※総人口は年齢不詳も含むため、合計が一致しない場合があります。

#### ■年齢4区分別人口比率の推移

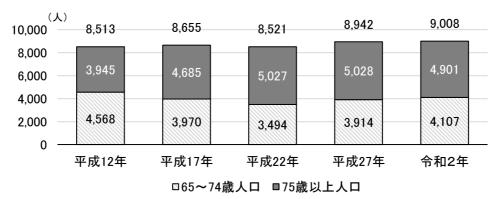


資料:国勢調査

## (2) 前期高齢者・後期高齢者人口の推移

本市の高齢者数について、前期高齢者(65~74歳)・後期高齢者(75歳以上)別でみると、平成12年以降、前期高齢者が減少していましたが、平成27年では増加に転じています。

## ■前期高齢者・後期高齢者数の推移



資料:国勢調査

## (3) 自然動態・社会動態の推移

本市の自然動態、社会動態(人口の移動に関する状況)について、自然減(出生よりも死亡が多い)、社会減(転入よりも転出が多い)の推移が続いています。

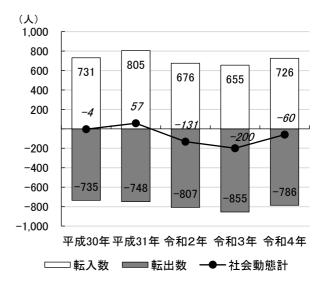
自然動態では、死亡数は概ね400人強で推移している一方、出生数は減少傾向で推移しています。

社会動態では、概ね転出数が転入数を超過していることから、社会減が続いています。

#### ■自然動態の推移

#### (人) 100 132 125 117 111 113 -100-200 -276 -279 *–299* -306 -312 -300 -404 408 -417 -429 -400 -500 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 □□出生数 ■■ 死亡数 ● 自然動態統計

#### ■社会動態の推移



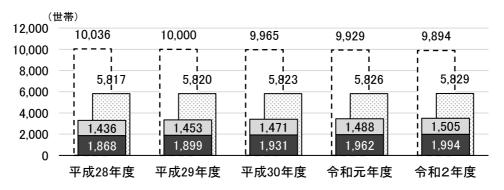
資料:総務省 住民基本台帳

## 2. 世帯の状況

## (1)世帯数の推移

本市の世帯数の状況について、一般世帯総数は減少傾向となっている一方、高齢者のいる世帯は微増傾向で推移しており、令和2年では、一般世帯の6割近くを占めています。 高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加しており、高齢者のいる世帯の半数以上となっています。

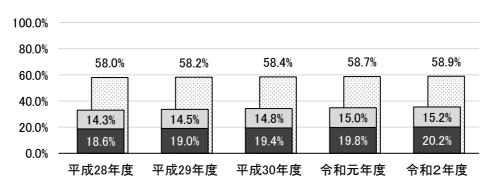
#### ■総世帯と高齢者世帯の推移



□一般世帯 □高齢者のいる世帯 ■高齢者単身世帯 □高齢者夫婦世帯

資料:厚生労働省地域包括ケア見える化システム

#### ■一般世帯中の高齢者のいる世帯の割合



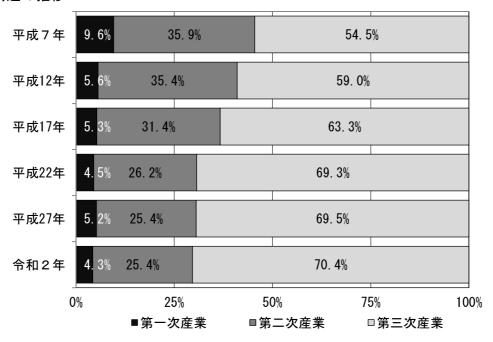
□高齢者のいる世帯割合 ■高齢者単身世帯割合 □高齢者夫婦世帯割合 資料:厚生労働省地域包括ケア見える化システム

## 3. 産業・就業などの状況

## (1)産業構造の推移

本市の産業構造については、第3次産業就業者の割合が増加し、第1次産業、第2次産業就業者の割合は減少しています。平成22年以降、産業別就業割合は変化が小さくなっています。

## ■産業構造の推移

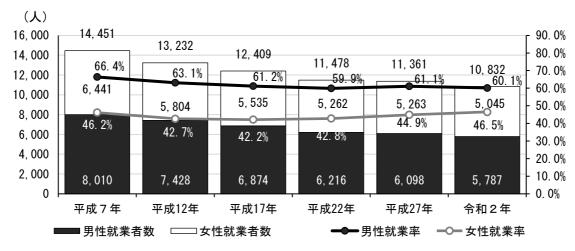


資料:国勢調査

## (2) 就業者数・就業率の推移

本市の就業者数は、高齢化を背景に減少傾向となっていますが、15歳以上人口に占める 就業率は平成22年以降に女性の就業率で増加がみられます。

## ■就業者数・就業率の推移(15歳以上)



資料:国勢調査

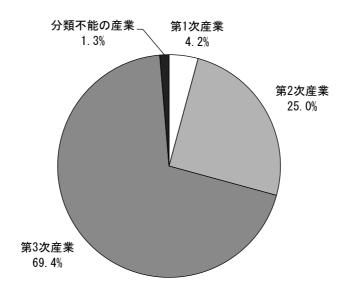
## (3) 高齢者の就業状況

本市の高齢者の就業状況をみると、65歳以上の就業者は2,056人で、高齢者人口の22.8%が就業している状況にあります。また、就業している高齢者が全就業者に占める割合は19.0%となっています。

65歳以上の就業者の産業構造は、第1次産業が4.2%、第2次産業が25.0%、第3次産業が69.4%となっています。

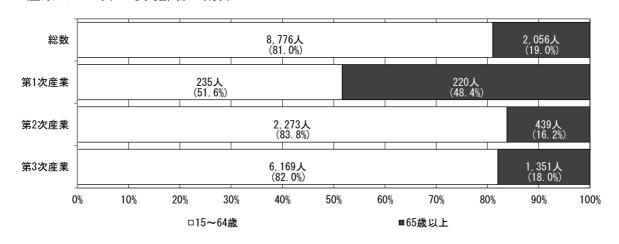
産業人口に占める高齢者の割合をみると、第1次産業では48.4%が高齢者となっています。

## ■産業構造(65歳以上)



資料:国勢調査(令和2年)

## ■産業人口に占める高齢者の割合



資料:国勢調査(令和2年)

## 4. 市民の健康実態

## (1) 平均寿命の推移

本市の令和元年の平均寿命をみると、男性は県と比べると短いですが、女性はほぼ同様の数値となっています。平成25年と比べると男性では4.1歳、女性では1.9歳延びています。

## ■平均寿命の推移

<u> </u>							
	平成20年		平成	25年	令和	令和元年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
江津市	77. 9	85. 6	76. 7	85. 9	80.8	87. 8	
浜田圏域	79. 1	86. 3	76. 9	85. 7	81.0	87. 3	
島根県	79. 6	86. 9	78. 3	86. 2	81.4	87. 9	

資料:島根県保健統計書(標記年を中心とした5年間平均)

## (2)65歳の平均自立期間(健康寿命)\*の推移

本市の65歳の平均自立期間をみると、令和元年では男女ともに県と比べると短い状況ですが、浜田圏域でみると女性では長くなっています。平成25年と比べると男性は2.1歳、女性は1歳延びています。

## ■65歳の平均自立期間(健康寿命)の推移

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	平成20年		平成25年		令和元年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
江津市	16. 5	20. 1	15. 6	20. 2	17. 7	21. 2
浜田圏域	16. 6	20. 0	15. 9	20. 1	17. 5	20. 6
島根県	17. 2	20. 8	16. 5	20. 5	18. 3	21. 5

資料:島根県保健統計書(標記年を中心とした5年間平均)

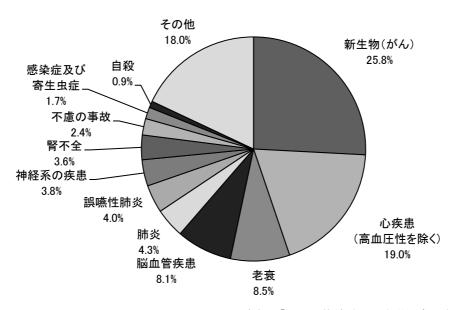
※65歳の平均自立期間:65歳の人があと何年自立した生活が期待できるかを示したもの

介護認定データ(要介護2~5)、生命表をもとに平均自立期間を算出しています。

## (3) 死因別死亡者数の割合

本市の選択死因別割合をみると、悪性新生物(がん)が25.8%と最も高く、心疾患(高血圧性除く)が19.0%、老衰が8.5%となっています。

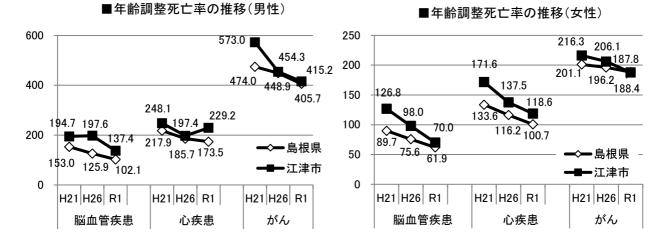
## ■死因別死亡者数の割合



資料:「人口動態統計」厚生労働省(令和2年)

## (4)年齢調整死亡率\*の状況

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率でみると、男性は脳血管疾患及び心疾患において県死亡率より高くなっていますが、悪性新生物(がん)においては県平均並みになっています。女性については、悪性新生物(がん)が県死亡率とほぼ同じ状況ですが、脳血管疾患及び心疾患による死亡率が県死亡率より高くなっています。



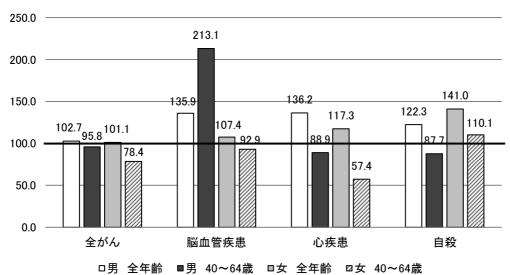
資料:島根県健康指標マクロ(標記年を中心とした5年間平均)

※年齢調整死亡率:年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。 単位は人口10万対

## (5)標準化死亡比(SMR)<sup>※</sup>の状況

県と比較して死亡率の高い疾患は男性では脳血管疾患が高く、特に40~64歳の壮年期で顕著となっています。女性では自殺が高くなっています。

## ■標準化死亡比(県を100とした比較)

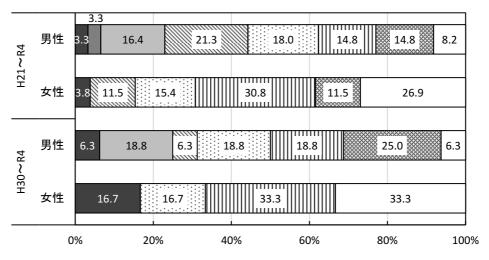


資料:島根県健康指標マクロ(令和元年を中心とした5年間平均) ※標準化死亡比とは、標準とする集団(今回は島根県)に比べ、どの程度死亡が多いかを示す値

## (6) 自死者の状況

年齢別・男女別の自死者の割合について、平成21年から令和4年と平成30年から令和4年を比較すると、60歳代以降の男性の割合が高くなっており、男性高齢者の自死が増えていることがうかがえます。

## ■年齢別・男女別自死者の割合



■20歳未満 ■20歳代 ■30歳代 ■40歳代 □50歳代 ■60歳代 図70歳代 □80歳代以上

資料:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

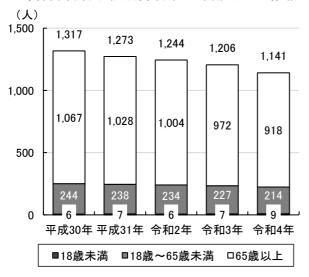
## 5. 障がいのある人の状況

## (1)身体障害者手帳所持者数の推移

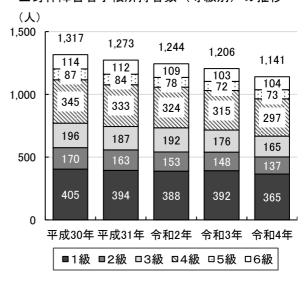
本市の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年では1,141人となっています。手帳所持者のうち65歳以上は約8割を占めています。

障がいの等級別にみると、5級、6級は近年横ばいとなっていますが、それ以外は概ね減少傾向で推移しています。障がいの種類別においても、減少傾向で推移しています。

#### ■身体障害者手帳所持者数(年齢別)の推移

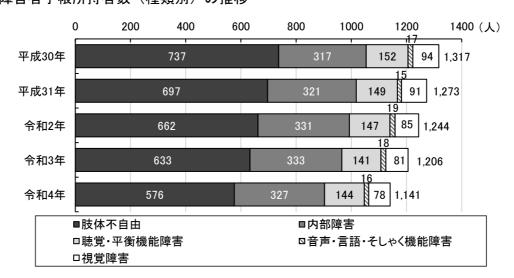


#### ■身体障害者手帳所持者数 (等級別) の推移



資料:島根県立心と体の相談センター(各年3月31日現在)

## ■身体障害者手帳所持者数(種類別)の推移

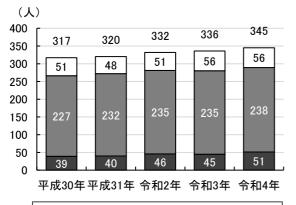


資料:島根県立心と体の相談センター(各年3月31日現在)

## (2) 療育手帳所持者数の推移

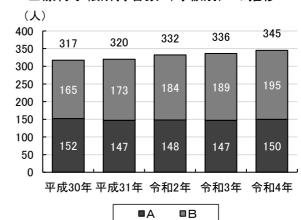
本市の療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年は345人となっています。 障がいの等級別にみると、「B」が増加しています。

#### ■療育手帳所持者数(年齢別)の推移



■18歳未満 ■18歳~65歳未満 □65歳以上

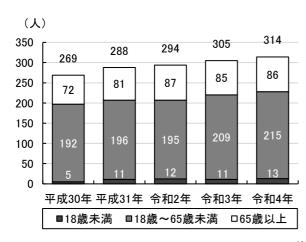
## ■療育手帳所持者数(等級別)の推移



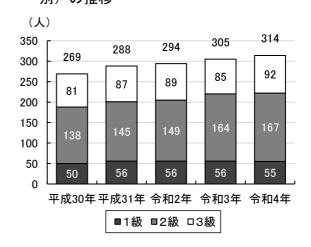
## (3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は年々増加しています。令和4年は314人となっており、平成30年の269人よりも45人増加しています。等級別にみると、2級、3級が増加しています。

## ■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (年齢別)の推移



## ■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (等級別) の推移



資料:島根県立心と体の相談センター(各年3月31日現在)

## ■自立支援医療(精神通院医療)受給者数などの推移

単位:人

ī		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	741H H 271 0 G			—
	区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
	自立支援医療(精神通 院医療)受給者数	601	628	666	738	646

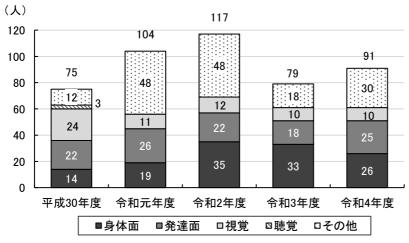
資料:島根県立心と体の相談センター(各年3月31日現在)

#### (4)発達障がいのある人の状況

障害者手帳のように正確な統計はありませんが、本市では3歳児健康診査受診者に対して調査を実施しており、その結果、令和4年度においては91人が要フォロー者となっています。令和4年度の要フォロー者の内訳をみると、「聴覚」が最も多く、次いで「身体面」、「発達面」が続いています。

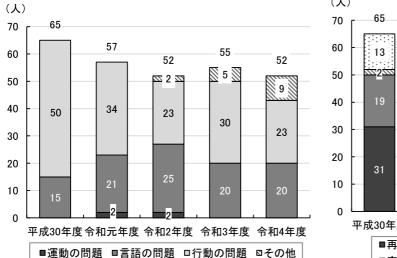
発達クリニックに紹介された子どもの問題内容をみると、令和4年度では「行動の問題」 が最も多く、次いで「言語の問題」となっています。

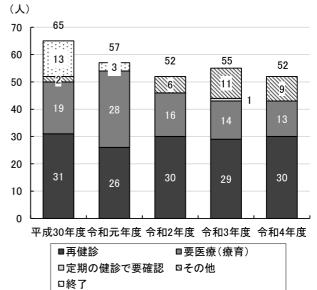
## ■3歳児健診における要フォロー者の内訳



## ■発達クリニックに紹介された子どもの 問題内容

## ■発達クリニックの健診結果





## (5) 高次脳機能障がいのある人の状況

島根県障がい福祉課の資料によると、令和4年3月31日現在、浜田圏域の相談支援拠点において把握している高次脳機能障がい者・児の人数は28人となっています。そのうち、男性が22人(78.6%)、女性が6人(21.4%)となっています。年齢別にみると、0~18歳が2人(7.1%)、19~39歳が7人(25.0%)、40~59歳が8人(28.6%)、60歳以上が11人(39.3%)となっています。

## (6) 難病患者の状況

難病(特定疾患、指定難病、小児慢性特定疾病)については、医療費の公費負担制度により負担軽減を図っています。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく難病医療費等助成の対象疾病(国の指定難病)は、令和3年に6疾病が追加され、338疾病となっています。

小児慢性特定疾病は、子どもの慢性疾病のうち、小児がんなどの特定の疾病をさしており、令和3年に対象が拡大され、788疾病となっています。

本市では、令和4年には指定難病の受給者が215人、小児慢性特定疾病の受給者は16人となっています。

■特定医療費(指定難病)·小児慢性特定疾病医療費受給者数

区 分	特定医療費(指定難病)	小児慢性特定疾病	
平成30年	216	24	
平成31年	225	23	
令和2年	222	23	
令和3年	225	22	
令和4年	215	16	

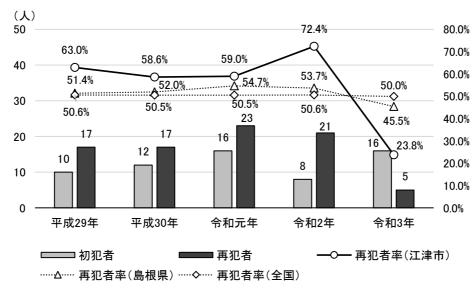
資料:浜田保健所(各年3月31日現在)

## 6. 再犯防止を取り巻く状況

本市の刑法犯検挙者中の再犯者数は令和3年は少ないものの、20人前後で推移しています。再犯者率は、令和3年を除き、5割を超えており、国や県よりも高い割合で推移しています。

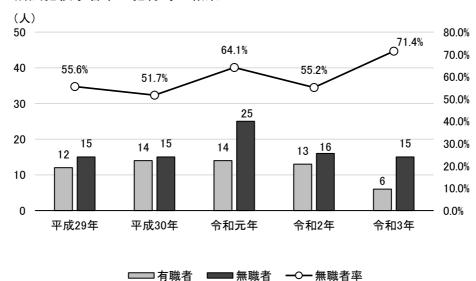
職業別でみると、有職者よりも無職者のほうが多く、こちらも5割を超えており、再犯 防止に取り組むことが重要な課題となっています。

## ■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料:法務省広島矯正管区提供データをもとに江津市作成

#### ■刑法犯検挙者中の犯行時の職業



資料:法務省広島矯正管区提供データをもとに江津市作成

## 第2節 各種調査からみる現状

## 1. アンケート調査結果からの考察

- 本計画書における「n」は、サンプル数のこと
- 本計画書におけるグラフの構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。

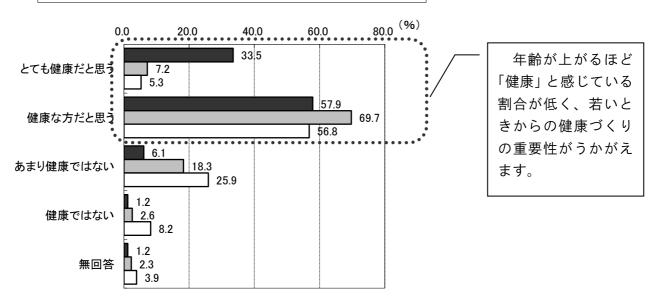
## (1)健康状態について

## ①自分で普段健康だと感じていますか 【単数回答】

## (未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

普段の健康状態について、「健康」だと感じている割合は、未成年者では9割以上となっています。一方で、若年・壮年者では7割半ば、高齢者では約6割となっています。

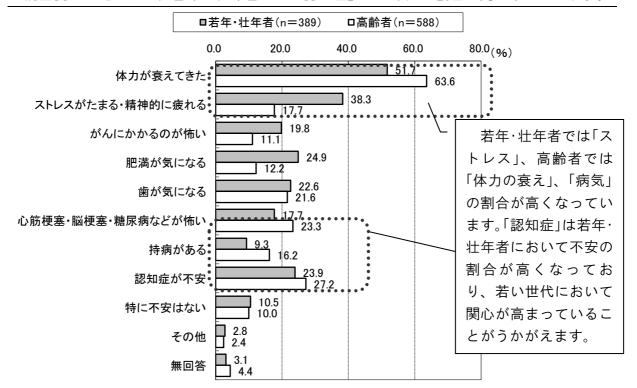
■未成年者(n=164) ■若年·壮年者(n=389) □高齢者(n=588)



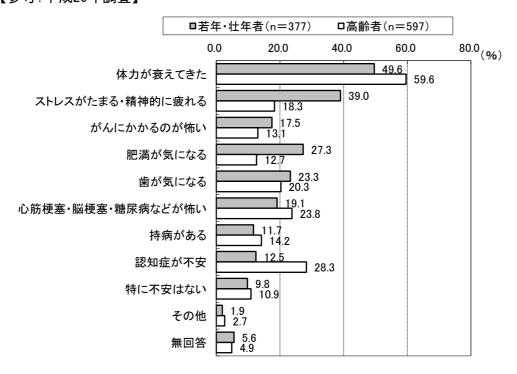
## ②健康に関して、何か不安をお持ちですか 【複数回答】(若年・壮年者調査、高齢者調査)

健康への不安について、若年・壮年者、高齢者ともに「体力が衰えてきた」が最も高くなっていますが、若年・壮年者では「ストレス」が、高齢者では「病気や認知症」に対する不安の割合が高くなっています。

前回調査と比べると、若年・壮年者では「認知症」への不安の割合が高くなっています。



## 【参考:平成29年調査】



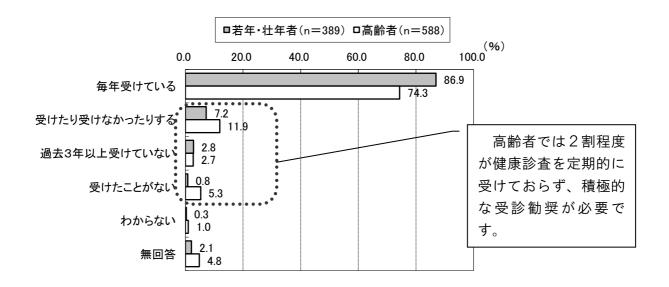
## (2)健康診査の受診について

## ①あなたは定期的に、健康診査を受けていますか【単数回答】

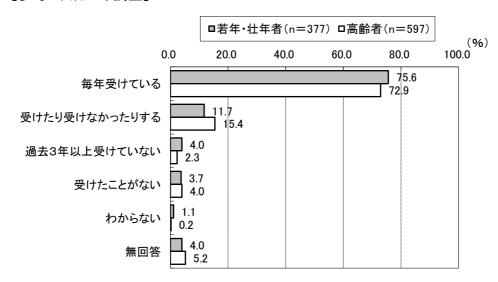
## (若年・壮年者調査、高齢者調査)

定期的な健康診査の受診状況について、若年・壮年者では8割以上、高齢者では7割以上が「毎年受けている」となっています。

前回調査と比べると、若年・壮年者の毎年受けている割合が高くなっています。



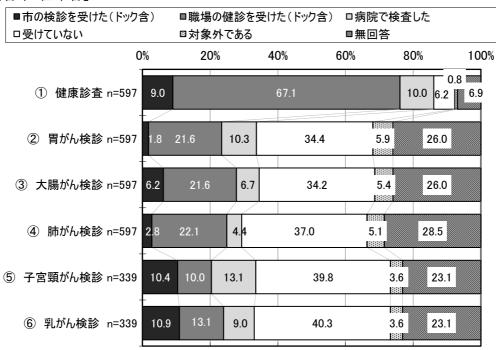
## 【参考:平成29年調査】



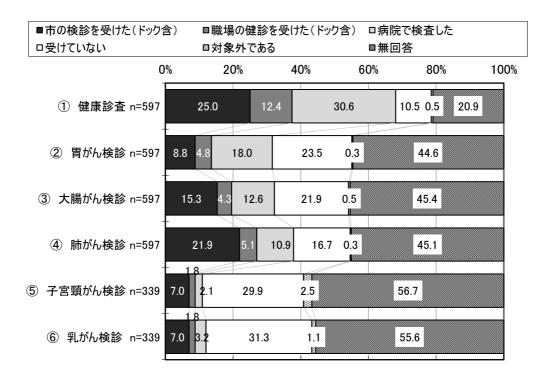
## ②過去1年間に受けた検診について 【単数回答】(若年・壮年者調査、高齢者調査)

過去1年間の検診の受診状況について、若年・壮年者の「受けていない」では「子宮頸がん検診」、「乳がん検診」で約4割となっています。高齢者では、「肺がん検診」における「市の検診を受けた」の割合が他の検診に比べ高くなっています。

#### 【若年·壮年者】



### 【高齢者】

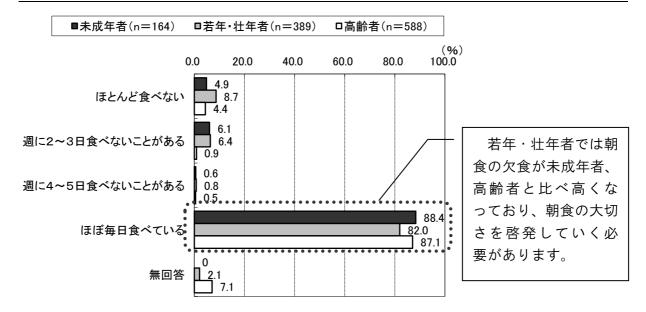


### (3)生活習慣について

## ①朝食を食べていますか 【単数回答】(未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

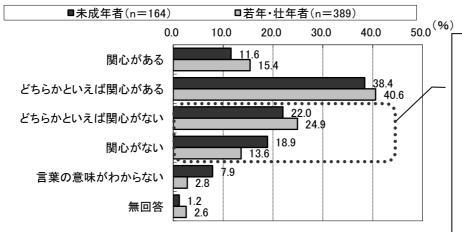
朝食の状況について、未成年者、高齢者は「ほぼ毎日食べている」の割合が9割近くに対 して、若年・

十年者では約8割となっています。



## ②「食育」に関心がありますか【単数回答】(未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

食育の関心について、年齢が上がるにつれて、食育への関心が高まっています。



【参考:平成29年調査】

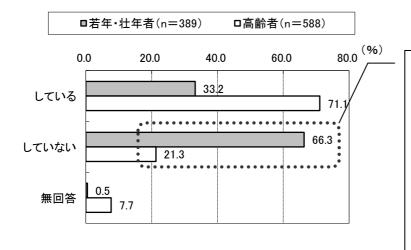
■未成年者(n=208) □若年·壮年者(n=377) (%) 40.0 50.0 0.0 10.0 20.0 30.0 15.4 関心がある 16.4 31.3 35.0 どちらかといえば関心がある 29.3 どちらかといえば関心がない 25.2 18.8 関心がない 5.3 4.5 言葉の意味がわからない 無回答 4.2  $\overline{28}$ 

前回調査と比べると、 未成年者、若年・壮年者と もに関心がある人の割合 が高くなっています。一 方で関心がない人も依然 として多く、子どもや若 いときから食育について 学び、関心を高めるため の取り組みを進めていく 必要があります。

## ③日常生活の中で、健康のために定期的に体を動かすなどの運動をしていますか【単数回答】 (若年・壮年者調査、高齢者調査)

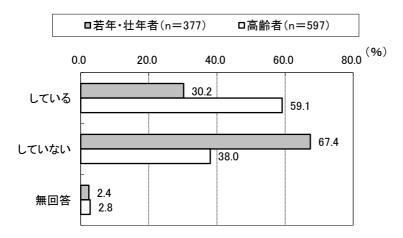
定期的な運動の有無について、若年・壮年者では「していない」が6割を超えていますが、高齢者では「している」が約7割となっています。

前回調査と比べると、若年・壮年者、高齢者ともに「している」の割合が高くなっており、特に高齢者で顕著となっています。



高齢者では運動をしている人の割合が増加した一方で、若年・壮年者では「運動をしていない」割合が6割を超えており、子育てや仕事でゆとりがないことが要因と考えられ、若い世代への意識づくりが求められます。

### 【参考:平成29年調査】

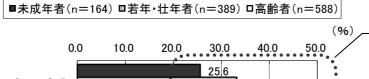


## ④あなたは最近1か月間にストレスを感じたことがありますか 【単数回答】

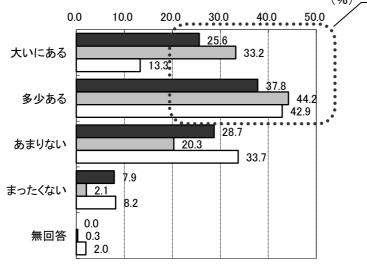
### (未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

ストレスの有無について、「大いにある」、「多少ある」を合わせると、未成年者で約6 割、若年・壮年者で7割半ばと高くなっています。

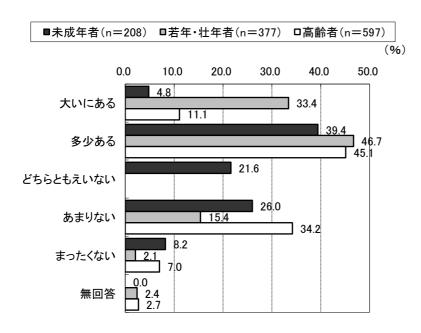
前回調査と比べると、未成年者の「大いにある」、「多少ある」を合わせた割合が低くな っている一方で高齢者は高くなっています。



若年・壮年者、未成年者で は「ストレス」を感じている 割合が高く、体の健康だけ でなく、心の健康づくりに も力を入れる必要がありま す。



#### 【参考:平成29年調査】

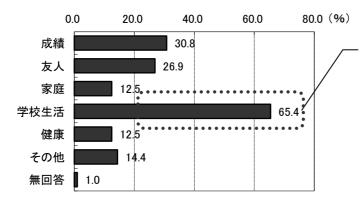


## **⑤何がストレスの原因と思われますか【複数回答】**

### (未成年者調査、若年・壮年者調査、高齢者調査)

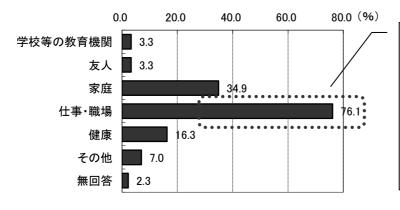
ストレスの原因について、未成年者では「学校生活」、若年・壮年者では「仕事・職場」、 高齢者では「健康上の問題」にストレスを感じている割合が高くなっています。

#### 未成年者調査 (n=104)



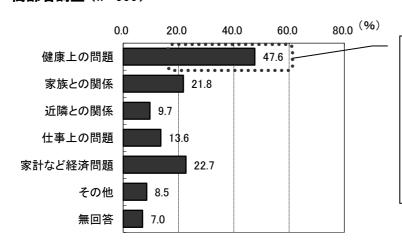
未成年者では「学校生活」でストレスを感じている割合が高く、学校の先生やとクールカウンセラーなども連携をしながら子どもたちがストレスを感じない環境づくりに努めていく必要があります。

#### 若年・壮年者調査 (n=301)



若年・壮年者では「仕事・ 職場」でストレスを感じて いる割合が高く、職域など に対して、ワーク・ライフ・ バランスの周知やメンタル ケアを促していく必要があ ります。

### 高齢者調査 (n=330)



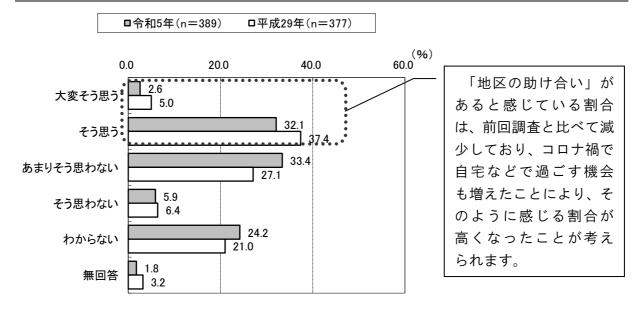
高齢者では「健康上の問題」でストレスを感じている割合が高く、サロンや通いの場への誘い合いを通じて、仲間との健康づくり活動を促進していく必要があります。

## (4) 地域の関係性・地域活動などについて

## ①あなたの住んでいる地区は、お互いに助け合っていると思いますか 【単数回答】 (若年・壮年者調査)

住んでいる地区は助け合っていると思うかについて、「大変そう思う」、「そう思う」を合わせた割合は3割半ばとなっています。

前回調査と比べると、「大変そう思う」、「そう思う」を合わせた割合は減少しています。

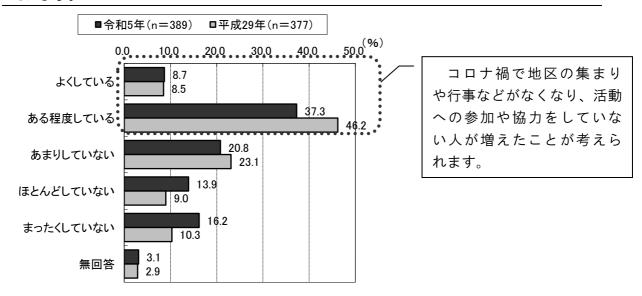


## ②あなたは地区の行事や活動などに参加・協力していますか【単数回答】

### (若年・壮年者調査)

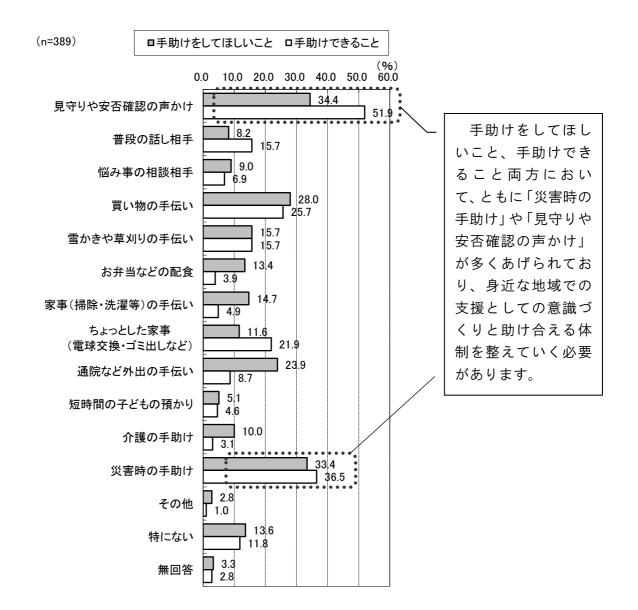
地区の行事などへの参加状況について、「よくしている」、「ある程度している」を合わせた割合は、4割半ばとなっています。

前回調査と比べると、「よくしている」、「ある程度している」を合わせた割合は低くなっています。



### ③地域で手助けをしてほしいこと・手助けできること【複数回答】(若年・壮年者調査)

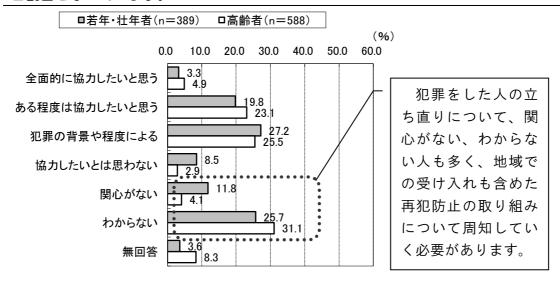
手助けをしてほしいこと、手助けできること両方において、ともに「災害時の手助け」、「見守りや安否確認の声かけ」の割合が高くなっています。



### (5) 再犯防止について

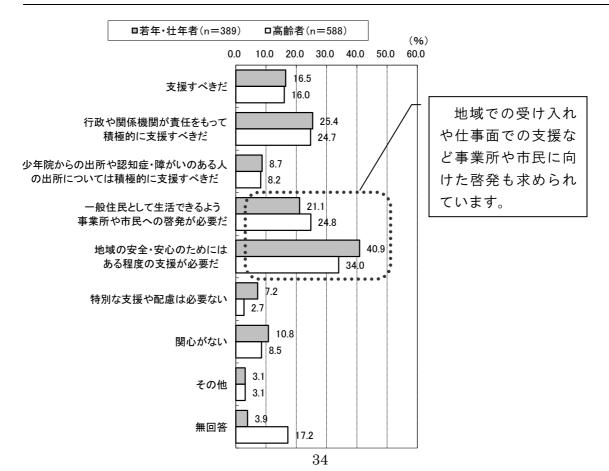
# ①あなたは地域に刑務所出所者等がいた場合、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか【単数回答】(若年・壮年者調査、高齢者調査)

立ち直りへの協力について、「協力したいと思う」割合は、若年・壮年者、高齢者ともに 2割台となっています。



# ②刑務所出所者等が円滑に社会復帰できるように支援することについて、あなたの考えに特に近いものを選んでください 【複数回答】(若年・壮年者調査、高齢者調査)

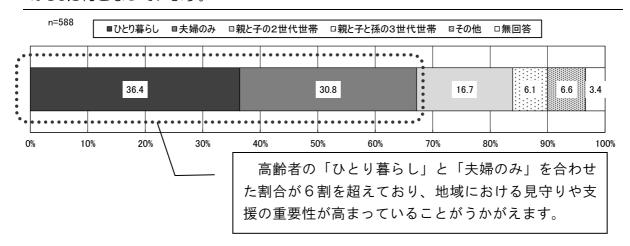
社会復帰に向けた支援について、若年・壮年者、高齢者ともに「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」の割合が高くなっています。



### (6) 高齢者の生活支援などについて

### ①あなたは誰と暮らしていますか【単数回答】(高齢者調査)

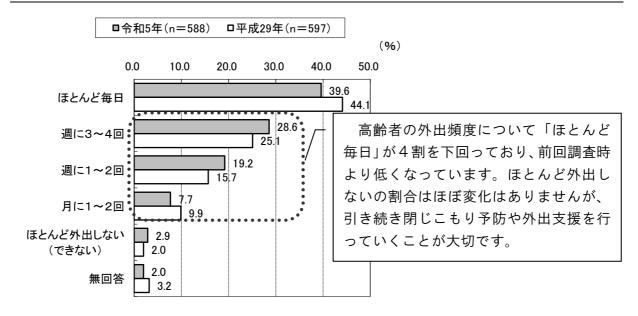
高齢者の同居者について、「ひとり暮らし」が36.4%で最も高く、次いで「夫婦のみ」が30.8%となっています。



# ②あなたが買い物、散歩、通院などで外出する頻度はどれくらいですか 【単数回答】 (高齢者調査)

外出する頻度について、「ほとんど毎日」が39.6%と高くなっています。次いで「週に3~4回」が28.6%、「週に1~2回」が19.2%で続いています。

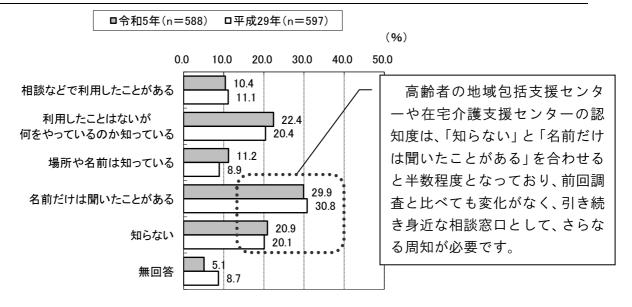
前回調査と比べると、「週に3~4回」、「週に1~2回」の割合が高くなっています。



# ③あなたは、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや在宅介護支援センターを知っていますか 【単数回答】(高齢者調査)

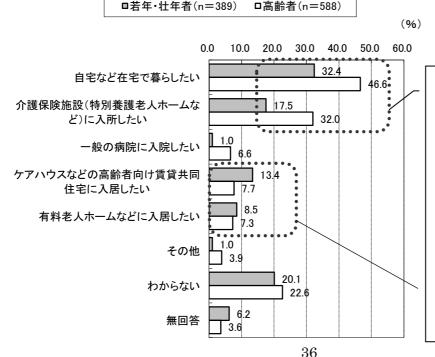
地域包括支援センターや在宅介護支援センターの認知度について、「名前だけは聞いたことがある」が29.9%で最も高くなっています。次いで「利用したことはないが何をやっているのか知っている」が22.4%、「知らない」が20.9%で続いています。

前回調査と比べると、「利用したことはないが何をやっているのか知っている」、「場所 や名前は知っている」の割合が若干高くなっています。



# ④あなたは身の回りのことが自分でできなくなったときに、どのようにして暮らしていきたいと考えていますか【若年・壮年調査:単数回答、高齢者調査:複数回答】

身の回りのことが自分でできなくなったら、どのようにして暮らしていきたいかについて、若年・壮年者、高齢者ともに「自宅など在宅で暮らしたい」が最も高く、次いで若年・ 壮年者は「わからない」、高齢者は「介護保険施設に入所したい」となっています。



高齢者が希望する今後の生活の場として、「自宅」が最も高く、希望を実現できるよう、在宅生活の支援を充実する必要があります。

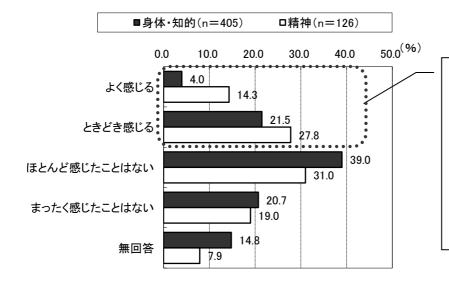
若年・壮年者は、ケアハウス等や有料老人ホームなどを望む割合も多くなっていることから、多様な住まいの充実も求められています。

### (7) 障がい者の支援などについて

## ①あなたは日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか 【単数回答】 (身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

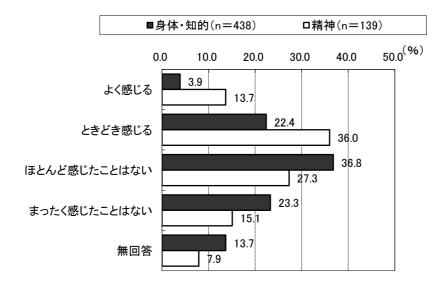
日常生活で差別などを感じるときがあるかについて、身体・知的では「よく感じる」、「ときどき感じる」を合わせた割合が2割半ばに対し、精神では約4割となっています。

前回調査と比べると、精神障がいの「ほとんど感じたことはない」、「まったく感じたことはない」を合わせた割合が高くなっています。



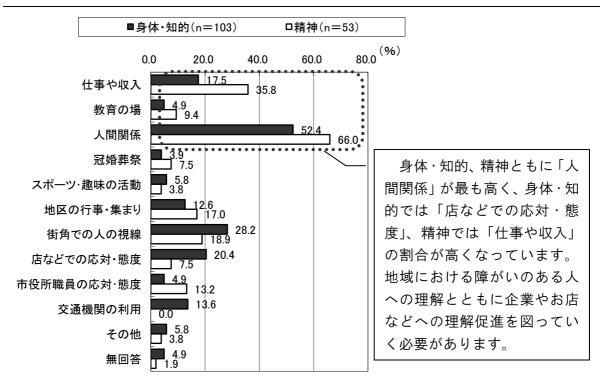
精神の約4割が、差別や偏見を感じるときが「ある」と回答しており、前回調査と比べると減少していますが、引き続き地域において、障がいのある人への理解を促進していく必要があります。

#### 【参考:平成29年調査】



# ②<u>「差別や偏見、疎外感を感じている」方におうかがいします。</u>どのようなときにそれを感じましたか【複数回答】(身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

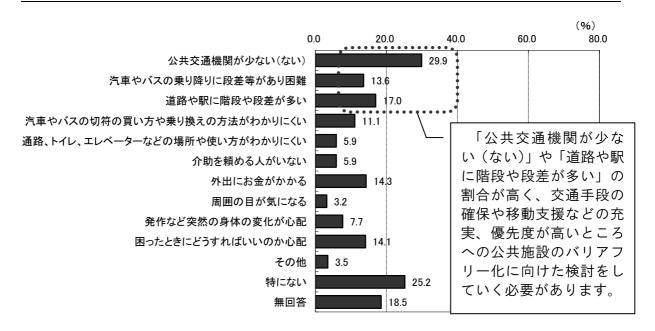
差別や偏見、疎外感を感じるときについて、身体・知的、精神ともに「人間関係」が最も高くなっています。次いで身体・知的では「街角での人の視線」、精神では「仕事や収入」となっています。



## ③あなたが外出のとき、不便に感じたり困ることは何ですか【複数回答】

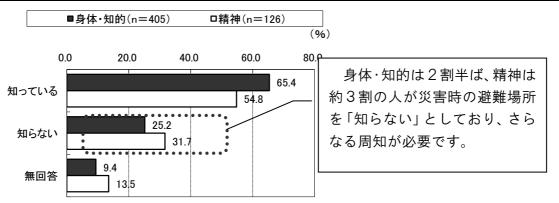
#### (身体・知的障がい者調査)

外出で不便に感じたり困ることについて、「公共交通機関が少ない(ない)」が29.9%で最も高くなっています。次いで「特にない」が25.2%、「道路や駅に階段や段差が多い」が17.0%で続いています。



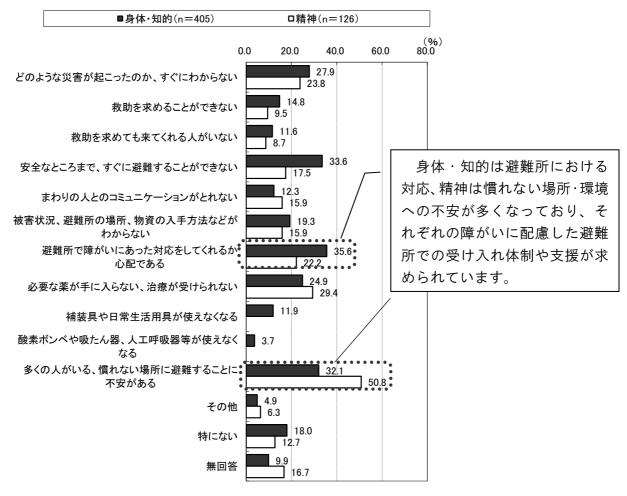
# ④水害(台風)や地震などの災害が起こったときの避難場所を知っていますか【単数回答】(身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

災害時の避難場所について、「知らない」割合は、身体・知的は2割半ば、精神は約3割となっています。



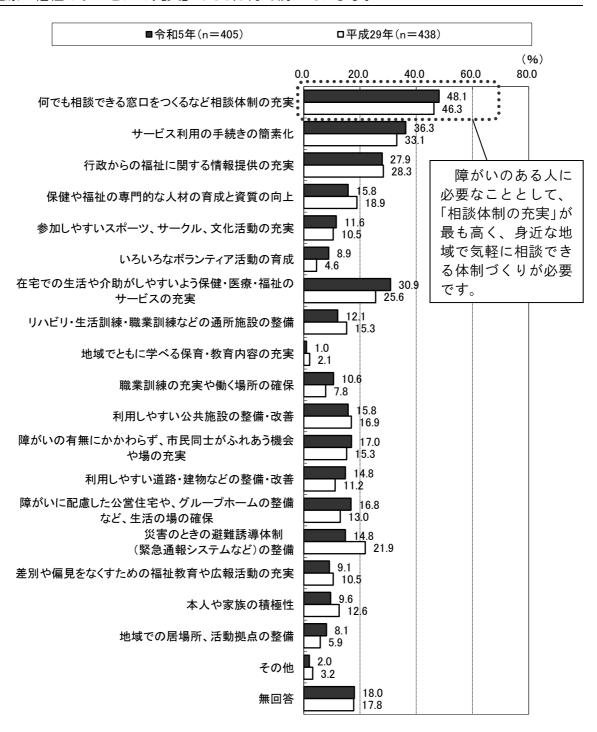
## ⑤あなたは、水害(台風)や地震などの災害発生時に困ったり、不安に思うことは何ですか 【複数回答】(身体・知的障がい者調査、精神障がい者調査)

災害発生時に困ったり、不安に思うことについて、身体・知的は「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が35.6%で最も高く、次いで「安全なところまで、すぐに避難することができない」が33.6%で続いています。精神は「多くの人がいる、慣れない場所に避難することに不安がある」が50.8%で最も高く、次いで「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が29.4%で続いています。



# ⑥障がいのある人にとって住み良いまちをつくるために、どのようなことが必要だと考えますか 【複数回答】(身体・知的障がい者調査)

障がいのある人にとって住み良いまちをつくるために必要なことについて、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が48.1%で最も高くなっています。次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が36.3%、「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が30.9%で続いています。



## 2. 関係団体調査結果からの考察

#### (1) 地域福祉に関する課題

- ○団体における活動をする上での課題として、新規メンバーの加入が少ないことやメン バーの高齢化など世代に偏りがあること、役員のなり手がいないことなどがあげられ ています。
- ○社会福祉協議会においては、地域住民に対して協力してほしいこととして、団体の活動に理解を深めてほしいことがあげられており、活動内容等の情報提供を行いながら、市民に社会福祉協議会の活動について興味・関心を持ってもらうことが大切です。
- 〇地域福祉活動を進めるうえでは、個人情報の問題もあり、地域の中で支援を必要とする人の把握が難しい状況にあります。
- 〇サロンなどの地域の通いの場を運営する方々の高齢化も進んでおり、次代を担う後継者の確保は各地区にとって大きな課題となっています。

#### (2)健康増進に関する課題

- 〇健康の各種取り組み施策を各地域で実施していますが、参加する住民が固定的になり つつあり、参加しない人々に対する取り組みが必要です。
- 〇サロンなど地域の通いの場に参加したくても、自宅から開催場所までの移動・外出手 段等が十分でないため、参加しづらい人たちに対する支援をどのようにするのか、ど この地域も深刻な課題となっています。併せて、こうした人々は、閉じこもりや低栄 養といった課題も懸念されます。
- 〇若年者のう歯は減少してきていますが、壮年期からの歯周病、高齢者の口腔機能低下が課題となっています。歯周病と全身疾患との関連性があり(脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病、がん、認知症など)、特に本市においては、脳卒中、心疾患を減らすことが重要となっており、歯周病の治療、管理の重要性も啓発する必要があります。
- ○重複多剤のリスクを減らし、薬剤を安全に服用するためにも、かかりつけ薬局をもつ こと、おくすり手帳の一本化を啓発していくことが重要です。
- ○各種団体への保健師、管理栄養士の働きかけが十分でないことがあげられています。

#### (3) 食育推進に関する課題

- 〇保育施設職員が食育に関する専門的な指導が受けられるとよいという意見があがって います。
- 〇クッキングに関しては、保育施設から小学校へ上がった際に、低学年で機会が減るので、増やしていく必要があります。
- ○「食べる」ことだけでなく、「食べ物やそれに関わる人への感謝の気持ち」、「マナー」 を教えていく必要があります。
- ○小学校における食育に関する指導時間の確保や講師の選定が課題となっています。
- ○地域の食育活動の担い手である食生活改善推進員が不在の地区が増えてきており、担い手の確保が課題です。また、まちづくり協議会単位で連携した取り組みを行うことも必要です。

#### (4) 自死に関する課題

- 〇コロナ禍以後、健康分野に関する相談件数、緊急対応件数ともに増加傾向にあります。 消防における救急対応件数においても令和3年以降横ばい傾向となっており、減少が みられない状況となっています。
- 〇小規模な事業所ほど経営者は日々の業務に追われ、計画的な資金繰りが疎かになり、 多重債務、うつにつながる場合があります。
- ○働き方改革でストレスチェックの導入が始まりましたが、その後もそれが活かされているのか、ストレスを自覚された人がその後どのようになったのか追跡がなされていない状況です。
- ○自死には、いろいろな原因があり、それらが複合している場合も考えられます。様々 な機関が連携を図り、対応する体制が必要です。
- 〇自ら相談機関に相談することは、難しいと思うので、相談窓口も含め周りの気づきを 相談機関につなげるための仕組みをつくっていく必要があります。

#### (5) 介護人材確保に関する課題

- 〇人材確保に向けて、求人広告を出しても応募がないことや、紹介を受けて採用しても すぐに辞めてしまう。新たな人材を受け入れたいが自社で教育する余裕がないといっ た課題があがっています。
- ○介護従事者においては、離職防止の観点から職場がとるべき方策について、ボランティアや外国人を積極的に受け入れることに関して優先順位が低い、または、よくわからないものとして認識されています。事業所においては、ボランティアを受け入れて人材の補完をしたいと模索しており、現場層と経営層の間で認識の差が生じています。
- ○介護の仕事における資格の重要性や専門的なスキルの必要性は介護従事者において感 じられているもののスキルアップに向けた研修等が職場内で十分にできていないこと や研修時間の確保ができないなどの課題もあがっています。このことからも、職場内 での人材育成に関しては、業務の効率化等によって研修の時間を確保することや、外 部講師の活用など研修スキルを補完する支援が求められています。

#### (6) 障がい者福祉に関する課題

- ○障がい福祉サービス事業所において事業をする上での困りごとでは、職員の募集や 職員の技術の向上、事務作業が多いこと、施設・設備の改善が必要であること、採算 性の確保に苦労することなどが多くあげられています。
- ○障がい福祉サービス事業所において事業運営する上での課題では、良質な人材の確保 が難しいことや、公的な提出物などの書類作成が煩雑で、時間に追われているなどが あげられています。
- ○本市で不足しているサービスや支援については、移動支援や相談支援に関して不足しているという意見があがっており、特に相談支援では、事業所(専門員)の人数が少なく、相談支援専門員一人あたりの計画相談件数が多い状況となっています。
- ○障がい者の団体においては、会員数の減少や後継者不足、財源不足なども問題が顕在 化してきており、各種行事の縮小にもつながっています。活動や組織のあり方が問わ れる状況となっており、組織の活動の活性化をいかに図っていくかが大きな課題とな っています。

## 3. 第3次計画の検証

#### (1) 地域福祉計画

地域福祉計画において設定した目標指標に対し、「学校における福祉教育の充実」、「ボランティア登録の『人数』」、「ボランティア・NPO活動の拠点確保」、「ふれあいサロンの拡充」、「相談体制の充実」で目標を達成しています。

一方で、「ボランティア養成講座の開催」においては、目標値に達しておらず、引き続き 充実を図っていくことが必要です。

施策の実施状況として、「パレットごうつ」に地域福祉活動の中心を担う江津市社会福祉協議会の事務所が設置されており、全市的な活動の拠点とすると同時に、各種団体の会議、相談活動の場として活用されています。また、福祉教育やボランティア養成講座などを通じてボランティアの養成を図っており、ボランティア人数は増加しています。

地域コミュニティ交流センターについては、社会福祉協議会の支会や地域コミュニティ 組織の活動拠点として活用されており、各地域において特色ある取り組みが行われていま す。

相談支援体制では、高齢者支援では地域包括支援センター、子育て支援では子育て支援 課や子育てサポートセンター、障がい者では江津市基幹相談支援センターを設置しており、 さらに、不登校やひきこもりの人の自立を支援するため「総合相談窓口」を新たに設置し、 相談支援体制の充実を図っています。

防災対策では、令和2年度から令和6年まで桜江地区の小さな拠点づくり事業の中で地域の防災力強化の取り組みを行っています。その他の地区は令和5年度に組織や活動の状況についてヒアリングを行っており、今後は自主防災組織の活動強化に取り組んでいく必要があります。

#### 目標指標の達成状況

◎:目標値を達成

〇:目標値は達成していないが改善傾向

×:未達成

ー:計画策定時と対象変更のため判定不可

#### ■目標指標の達成状況

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
学校における福祉教育の 充実	実施校数	全校(小中学校)	全校(小中学校)	全校(小中学校)	0
ボランティア養成講座の	講座数	4講座/年	3講座/年	4講座/年	×
開催	受講者数	120人/年	83人/年	120人/年	×
ボランティア登録	登録数(人数)	1,446人	1,766人	1,500人	0
(ハランティア 豆琢	登録数(団体)	66団体	69団体	70団体	0
ボランティア・NPO活動の 拠点確保	か所	1か所	2か所	2か所	0
ふれあいサロンの拡充	利用者数	10,252人/年	13,488人/年	11,000人/年	0
相談体制の充実	総合相談 窓口設置数	1か所	2か所	2か所	0

## I 序論

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
	広報紙等 掲載回数	6回/年	6回/年	12回/年	×
情報提供体制の充実   	ホームページ 更新回数	3.7回/月	4.1回/月	4回/月	0

#### (2)健康増進計画

健康増進計画において設定した目標指標に対し、女性は「平均寿命」、「健康寿命」とも に達成しており、男性は「平均寿命」が目標を達成しています。

年齢調整死亡率は、男性の心疾患と男女ともに自殺が目標を達成できませんでしたが、それ以外の項目は目標を達成しています。

特定健康診査受診率は前回計画策定時より下がっており、目標値ともかなりかけ離れています。メタボリックシンドローム該当・予備群者の割合は前回計画よりは下がっており、 改善していますが、目標値には達していない状況です。

各種がん検診については、大腸がん、子宮頸がん、乳がんはよくなっていますが、その 他のがん検診は目標値に程遠い状況となっています。

生活習慣改善目標は、達成率が改善していない項目については、引き続き市民の意識啓発及び行動変容となるよう、充実を図っていくことが必要です。

施策の実施状況としては、各種健康診査の実施や、生活習慣の改善に向けた取り組みなど、地域における健康づくりを推進しています。

成人期・壮年期における健康づくりを進めるため、職域保健部会を中心に啓発活動を行っており、職域から健康教室の開催依頼があるなど、事業所においても健康に関する意識が高まっています。

健康づくり地区連絡会においては、地区のリーダーが主体的に企画運営し、それぞれの 地域の状況に応じた健康づくり活動が展開されるようになっています。

アンケート調査結果や生活習慣改善目標の進捗をみると、前回計画策定時と比べて、小学生と20~39歳の人の朝食の欠食が多くなっています。喫煙する人は、20~39歳の女性と65歳以上の男性、アルコールの適量を超えている人では20~39歳、40~64歳の男女において前回計画策定時と比べて割合が高くなっています。

食生活や多量飲酒、喫煙などの目標達成が図られるよう、取り組みを充実させていくことが必要です。

#### ■目標指標の達成状況

#### ① 平均寿命・健康寿命の延伸に関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
平均寿命※	男性	79.2歳	80.81歳	79.95歳	0
平均寿叩‴	女性	86.0歳	87.77歳	87.18歳	0
健康寿命※	男性	16.6歳	17.67歳	17.83歳	0
<b>健康寿</b> 叩	女性	20.2歳	21.19歳	令和5年度 79.95歳 87.18歳	0
心疾患年齢調整死亡率*	男性	66.8	68.6	54.0	×
心疾思平断调登死亡举"	女性	47.4	30.1	41.0	0
虚血性心疾患年齢調整	男性	23.2	10.6	22.2	0
死亡率	女性	7.6	3.5	7.6	0
脳血管疾患(脳卒中)	男性	61.0	46.1	49.6	0
年齢調整死亡率	女性	36.7	20.6	25.8	0

#### I 序論

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
18.1 左收回数五十五	男性	178.4	152.5	162.0	0
がん年齢調整死亡率	女性	82.9	72.0	80.0	0
自殺年齢調整死亡率	男性	29.0	24.4	20.3	0
日权平断调金光上平	女性	8.1	8.3	5.6	×

<sup>※</sup>平均寿命:ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来も続くと仮定し、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といい、出生時(O歳時)の平均余命を平均寿命といいます。

#### ② 健康診査・検診受診に関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
特定健康診査受診率	男性	36.7%	32.4%	60.0%	×
(40歳以上、国保加入者)	女性	56.1%	40.0%	60.0%	×
胃がん検診受診率	男性	2.6%	1.3%	5.5%	×
(40~69歳)	女性	5.3%	2.4%	5.5%	×
肺がん検診受診率	男性	6.2%	3.9%	9.3%	×
(40~69歳)	女性	10.4%	6.9%	15.6%	×
大腸がん検診受診率	男性	5.6%	7.7%	8.4%	0
(40~69歳)	女性	10.6%	13.4%	13.8%	0
子宮頸がん検診受診率 (20~69歳)	女性	10.4%	10.5%	15.6%	0
乳がん検診受診率 (40~69歳)	女性	13.6%	25.1%	30.0%	0
がん検診精密検査受診率		94.5%	89.5%	100%	×
メタボリックシンドローム該当・	男性	48.1%	36.7%	36.0%	0
予備群者割合(40~74歳)	女性	20.2%	15.6%	15.2%	0
克 <b>加</b> 瓦在松 <u>和</u> 教友库家※	男性	46.1	50.1	39.0%	×
高血圧年齢調整有病率 <sup>※</sup> 	女性	24.8	33.5	23.9%	×
脂質異常症	男性	46.6	48.8	40.6%	×
年齢調整有病率**	女性	44.0	40.1	39.2%	0
糖尿病年齡調整有病率*	男性	15.7	17.7	11.7%	×
構冰納平断調金有納率**	女性	6.0	6.0	4.6%	×

※高血圧有病者: 服薬あり

服薬なしで収縮期血圧140以上または拡張期血圧90以上の人

※脂質異常症有病者:服薬あり

服薬なしで中性脂肪300以上またはHDL34未満またはLDL140以上の人

※糖尿病有病者:服薬あり

服薬なしで空腹時血糖126以上またはHbA1c6.5以上の人

<sup>※</sup>健康寿命:65歳の平均自立期間のことで65歳の人があと何年自立した生活が期待できるかを示したものです。 介護認定データ(要介護2~5)、生命表をもとに平均自立期間を算出しています。

<sup>※</sup>年齢調整死亡率:年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。単位は人口10万対。

## ③ 生活習慣の改善に関する目標

	標	前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
	1歳6か月児	98.8%	97.3%	100%	×
	3歳児	97.5%	96.0%	100%	×
毎日朝食を食べて	小学生	96.5%	98.7%	100%	0
いる人を増やす	20~39歳	81.3%	69.0%	90%	×
	40~64歳	86.1%	84.7%	90%	×
	65歳以上	91.3%	87.1%	95%	×
主食、主菜、副菜	20~39歳	59.5%	59.2%	70%	×
のそろった食事を	40~64歳	71.8%	61.9%	80%	×
とる人を増やす(1 日2回以上)	65歳以上	75.2%	69.4%	85%	×
毎食、たんぱく質 を摂っている人を 増やす	65歳以上	23.6%	22.8%	50%	×
地域の健康づくり	20~39歳	17.5%	25.4%	20%	0
の会を知っている	40~64歳	43.2%	37.1%	50%	×
人を増やす	65歳以上	66.5%	57.1%	80%	×
定期的に家庭で	20~39歳	3.6%	4.2%	20%	0
血圧を測る人を増	40~64歳	25.2%	30.0%	50%	0
やす(週に1回以 上測定)	65歳以上	46.1%	62.1%	75%	0
定期的に体重を測	20~39歳	42.7%	40.8%	80%	×
る人を増やす(週	40~64歳	51.3%	55.0%	80%	0
に1回以上測定)	65歳以上	50.0%	47.5%	80%	×
	20~39歳	29.3%	28.2%	50%	×
定期的に運動する	40~64歳	32.1%	34.5%	50%	0
人を増やす	65歳以上	59.2%	71.1%	70%	0
睡眠で十分休養	20~39歳	74.4%	80.2%	80%	0
がとれている人を	40~64歳	77.1%	78.0%	85%	0
増やす	65歳以上	82.3%	82.5%	90%	0
1 1844 1 . 7	1歳6か月児	0本	0.00本	0本	0
一人が持っている	3歳児	1.02本	0.85本	0.25本	0
むし歯の本数を減	3歳以上の幼児	0.7本	0.56本	0.7本以下	0
らす(小中学校は   処置歯を含まず)	小学生	0.6本	_	0.45本	_
沈旦困で己まり)	中学生	0.3本	0.22本	0.3本以下	0
自分の歯が20本	20~39歳	88.9%	91.5%	95%	0
以上ある人を増や	40~64歳	67.4%	70.3%	75%	0
す	65歳以上	27.0%	58.6%	40%	0

指	標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
年1回歯科健診を	20~39	歳	18.3%	42.3%	30%	0
受けている人を増	40~64	·歳	30.4%	37.7%	50%	0
やす	65歳以	上	_	48.8%	50%	×
	妊娠中	女性	4.5%	0.0%	0%	0
	00 - 00 +	男性	32.3%	25.7%	20%	0
中が一ていてした	20~39歳	女性	1.9%	13.9%	1%	×
喫煙している人を	40~64歳	男性	31.7%	31.9%	20%	×
減らす 	40~64麻	女性	6.3%	6.7%	3%	×
	05-45-131 L	男性	16.6%	32.6%	10%	×
	65歳以上	女性	2.7%	5.6%	2%	×
	妊娠中	女性	6.3%	0.0%	0%	0
	20~39歳	男性	58.2%	63.6%	30%	×
アルコールの多量	20~39麻	女性	13.4%	37.6%	10%	×
(適量を超える)飲	40	男性	54.6%	69.8%	30%	×
酒を減らす	40~64歳	女性	16.5%	41.7%	10%	×
	CE TE DI L	男性	38.1%	22.70/	20%	
	65歳以上	女性	5.9%	22.7%	3%	

#### (3)食育推進計画

食育推進計画において設定した目標指標に対し、「食育に関心がある」の20~39歳の割合、「農業体験または調理体験に取り組んでいる」の全園児、「行事食や郷土料理の継承活動に取り組んでいる」の全生徒では、目標を達成しています。

一方で、小中学校における農業体験や調理体験については未実施の学校もあり、全校実施に向けて引き続き、学校との連携を図っていく必要があります。

朝食の摂取や主食、主菜、副菜を組み合わせた食事、野菜料理を1日に小鉢5皿以上食べるなどの項目も年代によっては達成できていないものも多く、引き続き、正しい食習慣や栄養バランスなどについて啓発していく必要があります。

施策の実施状況としては、「ごうつ食育の日」の啓発や、各種健康教育の実施を通じて食生活や栄養に関して学べる機会を提供しています。また、出前講座などで行事食や郷土料理の調理実習なども行っており、郷土料理の普及や地産地消の推進に努めています。

また、食育推進ネットワークを中心に食育を推進しており、今後も食育推進会議が核となり、事業所や関係団体、職域とも連携しながら食育が広がるよう取り組んでいく必要があります。

アンケート調査結果においても若い世代や働き盛り世代の食生活に課題がみられることから、食育に無関心な層へ関係機関や職域などとも連携を図りながらアプローチしていく必要があります。

#### ■目標指標の達成状況

#### ① 食で育む豊かな心に関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
<b>今 六 1- 明 さ じと 7</b>	13~19歳	46.7%	50%	70%	0
食育に関心がある	20~39歳	59.8%	71.8%	70%	0
毎日、家族(大人)と	1歳6か月児	85.1%	92%	95%	0
一緒に食事をする	3歳児	90.3%	92%	95%	0
高齢者の共食の場を 提供する※月1回以上	各地区	17/23地区	1/23地区	全地区	×
典类体验士 化氢四体验	全園児	14/14園	14/14園	全園児全園	0
農業体験または調理体験に取り組んでいる	全児童	2/7校	0/7校	全児童全校	×
に取り組んでいる	全生徒	0/4校	0/4校	全生徒全校	×
1食分の食事を一人で作	13~19歳	63.0%	62.8%	80%	×
ることができる	20~39歳	86.3%	84.5%	95%	×
「弁当の日」に取り組 んでいる	関係機関・ 団体	1機関•団体	2機関・団体	5機関・団体	0

## ② 食でつくる健康なからだに関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
	3歳児	5.4%	3.9%	0%	0
毎日朝食を食べる	小学生	3.5%	1.3%	0%	0
(欠食者の割合)	13~19歳	9.6%	11.6%	5%以下	×
	20~39歳	18.8%	31%	10%以下	×
+ & + = = = <i>t</i>	13~19歳	85.1%	84.8%	95%	×
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を	20~39歳	59.5%	59.2%	70%	×
1日2食以上食べる	40~64歳	71.8%	61.9%	80%	×
1日2長以工長へる	65歳以上	75.2%	69.4%	85%	×
mz ++ // zm + / - / - / - / - /	13~19歳	3.8%	3.7%	6%	×
野菜料理を1日に小鉢5皿 以上食べる	20~39歳	1.3%	1.4%	6%	0
以工及べる	40~64歳	3.3%	3.2%	6%	×

## ③ 食で学び伝える郷土の味と食文化に関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
食材を選ぶ時、地元でと	20~39歳	60.9%	63.4%	70%	0
れたものを選ぶようにして いる	40~64歳	70.0%	66.8%	80%	×
学校給食における江津市 産食材の割合	食品数ベース	32.9%	36%	40%	0
行事食や郷土料理の継承	全児童	0/7校	2/7校	全児童4校以上	0
活動に取り組んでいる	全生徒	1/4校	2/4校	全生徒2校以上	0
※学校給食除く	食生活改善 推進員	年 4 回	年4回	年12回以上	×

## ④ 食でつなぐ人と地域に関する目標

指標		前回計画策定時 平成28年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
健康的な食環境を整える	ヘルシーサポート店	2店舗	1店舗	6店舗以上	×

#### (4) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画において設定した目標指標に対し、女性の「65歳の健康寿命(平均自立期間)」、「要支援・要介護1認定者の維持・改善率」、「介護の仕事理解促進講座を開催する学校数」、「ICTやロボットの導入事業所数」では、目標を達成しています。

一方で、「在宅看取り割合」は前回策定時より割合が低くなっています。また、「チーム オレンジ設立数」は評価時点では未達成ですが、設立に向けて準備を進めている地域もあ ります。

施策の実施状況としては、江津市地域包括支援センターとブランチ機能を有した4圏域の在宅介護支援センターで連携を図りながら、各種相談の対応などを行っています。

在宅医療・介護連携においては、済生会江津総合病院に在宅医療・介護連携支援センターを設置し、相談の受付や情報提供などを行っています。また、病院内に江津市地域包括支援センターを設置することで、医療・介護の情報共有や連携の強化を図っています。

認知症施策については、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに加えて東部地区と桜江地区に配置することで、相談や訪問の体制強化を図っています。また、権利擁護の取り組みでは、江津市成年後見制度利用促進計画を策定し、中核機関を設置することで、利用促進に向けて取り組んでいます。

今後は生産年齢人口が減少する一方で、医療・介護両方のニーズを有する85歳以上の高齢者や、認知症を抱える高齢者の人数は横ばいで推移することが見込まれるため、必要な支援の提供が継続できる体制を構築していきます。

### (1) 住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり

	前回計画策定時 令和2年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
在宅看取り割合(自宅及び 老人ホームでの死亡割合)	10.6%	8.9%	14.0%	×
要介護認定者における居宅 サービス利用割合	55.6%	56.6%	60.0%	0
チームオレンジ設立数	なし	0チーム	1チーム	×
認知症に係る相談窓口の認 知度	31%	36.7%	50%	0

#### ② 健康づくりと介護予防の一体的な推進

	前回計画策定時 令和2年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
65歳の健康寿命(平均自立 期間)	男17.24年/女20.77年	男17.67年/女21.19年	男18.69年/女21.06年	0/©
要支援・要介護1認定者の維 持・改善率	34.1%	55.1%	35.5%	0
通いの場の設置数	305か所	337か所	350か所	0

## ③ 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

	前回計画策定時 令和2年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
幸福度8点以上の人の割合 が45%以上の日常生活圏域 数	3圏域	0圏域	4圏域	×
第2層協議体の定期開催	4つの日常生活圏域 のうち、1つの日常 生活圏域で不定期開催	東部・中部・西部:各2回 桜江:6回	4つの日常生活圏域 のすべてにおいて、 年間4回以上の開催	0

## ④ 介護現場を支える環境づくり

	前回計画策定時 令和2年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
介護の仕事理解促進講座を 開催する学校数	なし	4校	4校	0
ICTやロボットの導入事業所 数	把握なし	8事業所	新規1事業所以上	0

### (5) 障がい者保健福祉計画

障がい者保健福祉計画において設定した成果目標に対し、「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数」、「主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数」などにおいて目標を達成しています。一方で「福祉施設から一般就労への移行」や「地域生活移行者数」、「児童発達支援センターの設置数」などにおいて目標を達成できていない状況です。特に福祉施設の入所者の地域生活への移行については、入所者の高齢化や重度化もあり、地域生活への移行が難しい状況です。また、児童発達支援センターは市または広域での設置となっており、広域での設置も含め、検討が必要です。

施策の実施状況としては、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの提供や地域 生活支援事業などを実施し、障がい者やその家族の生活支援、就労支援に努めています。 一方で、事業所では労働力の確保が年々難しくなってきており、事業継続をいかに支えて いくかが課題となっています。

障がい者の雇用促進として、障がい者就労施設等への物品の優先調達は進んでおり、取引額も増加しています。また合理的配慮が令和6年より義務化されることにより、企業からの問い合わせも増えるなど、周知も図られています。

#### ① 福祉施設から地域生活への移行

項	目	令和元年度末	現況	目標 令和5年度	達成状況
福祉施設の入所者の	減少見込者数 (福祉施設入所者数)	0人(66人)	1人 (65人)	2人 (64人)	×
地域生活への移行	地域生活移行者数	0人	0人	4人	×

## ② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	現況	目標 令和5年度	達成状況
市または圏域に少なくとも1つ以上確保	1か所	1か所	0
機能の充実に向けた検証、検討の場の設置	有	有	0

#### ③ 福祉施設から一般就労への移行など

項 目	令和元年度末	現況	目標 令和5年度	達成状況
一般就労への移行者数	4人	0人	7人	×
うち就労移行支援事業を通じた移行者数	_	0人	3人	×
うち就労継続支援A型事業を通じた移行者数	-	0人	1人	×
うち就労継続支援B型事業を通じた移行者数	-	0人	3人	×
うち就労定着支援事業の利用者の割合	_	0%	70%	×
本市における就労定着支援事業所の就労定着率の 目標値	_	-	_	_

## I 序論

## ④ 障がい児支援の提供体制の整備など

項 目	現況	目標 令和5年度	達成状況
児童発達支援センターの設置数	0か所	1か所	×
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有	0
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設 置数	1か所	1か所	0
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	1か所	0
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	0

## ⑤ 相談支援体制の充実・強化等

項 目	現況	目標 令和5年度	達成状況
市または圏域で相談支援体制の充実・強化に向けた体制を 確保	有	有	0

## ⑥障がい福祉サービス等の質の向上

項目	現況	目標 令和5年度	達成状況
サービスの質の向上を図るための体制構築	有	有	0

### (6) 自死対策総合計画

自死対策総合計画において設定した目標指標に対し、自殺死亡率、男性の40~64歳の 年齢調整死亡率ともに、目標を達成しています。

施策の実施状況としては、健康推進地区連絡会の健康づくり活動研修会でこころの健康 に関する啓発を各ブロックで行っています。また、ゲートキーパー養成講座に民生児童委 員協議会やケアマネ部会、自死対策連絡協議会、市議会、市職員などが参加し、身近な地 域で支え手となる市民の育成を進めています。

さらに、事業所健診でこころのチェックシートやメンタルヘルスサポート「こころの耳」 の周知を行うとともに、事業所において出前講座を実施するなど、職場におけるメンタル ヘルス対策を実施しています。

## ◎男女計の全年齢の自殺死亡率を平成27年(2015年)を中間年とする5年平均と比べて20%以上減少させる

項目	前回計画策定時 平成29年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
自殺死亡率(人口10万人あたり)	25.6	18.9	20.5以下	0

#### ◎本市の重点施策

〇男性の壮年期(40歳から64歳)の年齢調整死亡率を、平成26年(2014年)を中間年とする5年の平均78.1から、島根県の平均値43.1に減少させることをめざす

項目	前回計画策定時 平成29年度	現況	目標 令和5年度	達成状況
男性40~64歳 年齢調整死亡率	78.1	31.2	43.1	0

## 第3章 基本構想

## 第1節 将来像

少子高齢化・人口減少などにより、本市における地域の暮らしは変化し続けており、今後 支える側が減少し、支えられる側が増加していくことが見込まれます。そのため、子ども・ 高齢者・障がい者などすべての住民が役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現に向けた取 り組みを進めることで、誰もが健康で安心して暮らせるまちをめざします。

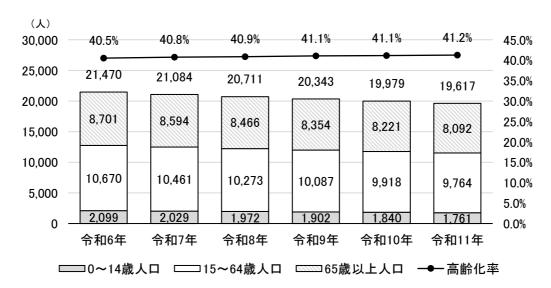
## 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

## 第2節 人口の将来推計

本市の将来人口を推計すると、令和11年では令和6年から比べ、約1,850人の減少が予測されます。

一方、高齢化率は微増傾向で推移し、令和11年では41.2%となることが予測されます。 こうした状況を含め、地域の実情を踏まえながら、今後の本市における保健福祉施策の展 開について検討していくことが必要です。

#### ■将来人口の推計



※平成29年から令和5年までの住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により推計しています。浜田地区広域行政 組合の介護保険事業計画の数値との整合を図ります。

## 第3節 ライフステージの設定

本計画では、一貫性のある保健福祉施策を展開していくため、各個別計画における施策の 対象をライフステージごとに設定します。

## ■ライフステージの設定

ライフステージ	年齢区分
乳幼児期	概ね0歳~5歳
学齢期	概ね6歳~17歳
成人期	概ね18歳~39歳
壮年期	概ね40歳~64歳
高齢期	概ね65歳以上



## 第1部 地域福祉計画

## はじめに 地域福祉計画の基本方針

## 第1節 基本理念

少子高齢化やライフスタイルの変化により、地域そのものを維持していくことが困難な状況が懸念される中、地域のあり方も新たな形を生み出していかなければなりません。

そのため、住民や団体組織、行政が協働し、地域のあり方を考え、未来を創ることができるまちをめざして、下記を基本理念とします。

## 未来を創るイキイキ協働体

## 第2節 基本目標

## 1. 地域福祉を担う人づくり

地域福祉を進めるためには、制度や仕組みはもちろん、実際に支え合い、助け合いの主体となる人づくりが最も重要です。

子どもから大人まで、幅広い層に対して、地域福祉に関する知識や、意識を周知・啓発することで、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、対象を限定したものだけでなく、地域社会を取り巻く活動なども含めた協働体の担い手づくりを行います。

## 2. 地域福祉を展開する地域づくり

地域では、少子高齢化や近所付き合いの希薄化などの課題を抱えており、新たな関係性の構築が必要となっています。

地域福祉を担う人材が、自分の持っている能力を発揮して活躍することができるよう、地域における活動団体やネットワークの構築など、市全体で地域づくりを展開するためのまちづくりを行います。

## 3. 地域福祉を支える包括的支援体制づくり

地域福祉を推進するために必要となる環境整備や、相談支援体制、虐待防止対策、生活困 窮者の自立支援など、地域福祉を支えるための包括的な支援体制づくりを進めます。

さらに、「相談支援」、「地域づくり」、「地域参加」を核とする重層的支援体制整備事業を推進し、多様な生活課題の解決に向けて取り組みます。

## 4. 権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)

成年後見制度のさらなる普及啓発及び利用促進を図るとともに、日常生活自立支援事業や消費者被害対策を含めた権利擁護支援を総合的に推進するための体制整備を図っていきます。

## 5. 再犯防止の推進(江津市再犯防止推進計画)

再犯防止推進法において、地域の状況に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務として明記されたことから、本市においてもこれらの施策の推進に関する計画を策定するものです。

## 第3節 地域福祉計画の推進体制

## 1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、保健・医療の分野との連携や生涯学習などの視点を加えた総合的な推進体制の整備を進めます。

具体的な評価・進行管理機関として、社会福祉協議会、ボランティア団体、地域関係者、更 生保護関係者、成年後見制度関係者等を構成員とした江津市地域福祉推進協議会が、その役 割を果たしていきます。

## 2. 市民と行政の連携と協働

本計画の目標を実現するため、行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア団体、企業など、市民の参画が重要となります。

市民の一人ひとりが自発的に地域の助け合いの一翼を担えるよう、きっかけづくりから具体的な活動までのコーディネート機能を強化し、市民と行政の取り組みが相乗効果によって地域福祉の向上を図っていける環境づくりに取り組みます。

また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者の 地域福祉への協力を促進し、計画の着実な推進に努めるとともに、苦情の解決や権利擁護体 制を充実し、利用者本位の福祉サービスを推進します。

#### 第4節 地域福祉計画の体系図 基本目標 取り組みの方向性 ■福祉教育の推進 1. 福祉教育の推進と連携強化 2. 福祉情報などの提供 地域福祉を担う 人づくり ■ボランティアなど市民活動の育成・支援 1. 地域福祉人材の発掘・育成 2. 市民活動への支援 ■地域福祉活動の体制づくり 1. 継続的な福祉課題の把握 基本理念 2. 地域福祉活動の拠点づくり 3. 小地域福祉活動の推進 4. 個人情報の取り扱いの適正化 5. 社会福祉協議会との連携強化 6. 民生委員・児童委員の活動の促進 7. 地域特性に応じた支援体制づくり 地域福祉を展開する 禾 地域づくり ■安心・安全を支える地域のネットワークづくり 1. 地域の防災活動の推進 2. 地域の防犯・見守り体制の強化 ■重層的支援体制整備事業の推進 1. 重層的支援体制整備事業の推進 ■情報提供体制の充実 丰 1. 情報の収集・提供体制の充実 1 ■虐待防止対策の推進 1. 地域における虐待防止及び早期発見・早期対応体制の強化 地域福祉を支える 協 ■生活困窮者自立支援事業の推進 包括的支援体制づくり 働 1. 生活困窮者の把握 2. 生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化 体 ■地域における就労活動支援 1. 地域における働く場の創出 ■地域福祉に関する基盤整備 1. 交通手段の確保 2. 利用しやすい公共交通の環境づくり 3. ユニバーサルデザインのまちづくり 権利擁護支援の推進 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 2. 地域連携ネットワークの機能 (江津市成年後見制度 3. 成年後見制度の利用支援事業 利用促進基本計画) ■働く場・住まいの場の確保 1. 働く場の確保 2. 住まいの場の確保 ■保健・医療・福祉の適切な利用支援 1. 高齢者又は障がい者等への支援 2. 依存症等への対応と支援 3. 地域福祉による包摂の推進 ■青少年の健全育成及び非行の防止 再犯防止の推進 1. 児童生徒の非行防止と学校における立ち直り支援 (江津市再犯防止推進計画) ■民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 1. 民間協力者への支援 2. 広報・啓発活動の推進

63

## 第1章 地域福祉を担う人づくり

## 第1節 福祉教育の推進

## 現状と課題

- ●本市では学校教育の現場において、総合的な学習の時間を活用し、すべての小中学校で福祉に関する教育が行われており、子どもたちと地域との交流も行われています。
- ●地域福祉を担うのは、人であり、子どもの頃から福祉に関する知識や意識を育むことが、地域の未来を創ることにつながるため、今後も積極的な福祉教育を行っていくことが必要です。
- ●本市では福祉教育として地域や学校などから依頼に応じて出前講座を開催していますが、アンケート調査結果では地区の行事や活動への参加が未成年者調査で3割半ば、 若年・壮年者調査で4割半ばとなっており、半数以下となっています。
- ●高齢化の進行により、多くの市民にとって福祉が身近な課題となっている一方、近所付き合いの希薄化など、個人の意識面での変化も生じています。
- ●市民の誰もが福祉に関心を持ち、地域における助け合い、支え合いの担い手となることができるよう、福祉教育の場をさらに充実することが必要です。

## 1. 福祉教育の推進と連携強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
学校教育を通じた 福祉教育の推進と 連携	<ul> <li>○総合的な学習の時間を活用し、社会福祉協議会、地域コミュニティ、自治会、ボランティア、福祉施設などと連携を図りながら、校区内の地域特性に応じた各学校での多様な福祉教育を推進します。</li> <li>○福祉教育の向上のため、福祉教育に関する情報交換などの場づくりに取り組みます。</li> <li>○社会福祉協議会の出前講座等の教育で、高齢者や障がいのある人に対する理解を深めます。</li> </ul>	学齢期
地域における 交流事業の推進	<ul><li>○ふれあい事業や伝統文化の伝承活動など、子どもや高齢者、障がい者などの様々な交流や体験活動を通じて、相互理解、人権意識の啓発を図ります。</li><li>○障がい者施設、高齢者施設などと地域との交流を促進します。</li></ul>	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
認知症サポーター の育成・推進	〇認知症に関する正しい知識を持ち、適切な支援を行う ことができる「認知症サポーター」養成講座の受講を 促進し、サポーターの育成に努め、認知症に対して理 解を進めていきます。	全世代
あいサポート運動 の推進	<ul><li>○障がいのある人への必要な配慮などを理解し、日常生活の中でちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」の普及・推進を図ります。</li><li>○社会福祉協議会との連携のもと、あいサポート研修を地域や職場などにおいて実施します。</li></ul>	全世代
福祉教育推進ネットワークの強化	〇ボランティアや社会福祉協議会との連携による福祉 教育推進ネットワークの強化を図り、効果的な福祉教育の推進を図ります。	全世代

# 2. 福祉情報などの提供

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉に関する情報の提供	<ul><li>○ボランティアや地域福祉活動に関する情報について、市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどの多様な媒体を活用した情報提供や、福祉関係者の会議の場などでの情報共有に取り組みます。</li><li>○機会あるごとに、福祉を考えた情報提供を行っていきます。</li></ul>	全世代
福祉教育へ情報提供・支援	<ul><li>○福祉教育用の教材として、市の福祉に関するデータや地域特性、各種相談窓口、福祉教育活動メニューなど、必要とする情報の提供を行います。</li><li>○地域の実情を踏まえながらふるさと学習に取り組んでもらえる環境づくりや場づくりの支援を行います。</li></ul>	全世代

# 第2節 ボランティアなど市民活動の育成・支援

#### 現状と課題

- ●高齢者や障がい者、子育て家庭をはじめ、市民が安心して生活を営んでいくうえでは、 行政が提供する公的サービスだけでなく、個人や地域の困りごとに対してちょっとし た相談や手助け、公的な支援への紹介を行う人や団体の活動が活発に行われることが 大切です。
- ●アンケート調査結果からは、ボランティア活動の参加経験者は未成年者調査で6割半ば、若年・壮年者調査で4割半ばとなっており、若年・壮年者では活動が難しい要因として仕事が忙しいことやきっかけがないことがあげられています。今後のボランティア活動への参加意向では未成年者調査では友人が一緒なら参加したい、若年・壮年者踏査では時間ができたら参加したいが多いものの、要請があれば参加してもよいと考える人も比較的割合が高くなっています。
- ●本市ではボランティアセンターが、市内小中学校への出前講座(高齢者疑似体験等)、 障がい者支援ボランティアの育成、住民同士の助け合いに基づく日常生活支援、歳末 声掛け活動などに取り組んでいます。こうした取り組みで地域の未来を支える新たな 担い手が育っていますが、今後も人口減少・少子高齢化社会を支えるため、より一層 の担い手づくりを行う必要があります。
- ●地域住民が主体的に行う地域づくりに、元気な高齢者等が地域の担い手として参加し 活躍することで、高齢者が地域の中で役割や生きがいを持って暮らせる地域の実現に 努めていく必要があります。
- ●企業によるボランティアとして赤い羽根共同募金への寄付については、以前から市内 の多くの企業や事業所において取り組んでいただいており、地域福祉活動を実施する 団体の活動財源となっています。

# 1. 地域福祉人材の発掘・育成

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ボランティア の養成	<ul> <li>○社会福祉協議会との連携により、誰もが気軽に参加できるボランティア養成講座を開催します。</li> <li>○福祉教育等を通じて、ボランティア等に興味を持った児童・生徒にボランティアへの参加に向けてコーディネート等を行います。また、小中学校との連携・協力、高校生などの参加により、子どもや若者の青少年ボランティアの育成を強化します。</li> <li>○定年退職後に有償ボランティア活動に関心を持ち、積極的に社会参加できるよう、広報等を通じて意識啓発に努めます。</li> </ul>	全世代
ボランティア登録の促進	○ボランティアセンターの事業内容やボランティアに 関する情報等について周知・啓発を行い、ボランティ アセンターの認知度向上に努めます。また、広報活動 等を通じて、ボランティア登録の促進を図ります。 ○ボランティアの登録を通して、ボランティアの意義や その活動に必要な情報提供などの支援を行うととも にボランティア組織の充実強化を図ります。	全世代
高齢者の活躍推進	〇高齢者が地域の中で役割を持ちながら活躍・充実した 生活を送るための取り組みとして、学びの場や健康づ くり活動、有償ボランティアやシルバー人材センター などの就労的活動を推進します。	高齢期
企業による ボランティア の働きかけ	<ul><li>○地域の企業においても、地域、環境、教育、文化、安全のまちづくりなどへの協力を要請していくとともに、出前講座などを通じた情報提供を行います。</li><li>○災害時におけるボランティア支援について、商工関係機関と連携を進めていきます。</li></ul>	成人期 壮年期

# 2. 市民活動への支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
市民活動に関する 情報発信	〇ボランティア、NPO活動、地域活動に関する情報を 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページなどを通 じて発信します。	全世代

# 第2章 地域福祉を展開する地域づくり

# 第1節 地域福祉活動の体制づくり

### 現状と課題

- ●本市には様々な福祉活動の団体・組織があり、それぞれが目的を持って活動しています。行政を含め、組織・団体間で必要な情報を共有し、連携して取り組みを進めることで、効果的できめ細かな地域福祉活動につなげることが可能であり、引き続き連携強化に努めることが重要です。また、社会福祉協議会を始めとする社会福祉法人においても、地域における公益的な取り組みを進めていく必要があります。
- ●アンケート調査結果では、社会福祉のあり方として、「行政と地域住民が協力し合いながら行われるべき」が、若年・壮年者調査では4割半ばで最も高くなっています。本市は多様な地域特性を持っており、それぞれの地域課題に応じた取り組みを行政と地域が協働により実施できるよう、仕組みづくりや必要な支援を進めることが重要です。

### 1. 継続的な福祉課題の把握

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
計画の進捗管理を通じた課題把握	<ul><li>○本計画の見直し時や、各種計画の策定時に市民意識調査を実施し、地域における福祉課題の把握を行うとともに、地域福祉推進協議会を定期的に開催し、計画の進捗状況を把握します。</li><li>○自治会など各種団体における会議などの場においてあげられた意見を収集し、福祉課題の把握を行います。</li></ul>	全世代

### 2. 地域福祉活動の拠点づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
総合的な福祉機能を 持つ施設や地域コミ ュニティ交流センタ 一の活用	○「パレットごうつ」を総合的な福祉機能を持つ施設・全市的な地域福祉活動の中心を担う活動拠点とし、各種団体の会議や相談活動の場として活用します。 ○地域コミュニティ交流センターを地域福祉活動の拠点として活用します。	全世代

# 3. 小地域福祉活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	○社会福祉協議会の小地域福祉活動への支援を行い、各支	
	会におけるまちづくり活動の充実を促進します。	
	〇近隣住民による自主的な地域福祉活動を側面から支援	
	します。	
小地域福祉活動の   充実	〇一人暮らし高齢者などへの定期訪問、安否確認、声掛け	全世代
	運動など、小地域福祉活動を促進するとともに、活動を	
	継続できる仕組みを検討・構築します。	
	〇隣近所の付き合いや地域の行事への参加など、絆づく	
	り、協力体制づくりを促進します。	
	○高齢者や子どもをはじめ地域の人々が寄り合い、交流を	
サロン活動の推進	深めるふれあいサロン・子育てサロン活動の活性化と地	全世代
	域の実情に応じた展開を図ります。	
地域でのコミュニ ティ活動や社会教 育活動の活性化	〇地域コミュニティ活性化事業交付金を活用して地域独自	
	の支援活動が展開できるよう制度を継続します。	
	○各地域のまちづくり組織における社会教育活動におい	全世代
	て、地域の実状に沿った子育て支援活動が展開されるよ	
	うサポートします。	

# 4. 個人情報の取り扱いの適正化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉活動のた めの個人情報の取 り扱いに関する啓 発	〇個人情報保護の取り組みが、地域福祉活動を妨げることがないよう、正しい情報や適切な学習機会を提供し、個人情報の取り扱いに関する要旨を周知し、共通理解のもとで地域福祉活動が行えるよう、啓発を図ります。	全世代

# 5. 社会福祉協議会との連携強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域福祉活動計画 の取り組みと広報 活動の支援	〇社会福祉協議会との連携により、本計画と連動した「地	
	域福祉活動計画」の取り組みを推進します。	全世代
	〇市広報「かわらばん」や広報紙ごうつ社協、防災行政無	
	線など様々な媒体を用いながら広報活動を行います。	
社会福祉協議会と の連携強化	〇地域福祉を推進するために必要な取り組みや課題につ	全世代
	いて、必要に応じて連携しながら推進します。	王世代

# 6. 民生委員・児童委員の活動の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇民生委員・児童委員の役割や活動内容を広報等や民生委	
広報、研修活動	員・児童委員の日等の活動強化週間を通じて、広く市民	全世代
の充実	に周知するとともに、各種研修の紹介や研修活動の充実	
	により活動を支援します。	
地域の情報の共有	〇民生委員・児童委員と、地域の情報が共有できるよう、	A 111.75
	連携体制の充実を図ります。	全世代

# 7. 地域特性に応じた支援体制づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域特性の把握	<ul> <li>○高齢化の進行している地域や交通不便地域など、特に支援を必要とする地域の状況を把握し、適切な支援につなげます。</li> <li>○地域課題の解決に向けた助け合いのモデルをつくるため、必要な支援を行います。</li> <li>○生活支援コーディネーターが地域に出向き、フォーマルやインフォーマルな社会資源などを調査・把握します。また、把握した内容は、江津市高齢者等生活支援情報一覧に反映するとともに、情報を必要とする事業所や団体等に提供します。</li> </ul>	全世代

### 第2節 安心・安全を支える地域のネットワークづくり

### 現状と課題

- ●近年、大雨や土砂災害など自然災害の多発、子どもや高齢者を狙った犯罪の増加など、 地域生活における安心・安全を守るための助け合い、支え合いの必要性が改めて注目 されています。アンケート調査結果によると若年・壮年者調査では、日常生活で不自 由になったときに地域に求める手助けとして、「見守りや安否確認の声掛け」、「災害時 の手助け」が特に求められており、災害時に助け合いを促す仕組みづくりが重要であ ることがうかがえます。
- ●避難行動要支援者名簿を毎年度更新し、出水期前に警察署、消防署、消防団、民生委員・児童委員、地域の自主防災組織に配布して、情報の共有を図っています。
- ●本市と社会福祉協議会が令和5年9月に締結した「災害ボランティアセンターの設置・ 運営等に関する協定書」に基づき、災害発生時には、ボランティア活動や被災者支援 に必要な情報を両者が共有し、連携・協力していく必要があります。
- ●一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症者、障がい者や子どもに対する地域における 防犯体制や見守り体制についても、引き続き強化が求められます。
- ●地域の防犯活動として、現在、多くの小学校で地域のボランティアによる登下校時の 見守り活動が実施されています。この取り組みが全小学校で行われるよう働きかけを 行っていく必要があります。

### 1. 地域の防災活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ
心水块口	<b>4</b> 久 9 /1 <u>ロ</u> 0 ア	ステージ
防災活動の推進	〇近隣住民による自主防災組織の設立を支援するほか、活	全世代
	動内容の把握と活動強化を図ります。	
避難行動要支援者 へのフォロー体制 の確立	〇要支援者に対する必要な支援情報を避難行動要支援者	
	登録制度や個別避難計画の策定を通じて消防、警察など	全世代
	関係機関と情報を共有し、地域の自主防災組織との連携	土世儿
77 84	を推進します。	

# Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
災害時ボランティ アの受け入れ体制 の整備	<ul> <li>○災害対策本部を中心として、災害時のボランティア受け入れに関するコーディネート機能を持った社会福祉協議会の災害救援ボランティアセンターなどとの連携を図りながら、災害時のボランティアの受け入れ窓口や適切なコーディネート体制を整備します。</li> <li>○災害ボランティアのコーディネーターや災害ボランティアセンター運営支援者などの人材育成や活動資機材の確保など、災害ボランティアセンターの運営を支援します。</li> <li>○災害ボランティアセンターに関する訓練・研修の充実を図るとともに、必要に応じて災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行います。</li> </ul>	全世代

# 2. 地域の防犯・見守り体制の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域の防犯活動 の推進	<ul><li>○警察などとの連携を強化するとともに、地域住民などによる児童・生徒の登下校時の見守り活動を支援します。</li><li>○民生児童委員協議会や社会福祉協議会、警察などの関係機関が連携を図り、特殊詐欺や悪質商法の被害防止活動に取り組みます。</li></ul>	全世代
地域の見守り体制の強化	〇一人暮らし高齢者や障がい者など地域の中で見守りを必要とする人や世帯について、民生委員・児童委員や福祉委員などとの連携により、見守り体制の強化を図ります。 〇徘徊高齢者等SOSネットワークにより、行方不明になった高齢者などの早期発見・保護につなげます。また、制度を周知し、登録促進を図ります。	全世代

# 第3章 地域福祉を支える包括的支援体制づくり

### 第1節 重層的支援体制整備事業の推進

### 現状と課題

- ●現代社会において、個人の抱える課題は複雑化・多様化しており、福祉的な支援を必要としている人に必要な支援が届く仕組みづくり、世帯全員の課題を整理し関係機関が課題解決に向けた取り組みを進める必要があります。そのためには、庁内各課及び関係機関との協働は不可欠であり、関係機関等と共通認識を図りチームとして支援する仕組みづくりが必要です。
- ●令和3年4月から改正社会福祉法が施行され、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の整備が求められています。多様な課題を抱えている人々を支援するための施策を本市においても進めてく必要があります。
- ●保健・医療・福祉や生活全般に関する相談内容は多岐に渡っており、相談する場所についても市役所相談窓口のほか、介護は地域包括支援センターや在宅介護支援センター、子育ては子育でサポートセンターや子育で支援センター、障がいは基幹相談支援センターや相談支援事業所、生活困窮は生活支援相談センターなどが連携しながら対応しています。また、社会福祉協議会においては法律相談や一般相談、福祉相談を通じて随時相談を受け付ける体制を整えています。
- ●子どもや若者の不登校やひきこもりの人の居場所や自立を支援するため、令和3年度に、教育委員会社会教育課内に気軽に相談できる窓口として、「総合相談窓口」を設置しています。

# 1. 重層的支援体制整備事業の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
包括的相談支援事業	○包括的相談支援事業は、介護・障がい・子ども・生活困窮の分野において実施している既存の相談支援において、相談者の属性・世代・相談内容等に関わらず、市民からの相談を幅広く受け止め、抱える問題の解決に向け必要な機関へのつなぎや連携した支援を行うものです。 ○多様な課題の解決に向けて市の相談窓口と支援関係機関の連携強化を図ります。  【介 護】・地域包括支援センター・在宅介護支援事業所 【障 が い】・基幹相談支援事業所 【障 が い】・基幹相談支援をンター・障害者相談支援事業所 【子 ど も】・子育て世代包括支援センター・子育てサポートセンター・子育て支援センター・子育て支援センター・社会福祉協議会 【ひきこもり】・総合相談窓口	全世代
参加支援事業	<ul> <li>○参加支援事業は、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。</li> <li>○各相談支援機関や多機関協働事業を通じて、参加支援が必要な対象者を把握するとともに、対象者の状態や希望に沿ったマッチング等の支援や継続的なサポートを行います。</li> <li>○多様な参加の場を確保するため、市内の社会資源の把握と活用・連携に向けた働きかけに努めます。</li> <li>・地域介護予防活動支援事業、地域子育て支援拠点事業、地域活動支援センター事業・生活困窮者自立支援事業・地域コミュニティ交流センターでの各種教室や行事、集いの場・福祉サービス事業所、各種団体、ボランティアセンター等々</li> </ul>	全世代

施策項目		取り組み		ライフ ステージ
		なり組みの一層の推進を図る 場所の整備を図ります。	とともに、交流のできる	
	分野	実施事業名·名称	事業内容	
地域づくり事業	介護	地域介護予防活動支援事業 (一般介護予防事業) ・江津市社会福祉協議会 (江津サロン) ・さくらえいきいきワーカー (さくらえサロン)	地域住民の介護予防活動の 育成・支援・生きがいづくり	
		生活支援体制整備事業 第1層:地域包括支援センター 第2層:江津市社会福祉協議会	生活支援サービスや助け合い活動の推進、高齢者の社会参加活動の推進の取り組み	A 111 //s
	障がい	地域活動支援センター事業 地域活動支援センター	在宅の障がい者に対し、活動の場の提供と支援を行い、自立と社会参加の促進 を図る	全世代
	子ども	地域子育て支援拠点事業 子育てサポートセンター 浅利子育て支援センター のぞみ子育て支援センター 桜江子育て支援センター	子育て親子の交流の場の提供・促進、子育てに関する相談・援助、情報提供、講習会等	
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域 づくり事業 生活支援相談センターごうつ 社会福祉協議会	地域住民の共助の取り組み の活性化と支える地域づくり の取り組み	
	ひきこもり	子ども・若者総合相談窓口事業 (子ども・若者居場所)	子ども・若者が安心して過ご すことができる場の整備	
		な要な人の中には、心理的に がわからない、自らが課題で		
アウトリーチ等を通じ	ていなし	々な状況を抱える人がいると v人に支援を届けるための取り		
た継続的支		三活支援相談センター等		全世代
援事業		を援会議で決定した支援の実 ごのモニタリングも合わせて		
		「支援計画の再検討を行います。 ・	<b>;</b>	
	· 各	<b>卜支援機関、社会福祉課</b>		

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
多機関協働事業	<ul> <li>○社会福祉課において、相談先が不明な場合の相談対応のほか、複雑化・複合化した課題で単独の機関では対応が難しい事例に対して重層的支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担、支援の方向性等の検討を行います。</li> <li>○重層的支援会議は、支援の進捗状況の確認も行います。</li> <li>○個別会議として「江津市地域福祉推進支援会議」を設置し、支援会議及び重層的支援会議の両方の会議機能を持たせて開催します。また、庁内連携を進めるため、連絡会議を開催します。</li> <li>〈支援会議〉潜在的な相談者へ支援を届けるために個々の事例の情報共有や地域における必要な支援体制の検討を行う。</li> <li>〈重層的支援会議〉相談のあった事例に対し、多機関協働による支援プランの適切性を協議するとともに、プラン終結時等の評価及び必要な資源開発に向けた検討を行う。</li> </ul>	全世代

### 第2節 情報提供体制の充実

### 現状と課題

- ●市の広報紙をはじめ、各種パンフレット、ホームページなどを活用して、保健・医療・ 福祉の情報提供を図っていますが、各種制度が複雑で制度改正も多く、サービス内容 や利用方法について、十分な理解が進んでいないのが現状です。
- ●情報提供体制については、市のホームページ上に必要な情報を掲載していますが、必要とする情報ページにたどり着くまでに、手間や時間がかかるなどの課題もあり、高齢者や障がい者に配慮した情報提供手段の確保が課題となっています。

# 1. 情報の収集・提供体制の充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
保健・医療・福祉の情報提供の推進	<ul><li>○保健・医療・福祉に関する情報について、無線、広報、各種パンフレット、ホームページなどを活用して情報提供を行います。また、関係機関との協力により、適切な方法での提供に努めます。</li><li>○地域ケア会議や食育推進会議等において、関係機関・団体に情報提供等を行います。</li></ul>	全世代
インターネットを 活用した情報提供 の促進	<ul><li>○ホームページなどを活用し、福祉に関する情報の提供を 図ります。また、よりタイムリーな情報を提供するため、 SNSなどを利活用した双方向での情報提供方法について検討します。</li><li>○市民が情報収集しやすくするためのインターネット環境の整備を働きかけます。</li></ul>	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
情報提供のユニバ ーサルデザインの 推進	○高齢者、障がい者、妊婦、子ども連れの人など、誰もが情報を容易に取得できる環境の整備を図ります。 ○誰もが必要とする情報を得られるよう、文字拡大に対応したホームページの改良や、音声、点字による広報紙などの作成を継続して実施します。	全世代

### 第3節 虐待防止対策の推進

### 現状と課題

- ●近年、介護疲れや子育ての悩み、男女間のトラブルなど子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)が問題となっています。本市においては、高齢者については地域包括支援センター、子育てなどについては子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭センター)、障がいのある人については障がい者虐待防止センターにおいて、相談窓口を設置し対応しています。今後も市民一人ひとりの人権や尊厳を守るために、虐待の防止及び早期発見・早期対応の体制を強化していく必要があります。
- ●支援を要する人は、自分の悩みや不安などを打ち明けることができず、自分の中に抱え込んでしまうことも考えられます。地域で身近に相談できる民生委員・児童委員や学校、事業所などの関係機関、団体と連携を図りながら、虐待に関する実態把握に努めていく必要があります。

### 1. 地域における虐待防止及び早期発見・早期対応体制の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
虐待に関する相談 窓口体制の強化	○高齢者については地域包括支援センター内に社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、相談支援を行うとともに、ケースによっては弁護士などの外部人材を含めた虐待対応専門チームによる対応を行います。 ○子育てについては、子育て支援課内に子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を併せた「子ども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。 ○障がい者については、高齢者障がい者福祉課内に設置している「障がい者虐待防止センター」にて、相談支援を行います。	全世代

# 第4節 生活困窮者自立支援事業の推進

### 現状と課題

- ●近年、社会的孤立を背景に生活困窮者の自立支援や子どもの貧困対策も課題としてあがってきています。アンケート調査結果によると若年・壮年者調査では、経済面で生活に困っている人へのサポートとして、「自立支援制度の周知」と「仕事が長続きしない人に対する就労訓練」が上位意見としてあげられています。
- ●本市ではこれまで社会福祉協議会において生活支援相談センターを設置し、生活困窮者からの相談や自立に向けた支援を行ってきましたが、さらに就労支援等の専門的な支援が必要となってきました。そのため、令和5年度より社会福祉協議会と専門機関の共同事業体(生活支援相談センターごうつ)を設立し、連携を図りながら生活困窮者の自立支援を行っています。今後も生活困窮者に寄り添い、相談や自立に向けた支援を行うとともに、制度や相談窓口について市民に広く周知していく必要があります。

### 1. 生活困窮者の把握

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活困窮者の情報の把握	<ul><li>○生活支援相談センターごうつやワークステーション江津などと連携し、生活困窮者などに関する情報の把握に努めます。</li><li>○行政機関で把握が困難な情報については、学校や地域の民生委員・児童委員などとも連携を図りながら情報の収集に努めます。</li></ul>	全世代

### 2. 生活困窮者の自立に向けた支援体制の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活困窮者自立相談支援事業	〇生活支援相談センターごうつにおいて、生活困窮者の自立支援事業を実施します。また、被保護者就労支援事業、就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業に取り組み、生活困窮者に対して自立した生活が送れるよう相談者に寄添った支援を行います。	全世代
生活困窮者住居 確保給付金	○経済的に困窮したことにより、住居の確保ができない生活困窮者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居や就労機会の確保に向けた支援を行います。	全世代
家計相談支援事業	〇生活困窮者に対して家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付機関へ紹介等を行い、自立できるよう支援 します。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
緊急一時食糧支援 事業 (フードバン ク事業)	〇市民や関係機関・団体などから提供された食料をフード バンクとして備蓄し、生活困窮者に対し一時的に食料を 提供することで、自立と生活再建を図ります。	全世代
生活困窮者日用品 等提供事業	〇生活困窮者に対し、日用品、衣料品、寝具などを提供し、 自立生活を支援します。	全世代
入居債務保証支援 事業	〇賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人 について、社会福祉協議会が、家主または不動産業者と 入居に関する債務保証契約を締結することにより住居 の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を 支えます。	全世代

# 第5節 地域における就労活動支援

### 現状と課題

- ●現在、本市の社会経済状況では就労の場が少なく、高齢者や障がいのある人の就労の 機会を確保することは困難となっています。
- ●こうした状況の中、働く意欲のある人が、その適性と能力に応じて就労の機会が得られるよう、関係機関の連携のもと、スモールビジネスなどの展開が必要です。
- ●地域の魅力向上の面で重要な活動であるとともに、地域コミュニティの持続可能かつ 自立発展的な活動のために必要な財源の確保の面で中心的な位置づけになることが期 待されます。

# 1. 地域における働く場の創出

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
スモールビジネス の 促 進 と 生 産 活 動、地域活動支援	〇地域資源を活用したスモールビジネスの促進や生産活動、地域活動支援を図ります。	成人期 壮年期 高齢期
働く機会の創出	<ul><li>○仕事を定年退職した高齢者などが、これまでに培った知識や経験、技能などを地域で生かすことのできる機会の提供に努めます。</li><li>○ハローワークなどと連携しながら、高齢者、障がい者、生活困窮者など、それぞれの状況に応じて活躍できる場の創出に努めます。</li></ul>	成人期 壮年期 高齢期

# 第6節 地域福祉に関する基盤整備

### 現状と課題

- ●少子高齢化が進行する中、高齢者や障がい者などが自立した生活を営むことができる 環境づくりが急務となっています。特に移動支援やユニバーサルデザインによるまち づくりなど、誰もが安心して外出することができる環境を確保することが必要です。
- ●アンケート調査結果では、高齢者が外出するときに困ることについて「公共交通機関が少ない」が約3割と最も割合が高くなっています。本市の具体的な状況を把握して、 交通手段の確保や、利用しやすい公共交通の環境づくりに向けた検討を行う必要があります。

### 1. 交通手段の確保

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活バスの運行	〇JR及び石見交通の利便性の確保に努めるほか、公共 交通不便地域においては利用状況などを考慮しなが ら、デマンドバス型の運行など市営有償運送により、買 い物や通院などの支援を行います。	全世代
新たな運行形態の 構築	〇交通空白地域の解消をめざすとともに、新たな運行形態の検討を進め、需要に応じた利便性の確保と持続可能な運行体制の構築の実現をめざします。	全世代

### 2. 利用しやすい公共交通の環境づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
福祉タクシー 利用券の発行	〇バス運行では対応困難な要介護認定者や重度の視覚障がい者、体幹機能障がい者、下肢機能障がい者などに対して福祉タクシー利用券を交付します。	全世代
タクシー利用に関 する助成	〇自力で移動することが困難な交通弱者に対する支援と して、タクシー利用に関する助成について具体的に検 討します。	全世代

# 3. ユニバーサルデザインのまちづくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
公共施設などのユニ バーサルデザイン化 の推進	○公共施設などの整備の際には、関連する基準やガイドラインなど、基準に適合するように努めるとともに、ヒアリング調査や現地点検(まち歩き)などの意見を踏まえた整備を行います。 ○高齢者、障がい者などが利用する医療、福祉、商業、官公庁などの生活関連施設が集積し、鉄道やバスの利用者が多く、まちづくりなどが計画されている地域拠点を重点整備地区と位置づけ、個別の施設だけでなく、自宅を出てから目的地にたどり着くまでの公共交通機関を含めた生活空間を面的に捉えたバリアフリー化を推進します。	全世代
ユニバーサルデザイ ンによる住宅建設の 促進	○「江津市住生活基本計画」に基づき保健・医療・福祉の 関連部局と連携を図りながら、住宅改修に関するサポート体制の整備を進め、住宅改修の促進に努めます。 ○老朽化が著しい市営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」を策定し、建て替えにあたってはユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。	全世代
地域のユニバーサル デザイン化の推進	〇「江津市バリアフリー基本構想」の基本理念に基づき 「人を思いやり、人が安心して暮らせるまち、ごうつ」 をめざします。	全世代

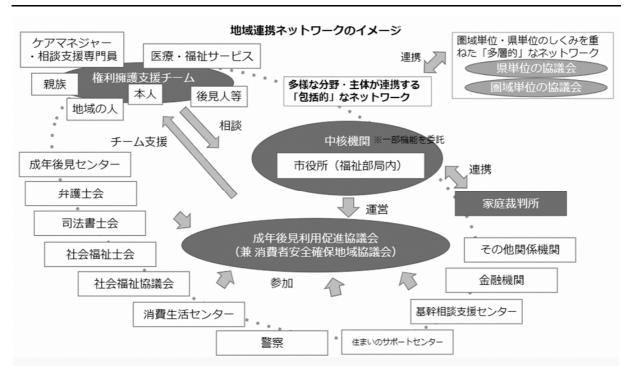
# 第4章 権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)

※本計画における「第4章 権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項における「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画」として位置づけられます。

#### 現状と課題

- ●国の成年後見制度利用促進基本計画では、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携して権利擁護支援を行う地域の体制(地域連携ネットワーク)の構築をめざしています。
- ●本市においても、国の計画に基づき、令和4年度から令和5年度にかけて第1期江津市 成年後見制度利用促進基本計画を策定し、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核と なる機関(中核機関)」の3つの仕組みからなる権利擁護支援の地域連携ネットワーク の構築を進めています。
- ●高齢者や障がいのある人の中には、認知症や障がいなどの理由により、希望するサービスを自分で選択できない人や財産を管理できない人が多くなっており、サービス利用や財産管理を支援する仕組みとして日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進が必要となっています。
- ●アンケート調査結果によると成年後見制度について、高齢者調査では3割半ば、身体・知的障がい者調査では2割半ば、精神障がい者調査では約3割の人が知らないと回答しています。今後も成年後見制度について周知し、認知度の向上を図っていく必要があります。

### 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化



施策項目	取り組み	ライフ ステージ
権利擁護支援チームの推進	〇「権利擁護支援チーム」とは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制のことです。この既存の体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。	全世代
協議会の設置	〇地域連携ネットワークの中から、法律・福祉の専門職団体や金融機関等の関係機関が定期的に集まり、個々の「権利擁護支援チーム」の課題の共有や解決に向けての協議を行います。地域に共通する課題や地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みについて意見交換をする場として令和4年度より「協議会」を設置しています。また、この協議会に消費生活センター及び警察等の消費者問題に関係する機関を加えて「消費者安全確保地域協議会」の機能を兼ねることで、相互の情報交換を行い、高止まりしている高齢者等の消費者トラブルへの対応にも取り組みます。	全世代

# Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
中核機関の設置	<ul> <li>○地域連携ネットワークを整備し適切に運営していくためには、その中核となって以下のような役割を担う機関(中核機関)が必要になります。本市においては、令和4年度より中核機関を設置して取り組んでいます。</li> <li>①本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割</li> <li>②専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)</li> <li>○中核機関が担う役割について適切な運営が可能となるよう、基本的には、市による直営方式で設置し、一部機能については委託により行います。委託する場合は、業務の中立性・公益性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する機関を市が適切に選定します。</li> </ul>	全世代

# 2. 地域連携ネットワークの機能

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
広報・普及啓発機能の充実	〇成年後見制度(任意後見制度を含む)及び日常生活自立 支援事業が本人の生活を守り、権利を擁護する重要な 手段であることを地域全体で共有できるよう、関係機 関と連携しながら効果的な広報活動を行います。なお、 情報収集の方法については、国の「成年後見制度利用促 進ポータルサイト」を活用します。 ・住民、専門職に対しての講演会や相談会、出前講座の 実施 ・ホームページでの相談窓口等の周知 ・中核機関のパンフレットの配布及び活用 ・金融機関等に対して制度の理解の促進	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
相談機能の充実	<ul> <li>○権利擁護支援の必要な人の発見・支援のため、中核機関が一元的な相談窓口であることを周知し、住民や専門職からの相談を受けるとともに、地域連携ネットワークを構成する各機関で受け付けた相談についても連携し対応します。</li> <li>○受け付けた相談については、権利擁護支援ニーズの精査や他制度の活用を含めた支援方針の検討を行いま</li> </ul>	全世代
利用促進機能の充実	す。  ①受任者調整の支援 ○石見成年後見センターによる受任調整機能を継続しつつ、候補者推薦にあたり、透明性や公平性等を考慮した選任の形を構築します。 ②担い手の育成・活動の促進 ○専門職後見人を増やすための取り組みとして、成年後見業務に携わっていない専門職に対して、専門職団体とともに働きかけを行います。 ○単独で受任することの負担軽減や人材育成の観点から、複数担当制、社会福祉協議会だけでなく、他の社会福祉法人又はNPO法人等による法人後見については、養成研修やフォークで表しています。 ○市民後見人の養成については、養成研修やフォークで表して活躍できるように働きかけを行います。 ○社会福祉士等の専門職や金融機関○B等が市民後見人養成講座の受講をすることや法人後見支援員として活動することについての方法を検討します。 ③関連制度から成年後見制度への移行 ○日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度の連携を図り、制度移行が望ましいケースについてはスムーズな移行を進めます。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
後見人支援機能の 充実	<ul> <li>①相談体制の整備</li> <li>○専門職後見人や親族後見人等を孤立させないため、日常的に相談できる体制を整えるとともに、相談できることを周知します。</li> <li>②権利擁護支援チームの調整・支援</li> <li>○成年後見制度の利用開始時にスムーズに業務を行うことができるよう、また、制度利用後もチームとして機能するように、権利擁護支援チームの調整や支援を行います。</li> <li>③意思決定支援</li> <li>○後見人等による支援が本人の意思を尊重し、その心情に配慮して行われるよう後見人等を支援します。</li> </ul>	全世代
不正防止効果の発 揮	〇成年後見制度を安心して利用できる制度にするため、 地域連携ネットワークによる連携体制の構築により、 後見人等を孤立させず、また、必要に応じた支援を提供 することで、後見人等による不正行為を未然に防ぎま す。	全世代
家庭裁判所との連携	○成年後見制度の運用や監督が適切に行われるように、また、後見人等の不正を把握した場合は連携して適切に対応ができるようにするため、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できる体制を整えます。 ○家庭裁判所が開催する成年後見制度関係機関連絡会議や石見成年後見センター等と裁判所との協議会などに参加し、連携を図ります。	全世代

# 3. 成年後見制度の利用支援事業

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
申立ての支援	〇成年後見制度が必要にも関わらず申立人がいない人に 対して、適切に申立てが行われるようにするため、市長 申立てを行います。	全世代
申立て費用の助成	<ul><li>○資力に乏しい人でも成年後見制度の利用ができるようにするため、市長申立てにおける費用の補助を行います。</li><li>○助成制度の在り方については、国の制度の動向を注視し、必要に応じて見直しを行います。</li></ul>	全世代

# 第5章 再犯防止の推進(江津市再犯防止推進計画)

※本計画における「第5章 再犯防止の推進(江津市再犯防止推進計画)」は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」として位置づけられます。

### ■計画策定の目的

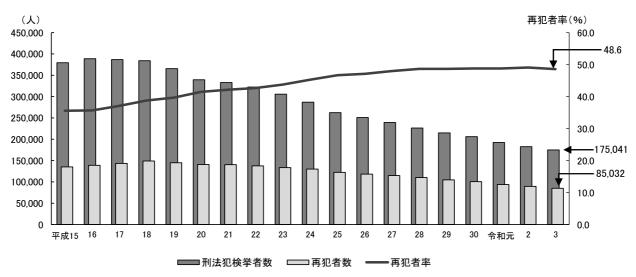
我が国の刑法犯の認知件数は、平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えましたが、平成15年以降は減少を続け、令和3年には戦後最少となりました。

他方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は上昇傾向にあり、令和3年には48.6パーセントと刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

安全・安心に暮らすことができる社会を構築する上で、再犯防止は重要な課題となっている中、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が施行され、国については、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(「再犯防止計画」)を策定することとされ、地方公共団体については、その地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(「地方再犯防止推進計画」)の策定が努力義務とされました。

本市においても、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に向け、本市が取り組む施策の方向性を明らかにするため「江津市再犯防止推進計画」を策定します。

#### ■刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



資料: 令和4年版犯罪白書

# 第1節 働く場・住まいの場の確保

### 現状と課題

令和3年に刑務所に再び入所した人のうち、男性の約71%、女性の約85%が、再犯時に無職でした。\*1働く場の確保が再犯防止につながるといえます。

また、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま出所していることや、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先が確保されている者と比べて短い\*2ことから、安心して暮らせる場所が必要であるといえます。

生活の安定のため、ハローワーク等との連携による就労の場の確保や、地域社会における安心できる住まいの場の確保は再犯防止に向けた重要な取り組みです。

※1:令和4年版犯罪白書「入所受刑者の就労状況別構成比」より

※2:国の再犯防止推進計画より

### 1. 働く場の確保

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
就労・職場定着の 相談・支援等の充 実	<ul> <li>○刑務所出所者等が安定した職を得てそこに定着するために、本人の意向や適性などを踏まえた支援を推進します。</li> <li>○高齢者や女性の就職支援等を行う専門機関を活用しながら、求職中の出所者等の就労支援を行います。</li> <li>○ハローワークと連携し、職業能力開発施設等において、求職者が就職に必要な技術、知識等を習得するための職業訓練を支援します。</li> <li>○市及び生活困窮者自立相談支援機関において、個別の状況に応じ、ハローワーク等と連携した就労支援を実施します。</li> </ul>	成人期壮年期
企業等への理解促 進と取り組み支援 就労関係団体等と の連携	<ul> <li>○事業主に対し、協力雇用主制度の紹介を行うこと等により、犯罪をした者等の雇用に対する理解促進を図ります。</li> <li>○協力雇用主をはじめ、事業者による犯罪をした者等の職業体験や雇用などの更生保護活動を支援します。</li> <li>○国・県などの関係機関・団体等と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援を行います。</li> </ul>	成人期 壮年期 成人期 壮年期

### 2. 住まいの場の確保

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
公営住宅の活用	〇住宅の確保に困窮する者が入居しやすいよう、令和2年 4月より市営住宅の入居に係る連帯保証人制度を廃止 しました。引き続き、住宅の確保に困窮する者への住宅 の提供を図ります。	全世代
住宅セーフティネ ット制度の活用促 進	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)に基づく、住宅確保要配慮者に対する居住支援制度の活用を図ります。 〇生活困窮者自立支援制度において、生活に困窮し、住居を喪失又はそのおそれがある者に対する生活困窮者一時生活支援事業や住宅確保給付金制度の活用を図ります。	全世代

### 第2節 保健・医療・福祉の適切な利用支援

### 現状と課題

高齢者が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、他の世代に比べて高くなっており\*3、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。\*4

高齢化が進んでいく現状の中で、一人暮らしや、地域で孤立していて福祉的な支援につながっていないなど、行政や地域の支援が必要と思われる人に対して、必要な支援に結びつけることが必要です。

高齢者や障がいのある人など、自立した生活のために適切な支援が必要な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健・医療・福祉の連携による重層的・包括的な支援に取り組むことが重要です。

※3: 令和4年版犯罪白書「出所受刑者の2年以内再入率の推移(年齢層別)」より

※4:国の再犯防止推進計画より

# 1. 高齢者又は障がい者等への支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
保健・医療・福祉サ ービスの適切な提 供	〇市及び生活困窮者自立相談支援機関において、犯罪をした者等の個別の状況に応じた包括的な相談支援を実施するほか、支援従事者研修等を通じ、更生支援に対する知識の習得や更生支援への理解・協力の促進等を図ります。	全世代
関係機関・団体との連携の強化	〇犯罪をした高齢者又は障がい者等であって自立した生活を営む上での困難を有する人等に対し、刑事司法関係機関や市、生活困窮者自立相談支援機関などの各関係機関が連携して、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう取り組みを進めます。	全世代

# 2. 依存症等への対応と支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
依存症等の問題を 抱える者への支援	〇県の専門的な回復トレーニングプログラムの活用や、依存からの回復に向けた支援活動を行う自助グループとの連携により、ギャンブル等依存症、薬物依存症、アルコール依存症等の問題を抱える者に対する支援を図ります。	全世代
関係機関との連携	〇犯罪をした者等のうち依存症者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、国・県や、依存症専門医療機関等の各関係機関と連携を図ります。	全世代

# 3. 地域福祉による包摂の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
関係機関との連携	〇国·県及び市の関係各課との情報交換、協議等連携を図 ります。	全世代
地域の関係団体等 に対する情報提供 等	〇民生委員·児童委員や社会福祉協議会の職員をはじめと した、地域における見守り支援の関係者に対し、更生保 護に係る情報提供を行い、関係者間の適切な連携、情報 共有が図られるよう努めます。	全世代

# 第3節 青少年の健全育成及び非行の防止

### 現状と課題

非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、家庭環境の変化、貧困や格差の 問題、虐待や発達課題、有害環境、いじめなど、児童生徒を取り巻く様々な要因がきっ かけとなります。

将来を担う青少年の健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応につながる 取り組みを充実させるとともに、非行を繰り返さないように、青少年の安心した居場所 や公的な支援への相談ができる環境づくりに取り組む必要があります。

### 1. 児童生徒の非行防止と学校における立ち直り支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
児童生徒の非行防 止	〇内閣府が主唱する子供·若者育成支援に関する国民運動 と連動する県や市の青少年健全育成の運動等と連携し、 児童生徒の非行防止を支援・推進します。	学齢期
学校と関係機関が 連携した立ち直り 支援	<ul><li>○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により、学校生活や養育、家庭状況等様々な悩みを抱える子どもやその家族、教職員等に対する相談支援や情報提供等の支援を行います。</li><li>○学校に在籍している保護観察対象者について、保護観察所、保護司等の更生保護関係者と、学校関係者が連携して立ち直りを支援します。</li></ul>	学齢期

### 第4節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

#### 現状と課題

犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再 犯の防止等に関する民間協力者の活動は、刑事司法手続が進行中の段階から終了した後 の段階まで、あらゆる段階を力バーする裾野の広いものとなっています。

こうした民間協力者の活動は、それぞれの立場や強みを生かし、再犯の防止等に関する 施策を推進する上で大切な役割を果たしています。

今後も、これまでの協力者だけではなく、より多くの民間協力者に再犯の防止等に向けた取り組みに参画してもらえるよう、新たな民間協力者の開拓も含め、積極的な働きかけを行っていく必要があります。

#### 再犯防止を支える市内の団体等

#### 【保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されません。保護司は民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行うなど、地域社会の安全・安心にとっても欠くことのできない存在です。

浜田地区保護司会江津分区に所属する保護司は、令和5年6月1日現在21名です。 【更生保護女性会】

更生保護女性会は、犯罪や非行をなくし、罪を犯した人々の立ち直りを支援するボランティア団体であり、犯罪・非行予防活動、更生支援活動のほか、子育て支援活動、青少年健全育成活動など、幅広い活動を展開することにより、誰もが人間らしく尊厳をもって生き生きと暮らせる明るい社会の実現に寄与することをめざして活動を続けています。

江津市更生保護女性会に所属する会員は、令和5年4月1日現在82名です。

#### 【協力雇用主】

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

浜田地区協力雇用主会に所属する会員は、令和5年4月1日現在31名、うち江津市内の会員は11名です。

### 1. 民間協力者への支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
民間協力者の確保	〇民間協力者の活動の内容や意義を、市のホームページ等	全世代
の支援	において広報し、新たな協力者の確保を支援します。	土坦化

### 2. 広報・啓発活動の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
福祉・教育関係者への理解促進	〇福祉職員や教職員への研修会・講座等の開催、関係資料 の普及等を通じて、矯正施設出所者や犯罪被害者等の人 権について正しい理解と共生の理念、人権意識の醸成を 図ります。	全世代
市民への広報啓発活動の推進	〇犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生に 関する市民の理解を促進するため、"社会を明るくする 運動"や再犯防止啓発月間を通じて、広報・啓発活動を 実施します。	全世代

### 再犯防止に関する支援関係団体等一覧

- ※本リストは、島根県地域福祉課が令和5年1月に作成した「島根県内における再犯防止に関する支援関係団体等のリスト」より、全県的団体等及び本市関係分を転記したものです。
  - (★印がついた団体は、本市で独自に追加)
- ※本リストの支援対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行のある少年又は非行少年であった者で、就労・住居の確保や保健・医療・福祉サービス等の支援が必要な者としています。

#### 1 就労支援に関すること

- 〇ハローワーク浜田
- 〇しまね若者サポートステーション(15歳から49歳までの就労支援): サポステ浜田
- 〇障害者就業・生活支援センター(障がい者の就労支援): 浜田障害者就業・生活支援センター レント

#### 2 住居の確保に関すること

〇県営住宅:島根県住宅供給公社浜田住宅管理事務所

〇市営住宅:江津市都市計画課

#### 3 福祉的な支援に関すること

#### 〔高齢者支援〕

- ○江津市地域包括支援センター
- 〇島根県地域生活定着支援センター(被疑者や矯正施設入所者のうち、支援が必要な高齢者または障がい者が対象)

#### 〔障がい者支援〕

○障害者就業・生活支援センター:浜田障害者就業・生活支援センターレント

○島根県地域生活定着支援センター

#### [生活困窮者支援関係]

- ○島根県社会福祉協議会
- ○江津市社会福祉協議会 ★
- ○生活支援相談センターごうつ

#### [生活保護]

〇江津市福祉事務所(生活保護担当部署:江津市社会福祉課)

### 4 保健・医療に関すること

- ○保健所(心の健康相談):浜田保健所
- ○県立心と体の相談センター(心の健康相談)
- ○県立こころの医療センター(医療観察法による入院等)

### 5 少年支援に関すること

- ○島根県立わかたけ学園(児童福祉施設「児童自立支援施設」)
- 〇児童相談所(18歳までの養護・保健・障がい・非行・育成相談等): 浜田児童相談所
- 〇子ども若者総合相談センター(相談等): 江津市総合相談窓口(江津市社会教育課内)
- ○警察署(少年相談、社会参加活動、立ち直り支援活動):江津警察署

#### 6 更生保護団体

- ○島根県保護司会連合会
- 〇浜田地区保護司会(江津分区)
- ○江津市更生保護女性会 ★
- ○浜田地区協力雇用主会 ★
- ○更生保護施設しらふじ(一時的な生活基盤の提供等)

#### 7 司法関係機関

- 〇松江保護観察所
- 〇松江地方検察庁浜田支部
- ○矯正施設:松江刑務所、島根あさひ社会復帰促進センター、松江少年鑑別所
- ○法律:島根県弁護士会、法テラス島根

# 第6章 目標指標

# 1. 地域福祉を担う人づくり

指標	現況	目標 令和11年度
○学校における福祉教育の実施		
実施校数	全小中学校	全小中学校
〇ボランティア養成講座の開催		
開催講座数	3講座/年	4講座/年
受講者数(延べ人数)	83人/年	100人/年
〇ボランティア登録の促進		
登録数 (人数)	1,766人	2,000人
登録数 (団体)	69団体	70団体

# 2. 地域福祉を展開する地域づくり

指標	現況	目標 令和11年度
〇ふれあいサロンの拡充		
利用者数(延べ人数)	13, 488人/年	14,000人/年

# 3. 権利擁護支援の推進

指標	現況	目標 令和11年度
〇権利擁護支援における中核機関及び構成団体による相談機能の充実		
相談件数	91件/年	100件/年

# 4. 再犯防止の推進

指標	現況	目標 令和11年度
〇ミ二集会による更生保護に関する情報の発信		
開催回数	6回/年	6回/年 *計画期間中に 市内全域で開催する

# 第2部 健康増進計画

# はじめに 健康増進計画の基本方針

### 第1節 基本理念

第3次計画では健康づくりを個人レベルから地域ぐるみで取り組むことで効果をあげ、市民の健康レベルの底上げをめざしてきました。第4次計画でも第3次計画の考え方を継承し、まず、「自分の健康状態を知り」、「生活習慣の改善を個人レベルから地域、団体レベルで取り組み」その結果、健康状態が改善し、すべての市民が健康的な生活を送れるまちづくりができるように推進します。

# 住んでいるだけで誰もが自然と健康になれるまちごうつ

# 第2節 基本目標

### 1. 生活習慣の改善による自主的な健康づくり

健康づくりに対する関心は高まっているものの、実際の取り組みは、若い世代では仕事や 家事などで時間がないことを理由にあまり行われておらず、比較的時間に余裕ができる高齢 期が近づいてからとなっています。

また、健診結果の見方や生活習慣改善に向けての知識は得られても、自分事として気づき、 実践に結びつけることが難しい様子も見受けられます。

子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、基本的な生活習慣を身につけたり、定期的に健康診査を受けて自己の健康管理を行うことで、将来の健康を確保することをめざし、本市の健康課題ごとに意識啓発から実際の取り組みまでライフステージに応じた支援を展開します。

### 2. 多様な主体を巻き込んだ健康づくりの推進

健康づくりは個人の意識や努力によるものと捉えられがちですが、一人で継続していくことは難しいものです。また、健康課題を解決していくためには、行政や専門家による取り組みだけでなく、住民の主体的な参加が不可欠です。ソーシャルキャピタルに着目した健康づくり活動を進めていくために、多様な主体を巻き込み、地域活動の活性化に努めます。

### 3. 生涯を通じた健康づくり

人生100年時代の生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、 子どもから高齢者まで生涯にわたる健康づくりが重要です。家庭、地域、職域、学校を通じ た一貫性・継続性のある取り組みを進めていきます。

### 第3節 健康増進計画の推進体制

### 1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、江津市健康づくり推進協議会及び専門部会である「職域保健部会」、「母子保健部会」において、進行管理・検証を行います。

### 2. 市民と行政の連携と協働

平成29年度から市内全地区に地域コミュニティ交流センターが設置され、まちづくり協議会が立ち上がりました。健康づくり活動も、コミュニティ組織の健康づくり部門において、より地区内の結びつきを強化した形で取り組みを進めます。各地区の活動に関する検証などについては健康づくり推進協議会へ報告し、その中で課題や取り組みを共有しながら市民と行政の連携と協働による地域に根ざした健康づくりを推進します。

#### 本市の健康づくりを推進する体制

江津市健康づくり推進協議会 専 職域保健部会 菛 部 生 桜 江 江 江 江 ま 江 済 江 江 江 浜 江 江 江 母子保健部会 숲 究 員 所 イネ 進協 タ ĺ 議 代 表

基本理念

# 住 ん で 61 るだけ で誰 もが自然と健 康に な ħ るまちごうつ

### 第4節 健康増進計画の体系図

### 取り組みの方向性

### ■自己の健康管理

- 1. 自己健康チェックの促進
- 2. 健康づくり意識の啓発

### ■栄養・食生活

- 1. 望ましい食習慣づくり
- 2. 望ましい食習慣のための環境づくり

### ■歯の健康

1. 歯の健康づくりに関する意識啓発

#### ■身体活動・運動

- 1. 健康になるための運動習慣づくり
- 2. 日常生活における歩数の増加の取り組み

### ■喫煙

1. 受動喫煙の防止・禁煙の促進

#### ■飲酒

1. 一人ひとりに合った飲酒の啓発

#### ■休養・睡眠

1. 睡眠時間の十分な確保の推進

#### ■心の健康

- 1. 心の健康の保持・増進
- 2. 心の不調の早期発見・早期支援

### **■健康を支え、守るための社会環境の整備**

1. 健康づくり組織の支援

### ■保健・医療・福祉の連携強化

1. 多職種連携の強化

#### ■妊産婦・乳幼児期から思春期までの健康づくりの推進

1. 関係機関と連携した切れ目ない健康づくり支援

#### ■成人期・壮年期の健康づくりの強化

- 1. 各種健診(検診)の推進体制と健診事後フォローの充実
- 2. 健康づくりへの意識向上

#### ■高齢期の健康づくりの推進

1. 自分の状態にあった介護予防の推進

#### ■高血圧対策の推進

- 1. ライフステージに沿った啓発
- 2. 高血圧の発症及び重症化予防
- 3. 社会環境の整備

### 基本目標

生活習慣の 改善による自主的 な健康づくり

多様な主体を 巻き込んだ 健康づくりの推進

> 生涯を通じた 健康づくり

# 第1章 生活習慣の改善による自主的な健康づくり

# 第1節 自己の健康管理

### 現状と課題

- ●生活習慣病や将来的に要介護状態に陥らないよう、健康的な生活を送りたいという 機運が高まっており、本市においても、地域に根ざした市民主体の健康づくりが進 んでいます。
- ●職域保健部会を中心として自己管理や健診受診後の行動変容への意識づけを行っており、事業所における健康づくりへの意識も高まっています。
- ●国民健康保険における特定健康診査受診率は年々高くなっていますが、40~64歳の健診受診率は低迷しています。アンケート調査結果では、未受診の理由として、忙しいことや結果が怖いからなどが上位意見としてあがっており、対象者の心理状況にも配慮した受診勧奨が必要となっています。
- ●本市の健康課題である循環器疾患の発症予防や重症化予防及び糖尿病性腎症重症化 予防についての受診勧奨や個別指導を実施しているところですが、今後も医療機関 との連携のもと、さらに充実していく必要があります。
- ●高齢期においては健康管理に役立つ情報を掲載した江津市介護予防手帳を活用した 取り組みにより、自己管理意識が高まっています。地域での通いの場においても血 圧や体重測定などが行われており、習慣化されつつあります。
- ●家庭でもできるセルフチェックとして、定期的に体重測定する人の割合は横ばい、 定期的に血圧測定する人の割合は高くなっています。家庭血圧の高血圧基準値を知っている人の割合も高くなっていることから、定期的に血圧測定する人は血圧に関する知識も身につけていることがわかります。
- ●生活習慣の改善が必要だと頭ではわかっていても、行動につなげることが難しい実態も見えてきています。「知る」、「気づく」、「実践する」に細分化した取り組みが必要となっています。

# 1. 自己健康チェックの促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康診査・がん検 診・予防接種など を受け、記録によ る自己管理の促進	<ul> <li>○正しい知識の普及のため、働き盛りの成人・壮年期に向けて、職域保健部会を核とした健康づくりを進めます。</li> <li>○健康診査・がん検診・予防接種などを受けやすい環境づくりを進めます。</li> <li>○自己の健康管理につなげるための健康情報(健康診査、予防接種など)をホームページに掲載し、周知を図ります。</li> <li>○PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)等のICTを活用しながら、より効率的な健康管理ができるよう、データの整理や提供を行います。</li> <li>○家庭における体重測定、血圧測定の推進に力を入れ、自己の健康管理を進め、循環器疾患の発症や悪化防止につなげます。</li> <li>○かかりつけ薬局を持つこと、おくすり手帳を一本化した管理の必要性について周知を図ります。</li> </ul>	学成壮高齢期期期期
健康診査結果の 活用	<ul><li>○AI等の最新技術を取り入れながら、特定健康診査、特定保健指導の受診勧奨、啓発に取り組みます。</li><li>○地域、職場、学校など、様々な場において健康診査を受診するよう意識の啓発に努めます。</li><li>○職域による健康診査と、国民健康保険による健康診査との連携を促進します。</li></ul>	学齢期 成人期 壮年期 高齢期

# 2. 健康づくり意識の啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇職場、地域、学校で簡単にできるヘルスチェックや試	
健康づくり意識の 啓発	食など、体験を通して自身の振り返り・気づきにつな	
	がるような働きかけを行います。	全世代
	〇健康情報や得た知識から実践につなげ定着させるため	土世化
	の行動きっかけとなる情報発信の工夫を行い、取り組	
	み好事例について横展開を図ります。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康イベントの開催	<ul> <li>○コミュニティ組織を核とした、地域での健康づくり活動に引き続き取り組みます。</li> <li>○健康フェスタなど、済生会江津総合病院、各種地域や職域の団体と連携し、より健康に特化したイベントを実施します。</li> <li>○成人期・壮年期から高齢期への活動の移行ができるように働きかけます。</li> </ul>	全世代

# 第2節 栄養・食生活

#### 現状と課題

- ●栄養・食生活は、生命を維持し、人々が健康で豊かな生活を送るために欠くことのできない営みです。身体的な健康という点からは、栄養状態を適正に保つために必要な栄養素等を摂取することが大切です。
- ●アンケート調査結果では、朝食の欠食率はどの年代も悪化しており、特に20~30歳代の欠食率が高くなっています。子どもの食生活は、家庭の影響も大きいことから、保護者に対して朝食の重要性と朝食内容の充実について啓発し、家族ぐるみの取り組みにつなげていく必要があります。
- ●栄養バランスについては、主食、主菜、副菜を組み合わせた食事をとる人の割合は低くなっており、特に野菜不足はどの世代においても課題となっています。また、メタボリックシンドロームや高血圧等の生活習慣病は、成人期・壮年期から多く見受けられています。
- ●若い年代からの生活習慣病予防として、職域保健部会を中心に食生活改善のきっかけ づくりを進め、地域では、健康づくりの会や食生活改善推進協議会などと連携して、 適塩の推進や低栄養予防の啓発を行っています。
- ●食生活を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、市民の健康で豊かな食生活の実現のためには、個人の行動変容とともに、それを支える食環境づくりを含めた総合的な取り組みが必要となっています。

### 1. 望ましい食習慣づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
早寝・早起き・朝ごはんの推進	<ul><li>○「早寝・早起き・朝ごはん」の規則正しい生活習慣の 大切さを啓発し、定着を促します。</li><li>○保育施設、学校、PTAなどと連携し、朝ごはんの重要 性について、キャンペーン等を通じて啓発を進めます。</li></ul>	乳幼児期 学齢期
バランスのとれた 食生活の推進	<ul><li>○主食、主菜、副菜を組み合わせた栄養バランスのよい 食事の普及啓発を進めます。</li><li>○適量を知って実践できるよう、各年代に応じた健康教 育や栄養相談を行います。</li></ul>	全世代
野菜の摂取促進	〇野菜の適量摂取の必要性について、幅広く普及啓発に取り組みます。 〇地元の野菜を活かしたレシピを市の広報紙や公式 YouTubeを通じて提供します。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇離乳食から適切な塩分をとることができるよう、対象	
海佐の推進	に応じた健康教育や栄養相談を行います。	全世代
適塩の推進 	○家庭での薄味の定着や幅広い世代に適塩の必要性に	
	ついて普及啓発に取り組みます。	
	〇自身の適正体重を知り、定期的な体重測定が習慣化す	学齢期成人期
	るよう働きかけます。	
適正体重の維持	〇特に若い女性のやせを予防することができるよう関	
	係機関との連携のもと、普及啓発を進めます。	壮年期
	〇高齢期では、低栄養予防に切り換えた適正な体重管理	高齢期
	ができるよう取り組みを進めます。	

# 2. 望ましい食習慣のための環境づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
栄養成分表示の 活用促進	○栄養成分表示に関する情報を広く発信します。 ○各種健康教育やイベントなどを通じて、栄養成分表示 の活用を働きかけます。	学齢期 成人期 壮年期 高齢期
健康に配慮した 食事を提供する 環境整備	<ul><li>○事業者と連携し、望ましい食事について情報を提供します。</li><li>○健康に配慮した食事やサービスを提供する事業者が増えるよう取り組みの検討を進めます。</li></ul>	全世代

### 第3節 歯の健康

#### 現状と課題

- ●歯の健康は、全身の健康に影響を与えるものとされ、健康な生活を送るうえで欠かせない重要な要素です。また、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となるものです。
- ●1歳6か月児及び3歳児の希望者にフッ化物歯面塗布を実施し、市内の全保育施設及び小中学校7校では、フッ化物洗口を希望者に実施しています。フッ化物応用実施施設及び学校のう歯保有率は低く、今後も引き続き全小中学校でフッ化物洗口が実施できるよう拡大を図っていく必要があります。
- ●成人・牡年期では、定期的に歯科健診を受けている人の割合は増加傾向にあるものの 依然として低く、高齢期では後期高齢者歯科口腔健診を実施していますが、受診率は 低い状況です。今後もかかりつけ歯科医を持つことや歯科健診の必要性を啓発してい く必要があります。
- ●生涯にわたり咀嚼機能を維持していくため、乳幼児期から歯の喪失の二大原因である う歯予防と歯周病予防を充実させることが大切です。成人の歯科健診や歯周病検診に ついては、国の動向を踏まえ検討していきます。

### 1. 歯の健康づくりに関する意識啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
う歯予防の充実	<ul><li>○乳幼児期から歯みがき習慣や家庭でのフッ化物応用を 勧めます。</li><li>○保育施設、学校との連携のもと、う歯予防の啓発や歯 の健康教育に取り組みます。</li><li>○小中学校におけるフッ化物洗口が全校に拡大するよう 働きかけます。</li></ul>	乳幼児期 学齢期
歯周病予防の充実	<ul><li>○市の広報紙やホームページ、職域保健部会等を通じて 歯の健康やセルフケアに関する情報提供を行います。</li><li>○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診やプロフェッショナルケアを受けることを推奨します。</li></ul>	成人期 壮年期
高齢者の口腔機能 の向上	〇後期高齢者歯科口腔健診の受診勧奨に取り組みます。 〇口腔機能向上に向けた啓発活動を食生活改善推進員等 と協力して行います。	高齢期

### 第4節 身体活動・運動

#### 現状と課題

- ●身体活動・運動はメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことがわかっています。また、子どものころから運動習慣を身につけることで、生涯にわたって健康的で活動的な生活習慣の形成にも役立つといわれています。
- ●アンケート調査結果では、定期的な運動習慣がある人は、若年・牡年者調査で3割、 高齢者では7割と、いずれも前回調査より増加しています。また、運動をしていない若 者・牡年者のうち、今後運動を始めたいと思っている人は7割近くおり、より身近で 気軽に運動を実践できる環境づくりが必要です。
- ●高齢者を中心に地域で実施している「いきいき百歳体操」は各地区に1か所以上のグループが立ち上がり、令和4年度末時点では20地区50グループにまで広がり地域に根付いてきています。今取り組んでいる体操が健康維持・介護予防につながっていると、一人ひとりが実感できるような情報発信が必要です。また、継続して活動が続けられるような体制づくりも必要となっています。

### 1. 健康になるための運動習慣づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
外遊びの習慣づけ (親子で遊ぶ機会づ くり)	<ul> <li>○子どもが、外で体を動かし、様々な体験をすることが、身体活動量を増やし体の成長にとって望ましいことを啓発します。</li> <li>○関係機関・団体と協力して、遊びを通した運動習慣のきっかけづくりに取り組みます。</li> <li>○地域で安全に遊ぶことができるよう、ボランティアの協力や声掛けなど、地域で支え合う体制づくりを推進します。</li> <li>○保育施設、学校、地域が連携してあらゆる場で運動に関する情報を提供し、各団体、施設の取り組みを支援します。</li> </ul>	乳幼児期 学齢期
若い世代の運動 習慣づけ	<ul><li>○ICTの導入を検討し、セルフケアの推進を図ります。</li><li>○体力測定を実施し、年齢に応じた体力を維持することを意識づけます。</li><li>○家庭や職場で簡単にできる運動の普及、啓発に努めます。</li><li>○運動施設(体育館、プールなど)やその施設の有効的な活用方法について検討します。</li></ul>	成人期 壮年期

### Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護予防に向けた運動習慣づけ	○引き続き「いきいき百歳体操」の普及啓発を行い、実施グループの立ち上げ支援を行います。また、運営継続支援にも力を入れていきます。 ○個人の体操に取り組む意欲を維持するためのフォローアップの方法について検討します。	高齢期

# 2. 日常生活における歩数の増加の取り組み

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
日常生活における 歩数の増加の取り 組み	<ul><li>〇子どもから高齢者まで、自然と歩きたくなるような仕組みづくりを検討します。</li><li>〇楽しくウォーキングができるよう、ICTの導入を検討します。</li></ul>	全世代

### 第5節 喫煙

#### 現状と課題

- ●健康増進法の一部改正により、令和2年度から望まない受動喫煙を防止するための取り組みがマナーからルールへと変わりました。
- ●アンケート調査結果では、成人・壮年期の喫煙状況は、男性の喫煙率は減少し、女性の喫煙率が増加しています。喫煙者のうち、たばこをやめたいと思っている人の割合は約4割で、やめたいと思っている人への効果的な禁煙のきっかけづくりが重要です。
- ●体への影響として胃潰瘍、歯周病、SIDS、心臓病等への影響について知らない人が多く、COPDやがん以外の疾患への影響についても繰り返し周知していく必要があります。循環器疾患の有症率が高いことにも目を向けると、特に成人・壮年期層への禁煙対策が必要となっています。
- ●子どもを取り巻く環境では、妊婦のパートナーの喫煙率は約4割、乳幼児健診アンケートにおける家族内喫煙者の割合は約5割と高くなっています。望まない受動喫煙を無くす取り組みを充実するとともに、小児期からの学習の充実により、最初の一本を吸わせない取り組みの強化が必要となっています。

### 1. 受動喫煙の防止・禁煙の促進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
受動喫煙の防止	<ul><li>○世界禁煙デー、禁煙週間などの機会を捉えて、受動喫煙防止の啓発を進めます。</li><li>○受動喫煙による健康への影響について周知、啓発します。</li></ul>	全世代
未成年者への禁煙教育の推進	<ul> <li>○たばこの害を地域や保護者が理解し、子どもにしっかり伝えていくための情報提供や広報を行います。</li> <li>○イベントやキャンペーンなどの機会を捉えて啓発を行います。</li> <li>○胃潰瘍・歯周病・心臓病など、COPDやがん以外の疾病リスクについて周知、啓発します。</li> <li>○禁煙啓発媒体の貸出を進め、学校や職域、地域などでの啓発を行います。</li> </ul>	学齢期
禁煙したい人への 支援	<ul><li>○医療機関や薬局と連携し、禁煙外来や禁煙サポート薬局の周知を行います。</li><li>○禁煙に関する相談窓口の紹介や情報提供、禁煙指導を推進します。</li></ul>	全世代

# 第6節 飲酒

### 現状と課題

- ●アンケート調査において、お酒を毎日飲む人の割合は前回調査と比べ低くなっています。一方で適量を超えるお酒を飲んでいる人の割合は増えています。適切な飲酒量についてさらなる啓発が必要です。
- ●未成年調査では、約6割の人が将来お酒を飲みたいと答えています。未成年者の飲酒 防止をはじめ、将来の健全な生活イメージの醸成に向けて、引き続き啓発していく必 要があります。

# 1. 一人ひとりに合った飲酒の啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
一人ひとりに合っ た飲酒の啓発	<ul><li>○あらゆる機会を捉え、過度な飲酒を防ぐことや休肝日の必要性について啓発します。</li><li>○成人・壮年期、高齢期を中心に過度な飲酒に関する情報提供を行います。</li></ul>	全世代
未成年者の飲酒の防止	<ul><li>○飲酒の害を地域や保護者が理解し、子どもにしっかり 伝えていくための情報提供や広報を行います。</li><li>○学校、関係機関などと連携し、飲酒に関する正しい情報の提供を行います。</li></ul>	学齢期

# 第7節 休養・睡眠

### 現状と課題

- ●睡眠による休養感はこころの健康に重要で、睡眠は疲労を回復し、生活習慣病やうつ病の予防に役に立つといわれています。アンケート調査において、睡眠が十分とれてない人の割合が前回調査と比較して高くなっています。睡眠不足や仕事が忙しいなどの休養不足は、生活習慣病や心の病気のリスクを高めることから、休養・睡眠の健康への影響について啓発する必要があります。
- ●近年学童期からメディアに接触する時間が増加している現状があり、メディアの過度 な使用から子どもたちを守り、良質な休養や睡眠により成長を促すことが重要です。

### 1. 睡眠時間の十分な確保の推進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
休養・睡眠の健康 への影響の啓発	<ul><li>○休養・睡眠の健康への影響について広報誌やホームページ、健康教室等の機会に普及・啓発します。</li><li>○学校・職域・地域との連携を行い、睡眠不足や休養不足は生活習慣病や心の病気のリスクを高めることについて情報提供を行います。</li></ul>	全世代
適切な休養・睡眠の啓発	<ul> <li>○適切な休養・睡眠の確保のために、規則正しい生活リズムの確立とメディアコントロールの推進を図ります。</li> <li>○職域では事業所健診や職域保健部会、「情報提供ポップ」で適切な休養・睡眠の啓発を行います。</li> <li>○イベント等の機会に休養・睡眠について啓発を行い、知識の普及に努めます。</li> </ul>	全世代

## 第8節 心の健康

#### 現状と課題

- ●アンケート調査結果では、どの年代でもストレスを感じる人が多く、特に働き盛り世代で高い割合を占めています。また前回調査からストレス解消法としては「睡眠」、「食事」、「友人・家族とのおしゃべり」などが多くなっており、休息やコミュニケーションが役に立っていることがわかります。
- ●働き盛り世代では、ストレスからメンタル不調者が多くなっている傾向がみられます。 メンタル不調は子どもの不登校や壮年期のひきこもり者の増加につながりやすくなる ため、メンタルヘルスに関する周知・啓発をさらに推進していく必要があります。
- ●高齢者のうつ病や認知症リスクの把握を進めていますが、予防事業への参加促進を進める必要があります。
- ●国では、精神疾患を生活習慣病の一つとして重点的な予防支援に取り組む方向として おり、本市においても窓口や医療機関などに訪れやすい環境づくりに取り組む必要が あります。

### 1. 心の健康の保持・増進

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
セルフケア能力の 向上	<ul> <li>○地域や職域を中心にメンタルヘルスや相談窓口について周知・啓発を継続します。</li> <li>○ストレスに対する個人の対処能力を高めるために、ストレスの把握やストレス対処法について啓発します。</li> <li>○職域や地域において、ストレス解消法について啓発します。</li> <li>○職域での事業所健診において、セルフケアの普及を行います。</li> </ul>	全世代
孤立の防止	〇生きがいと役割を実感でき、孤立させない地域づくり を推進します。	全世代

# 2. 心の不調の早期発見・早期支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
市民への周知・啓発	<ul><li>○市ホームページ等で心のチェックリストや相談窓口等を周知し、うつ病などの早期発見につながるよう支援します。</li><li>○健康教室やゲートキーパー養成講座を地域で開催し、心の不調に気づく市民の育成を行います。</li></ul>	全世代
学齢期への支援	〇すべての学校にスクールソーシャルワーカーを設置 し、県と連携して学校のニーズに応じた緊急対応や児 童生徒、保護者の相談支援にあたります。	学齢期
高齢者への支援	〇地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心 として、高齢者の実態把握を行い、閉じこもり、うつ、 認知症の早期発見に努めます。	高齢期

# 第2章 多様な主体を巻き込んだ健康づくりの推進

### 第1節 健康を支え、守るための社会環境の整備

#### 現状と課題

- ●健康づくりは、個人の問題として捉えられますが、地域全体で一緒に健康になってい こうという機運を高めていくことが必要です。
- ●健康づくりのための諸施策を推進することを目的に、各種団体の代表者で構成する「江津市健康づくり推進協議会」を設置しており、その専門部会として、職域保健部会、母子保健部会をおき、活動の推進母体として位置づけています。
- ●地域の活動は平成29年度から市内20地区においてまちづくり協議会が立ち上がり、 地域コミュニティの活動の中に健康づくりに関する部門がそれぞれの地区の形で出来 上がりました。これまでの各地区の健康づくり推進会の形は変化し、各コミュニティ 組織の中で取り組みやすい形で行うことになりました。
- ●各地区の健康づくりを推進する部門の代表者からなる「健康推進地区連絡会」は継続し、地域の情報交換や合同研修会、活動交流会を実施していましたが、代表者の高齢化や担当者が変化する中で、各コミュニティ組織内の活動の広がりがみられなくなる地区もあり「健康推進地区連絡会」事態を見直す必要があります。
- ●江津市食生活改善推進協議会も会員の高齢化や会員数の激減により、これまでの活動が困難になってきており、現在は限定地区において低栄養予防を中心としたフレイル 予防の啓発活動を重点的に取り組んでいます。
- ●これまでの健康保持や疾病予防は地域の高齢者を中心とした活動に固定化している現 状があったため、今後は職域や地域コミュニティなどとの連携により、成人期・壮年 期からの切れ目のない健康づくりの推進が課題となっています。
- ●職域保健部会の開催や、出前講座などの実施を通じて、健康を意識する事業所数が増加していることに加え、事業所独自の活動が充実してきている事例もあります。退職後の地域での生活を見据えて、働いているうちから健康意識を高めていく働きかけが必要です。

# 1. 健康づくり組織の支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
健康づくり組織の活動支援	○各コミュニティ組織活動の自主性を重要視し、特徴ある健康づくり活動が実施できるように、地区担当保健師や栄養士が地区の健康課題を把握し、各コミュニティ組織の人々と協働して活動支援を行います。 ○生活習慣改善や介護予防に関するポピュレーションアプローチを中心にコミュニティ組織や通いの場が主体的に取り組めるように支援していきます。 ○地区の運動や趣味などの通いの場を増やし、社会参加の機会が増やせるよう支援します。 ○壮年期や男性の健康づくり活動への参加が比較的少ないため、スムーズに地域の健康づくり活動に移行できるよう、地域の通いの場などを活用した情報発信や啓発の充実を図ります。 ○地域内での世代間の交流ができ、地域全体で健康づくりに取り組めるように、コミュニティ組織を核に働きかけます。 ○食生活改善推進協議会へは限られた会員数で円滑な運営ができるよう、計画的な活動支援を行いまコニニー会食など、高齢者を対象とした介護予防活動を支援します。	全世代
職域保健部会への支援	<ul> <li>○職域保健部会と連携し、情報提供、情報交換、講演会開催など、成人期・壮年期の健康づくり活動を推進します。</li> <li>○各事業所単位での健康づくりを働きかけます。</li> <li>○職域保健部会参画事業所の拡大に努めます。</li> <li>○成人期・壮年期が将来を見据えて地域で健康的に暮らしていくために、職域と地域の活動交流を行い、スムーズに世代交代ができるように支援します。</li> </ul>	成人期 壮年期

# 第2節 保健・医療・福祉の連携強化

### 現状と課題

- ●健診や相談後、個別の健康管理の徹底には医師会をはじめとする関係機関との共通認識、協力が不可欠であり、引き続き意見交換しながら、対象者が適切なフォローが受けられるように医療機関や福祉機関との連携を強化していく必要があります。
- ●高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業においては、歯科医師会、歯科衛生士との 連携強化が求められています。

### 1. 多職種連携の強化

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
多職種連携による保健・医療・福祉の連携体制の強化	<ul> <li>○江津市医師会、中核医療機関との連携により、循環器疾患重症化予防対策、糖尿病性腎症予防対策、脳卒中発症・悪化予防対策を進めます。</li> <li>○各医療機関と連携し、がん検診の要精密検査者への受診勧奨を行い、早期治療に結び付けられるよう支援します。</li> <li>○江津市歯科医師会、歯科衛生士会との連携により、母子歯科保健、壮年期の歯周病対策、高齢期の歯科健診やフォロー体制の促進を図ります。</li> <li>○母子保健に関しては、医療機関や助産師との連携を密にして、妊産婦が安心して産前・産後が過ごせるよう支援します。</li> <li>○介護、障がいの支援に関しても、各医療機関や介護サービス事業所、ケアマネジャー、支援相談員などの福祉関係機関とも連携を促進します。</li> <li>○医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職、栄養士等、多様な医療関係者の参加や協力により、地域の健康づくり事業などが効果的な健康づくりにつながるよう、協力体制づくりを推進します。</li> </ul>	全世代

# 第3章 生涯を通じた健康づくり

### 第1節 妊産婦・乳幼児期から思春期までの健康づくりの推進

### 現状と課題

- ●乳幼児期から学齢期における健康づくりでは、平成29年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を展開しています。
- ●近年、支援を要する妊産婦が増加していることや、産前・産後に不安を抱える妊産婦が増えてきており、近隣産科医療機関との連携を密にして妊産婦が不安にならないような仕組みづくりが必要です。
- ●低出生体重児(2,500g未満で出生)が一定数いることについて、要因分析に応じた 取り組みを検討していく必要があります。

### 1. 関係機関と連携した切れ目ない健康づくり支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
妊産婦への支援	<ul> <li>○低出生体重児が一定数いることの要因分析と対策について検討します。</li> <li>○妊娠期の健やかな生活及び、産前・産後に関する情報の周知・広報に努め、必要に応じて支援を行います。</li> <li>○近隣産科医療機関と妊産婦に関する情報共有を行い、支援体制をさらに強化していきます。</li> <li>○済生会の助産師外来や市内の助産院、子育て世代包括支援センターの窓口など相談機関の情報提供を行い、早期支援につなげます。</li> <li>○妊娠8か月を迎える妊婦を対象に電話、面談、家庭訪</li> </ul>	乳幼児期 成人期 壮年期
乳幼児期の保健事業の推進	問による個別支援を実施し、不安の軽減に努めます。 <ul><li>○乳幼児の健康状態、生活リズムなどの実態を把握し、課題を抽出していきます。</li><li>○育児に関する悩みや不安の相談、保護者の仲間づくりや情報交換ができる場を引き続き設定します。</li><li>○育児に関する情報の周知・広報及び相談支援に努めます。</li><li>○保育施設などと連携し、実情に応じた教室や出前講座を行います。</li></ul>	乳幼児期 成人期 壮年期

### Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
学齢期における連携体制の強化	<ul><li>○小・中学生の健康状態、生活リズムなどの実態を把握し、課題を抽出していきます。</li><li>○栄養教諭・養護教諭などと連携を強め、課題を共有しそれに応じた対策を検討します。</li><li>○学校と連携し、実情に応じた教室や出前講座を行います。</li></ul>	学齢期 成人期 壮年期
高校生における自 立に向けた支援	<ul><li>○高校生が自分の体や生活習慣に関心を持ち、自分で健康管理ができるようにするため、講演会や出前講座の開催、及び食生活に関する情報提供を行います。</li><li>○学校や関係機関と情報共有し、さらに連携を深めていきます。</li></ul>	学齢期 成人期 壮年期

# 第2節 成人期・壮年期の健康づくりの強化

### 現状と課題

- ●成人期・壮年期における健康づくりでは、健康診査やがん検診などとの連携により、 市民の健康を効果的に維持し、医療費の適正化に取り組むことが求められています。 こうした連携体制の構築に努めるとともに、地域の健康づくりにつながるような情報 提供を行っていくことが求められます。
- ●特に40~64歳の特定健康診査の受診者が低迷しており、がん検診と同時に受診できるセット検診や、未受診者を集めたフォロー健診の実施など、受診促進のための取り組みが必要です。
- ●健診後の事後フォローでは、特定保健指導は積極的支援が25%前後と前回調査時より 増加していますが、動機付け支援は15%前後で減少しています。また、循環器疾患の 有病者が多いものの健康意識の低さから、健診結果をその後の健康管理につなげるま でに至っておらず、今後の意識醸成や健診後の動機付けが重要です。
- ●胃がん、肺がん以外の各種がん検診受診率は伸びているものの、受診率はいまだ高い とはいえず、今後は女性のがんなど、ターゲットを絞った取り組みにより、受診率を 高め、早期発見につなげていくことが必要です。

### 1. 各種健診(検診)の推進体制と健診事後フォローの充実

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
特定健康診査・特 定保健指導の推進	<ul> <li>○メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査について、受診率向上を図るために、AI等を活用しながら積極的な受診勧奨を行います。</li> <li>○特定保健指導の対象となった人への保健指導について、新たな手法を活用しながら周知と参加の促進に努めます。</li> <li>○江津市特定健康診査等実施計画や江津市データヘルス計画との整合性を図りながら進めていきます。</li> </ul>	成人期 壮年期
循環器疾患及び慢 性腎臓病の重症化 予防の推進	〇健診結果から重症化するリスクの高い人を抽出し、医療機関と連携して早期の医療受診及び専門医への紹介、生活習慣改善のための保健指導を実施します。	成人期 壮年期

# Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
がん検診の推進	<ul> <li>○がんの早期発見、早期治療のため、がん検診の受診勧奨や出前講座などを行うとともに、職域健康診査におけるがん検診の取り組みを促進します。</li> <li>○セット検診、土日や夜間の検診など、より受診しやすい検診体制を整備します。</li> <li>○精密検査受診率を上げ、早期治療に結び付けられるよう、精度管理を徹底します。</li> <li>○国のがん検診指針に基づき、適切ながん検診が実施できるように整備していきます。</li> </ul>	成人期 壮年期

# 2. 健康づくりへの意識向上

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇ナッジ等を活用して自然に健康になれる環境づくりや	
	行動変容を促す仕掛けづくり、ICTを利活用した取	
健康無関心層を含	り組みを行い、セルフケアの定着や健康意識の向上に	成人期
めた健康づくりの	努めます。	以入朔 壮年期
推進	〇市内事業所の健康経営に向けた取り組みの情報交換や	11 77 70
	交流の場をもち、健康で働き続けられる取り組みを支	
	援します。	

### 第3節 高齢期の健康づくりの推進

### 現状と課題

- ●高齢期における健康づくりでは、地域の身近な通いの場において、介護予防手帳の活用、血圧計や体重計の設置などにより、健康づくりの機運が高まっています。
- ●週1回以上開催している百歳体操グループは、令和4年度末時点で50グループあり、801名が参加しています。百歳体操グループは立ち上げから10年近く経過するところもあり、今後は、新規立ち上げ支援だけでなく、運営の継続支援も重要となっています。
- ●介護予防を進めていくためには、引き続き、自ら健康習慣を身につけること、身近な 地域で介護予防に資する活動に参加することが重要になります。また、健康無関心層 や社会参加消極層への働きかけ、多様な集いの場の検討が重要となっています。
- ●各地区のコミュニティ組織と健康課題を共有し、地域の様々な場面を捉えて介護予防 の重要性を啓発していくことが大切です。

### 1. 自分の状態にあった介護予防の推進

15 Mr T. D.	T- 11 / 11 e	ライフ
施策項目	取り組み	ステージ
施策項目 セルフケアの定着 支援	取り組み  ○特定健康診査や後期高齢者医療制度の健康診査、がん検診、後期高齢者の歯科健診の受診率向上を図るために、積極的な受診勧奨を行います。  ○基本チェックリストをベースとしたフレイルアンケートを実施し、回答者にアドバイスを記載した結果を返送することで、自らのフレイル状態の把握と対策の実施を促します。  ○介護予防手帳「生きいき手帳」を配布し、自身の健康チェック、通いの場の参加、高齢者に多い病気の学習を促進します。  ○まちづくり協議会などと連携し、フレイル予防や病気の重症化予防に関する知識の普及啓発を行います。  ○健診結果や基本チェックリストからのリスクの高い人に対し、低栄養防止・循環器疾患の重症化予防の取り組みを行います。	
	○重複・頻回受診者や重複投薬者への相談・指導を行い ます。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
住民主体の通いの 場における介護予 防活動の推進	<ul> <li>○身近な場所で定期的に開催しやすい介護予防に資する活動として、「いきいき百歳体操」の普及啓発及び継続支援を重視します。</li> <li>○運動だけでなく、栄養・口腔等の複合的なフレイル予防の普及啓発を図ります。</li> <li>○地域で介護予防や健康づくりに取り組むリーダーやボランティアに対し、介護予防の意義やフレイル予防に役立つ情報等が学べる研修会を開催し、地域での主体的な活動の促進を図ります。</li> <li>○効果的な専門職の関与を得ながら多様な関係者や事業等と連携し、支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	高齢期
社会参加の推進	<ul> <li>○国保データベース等の活用により、地域の健康課題の整理・分析を行い、介護予防に必要な対策を検討します。</li> <li>○高齢者の交流の機会をつくり、社会的孤立感の解消や生きがいづくりを推進します。</li> <li>○通いの場への参加が少ない男性高齢者の健康づくりに関する実態を把握し、多様な社会参加の方法を検討します。</li> </ul>	高齢期

# 第4節 高血圧対策の推進

#### 現状と課題

- ●市民の健康の保持増進を目的に、様々な保健活動に取り組んでいますが、健康実態等から循環器疾患対策を重点施策として位置づけ、循環器疾患の最大の要因である高血 圧対策に力を入れて進めているところです。
- ●高血圧対策をより効果的な取り組みとするためには、社会全体で取り組むことが求められており、あらゆる分野から市民へ正しい情報を提供して啓発するとともに、市の実情に合わせた取り組みを検討し、全市的な取り組みへと発展させていくことが必要です。
- ●子どもの頃から高血圧予防の生活習慣を身につけ、生涯を通じて継続して取り組むことができるまちづくりを進めていきます。

# 1. ライフステージに沿った啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
定期的な情報提供	○広報紙、ホームページ、SNSを活用して、高血圧に関する正しい情報を発信します。 ○乳幼児期から高齢期まで各ライフステージの課題に対応した情報や知識を関係機関、団体等と協力して提供します。	全世代
体験型イベントの 開催	○市内のイベント等を活用し、適塩レシピの試食や家庭 血圧測定などが体験できる機会を増やします。 ○関係機関、団体等と高血圧をテーマとした総合的なイ ベント(仮)を開催します。	全世代

# 2. 高血圧の発症及び重症化予防

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活習慣の改善	○子どもとその保護者を対象とする適塩教室やクッキング等を実施し、適塩の食習慣の定着を図ります。 ○高血圧予防に関連する生活習慣の改善キャンペーンを職域保健部会やPTA連合会等と連携して実施し、行動変容を促します。	全世代
家庭血圧測定の 普及	<ul><li>○母子及び成人保健事業を活用して家庭血圧を測定し、 定期的な測定を勧めます。</li><li>○江津市医師会と連携し、家庭血圧測定及びその継続と 記録を促します。</li></ul>	成人期 壮年期 高齢期
健診の受診勧奨と 事後フォロー	<ul><li>○健診の受診勧奨に継続して取り組み、保健指導が必要な人へのアプローチを確実に行います。</li><li>○医療機関受診が必要な人への受診勧奨と受診の継続支援を行います。</li></ul>	成人期 壮年期 高齢期

# 3. 社会環境の整備

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
血圧測定環境の 整備	<ul><li>○市内の公共施設やスーパー等に家庭血圧計を設置し、マップを作成して周知します。</li><li>○血圧が高めの人に対し血圧計の貸し出しを行い、測定結果に応じた支援を行います。</li><li>○アプリを活用した血圧測定の導入を検討します。</li></ul>	成人期 壮年期 高齢期

### Ⅱ 部門別計画

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
適塩環境の整備	○各地域コミュニティ交流センターに塩分計を設置し、 活用による適塩料理の提供を促します。 ○飲食店等と適塩レシピを考案し、普及します。 ○食品関連事業者に減塩商品の開発を働きかけます。	全世代
運動環境の整備	〇ウォーキングのための距離表示や健康遊具の設置等、 運動のきっかけづくりを進めます。 〇家庭でできるテーマごとの運動を公式YouTube等で動 画配信します。	全世代

# 第4章 目標指標

# 1. 生活習慣の改善による自主的な健康づくりに関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度	
定期的に体重を測る人を増やす		20~39歳	40.8%	60.0%
(週に1回以上測定)		40~64歳	55.0%	60.0%
		65歳以上	47.5%	60.0%
		1歳6か月児	97.3%	100.0%
		3歳児	96.1%	100.0%
毎日朝食を食べている人を増やす		小学生	98.7%	100.0%
		20~39歳	69.0%	85.0%
		40~64歳	84.7%	90.0%
<b>ナ</b>	ı <i>+</i>	20~39歳	59.2%	70.0%
主食、主菜、副菜のそろった食事をとる。	<b>\</b> &	40~64歳	61.9%	75.0%
増やす(1日2食以上)		65歳以上	69.4%	80.0%
野菜料理を1日小鉢5皿以上食べている	人を	20~39歳	1.4%	30.0%
増やす ※1日の野菜摂取量は350gです。目安(皿数)の数え 方は小鉢の野菜料理を1皿分(約70g)、大皿の野 菜料理1人分を2皿分と数え、1日5皿以上(70g× 5皿=350g)と数えます。		40~64歳	3.2%	30.0%
		1歳6か月児	0.00本	0.00本
一人が持っているむし歯の本数を減らす		3歳児	0.85本	0.30本以下
(12歳児は処置歯を含まず)		3歳以上の幼児	0.56本	0.40本以下
		12歳児	0.22本	0.22本以下
		20~39歳	42.3%	60.0%
年1回歯科健診を受けている人を増やす	-	40~64歳	37.7%	60.0%
		65歳以上	48.8%	60.0%
		20~39歳	28.2%	50%
定期的に運動する人を増やす		40~64歳	34.5%	50%
		65歳以上	71.1%	増加
	妊娠中	女性	0.0%	0.0%
	20 a . 20 <del>ta</del>	男性	25.7%	20%以下
	20~39歳	女性	13.9%	7%以下
喫煙している人を減らす	40~64歳	男性	31.9%	20%以下
	40~04麻	女性	6.7%	3%以下
	GE 告い L	男性	32.6%	19.6%以下
	65歳以上	女性	5.6%	4.2%以下

指 標			現況	目標 令和11年度
	妊娠中	女性	0.0%	0.0%
	20~39歳	男性	63.6%	30%以下
フリコーリの名号(盗号な切って)物		女性	37.6%	28.2%以下
アルコールの多量(適量を超える)飲酒をしている人を減らす	40~64歳	男性	69.8%	42%以下
	40~04成	女性	41.7%	25%以下
	65歳以上	男性	22.7%	14%以下
	00成以工	女性	22.1%	14%以下
睡眠で十分休養がとれている人を増やす		20~39歳	80.2%	現状維持
		40~64歳	78.0%	85%
		65歳以上	82.5%	90%

# 2. 多様な主体を巻き込んだ健康づくりに関する目標

指 標	現況	目標 令和11年度
職域保健部会の登録事業所数	26団体	30団体

# 3. 生涯を通じた健康づくりに関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度
低出生体重児(2,500g未満)の割合		7%	減少
こんにちは赤ちゃん訪問実施率		99%	100%
産後うつ質問点数9点以上の産婦の割合		3%	減少
	乳児	9.3%	減少
子どもに対して育てにくさを感じる人の割合	1歳6か月児	18.0%	減少
	3歳児	28.8%	減少
	乳児	44.9%	増加
育児に自信がもてる人の割合	1歳6か月児	44.1%	増加
	3歳児	35.6%	増加
子どもの健康づくりに関する教室開催		4回	8回
高校生の健康管理に関する学習機会の提供		4校	4校
杜宁唐市孙太巫孙泰/40年以上,同周加了老	男性	32.4%	60%(市国保目標)
特定健康診査受診率(40歳以上、国保加入者)	女性	40.0%	60%(市国保目標)
田 (	男性	1.3%	
胃がん検診受診率(40~69歳)	女性	2.4%	- 6.9%(圏域目標)

指標		現況	目標 令和11年度
R4 / \$ / 1A = A = = = A = / (	男性	3.9%	(FIII L.) FI LIX
肺がん検診受診率(40~69歳)	女性	6.9%	- 5.8%(圏域目標)
	男性	7.7%	
大腸がん検診受診率(40~69歳)	女性	13.4%	· 増加
子宮頸がん検診受診率(20~69歳)	女性	10.5%	15.7%(圏域目標)
乳がん検診受診率(40~69歳)	女性	25.1%	増加
がん検診精密検査受診率全体		89.5%	100%
メタボリックシンドローム該当・予備群者割合	男性	46.4%	減少
(40~74歳)	女性	17.1%	減少
-,+-×	男性	54.3%	減少
高血圧有病率*	女性	40.3%	減少
	男性	47.3%	減少
脂質異常症有病率 <sup>※</sup>	女性	53.6%	減少
# <del>** ** * * * *</del> *	男性	16.9%	減少
糖尿病有病率*	女性	8.5%	減少
介護予防手帳を活用している人の割合		3, 260人	増加
通いの場の設置数		337か所	増加
定期的に家庭で血圧を測る人を増やす	20~39歳	4.2%	25.0%
20~39歳:月1回以上	40~64歳	30.0%	50.0%
40歳~∶週1回以上	65歳以上	62.1%	75.0%
国保特定健診で高血圧Ⅱ度(収縮期血圧			
160mmHg、または拡張期血圧100mmHg)以上の人	40~74歳	6.3%	6.3%以下
の割合の減少			
平均寿命 <sup>※</sup>	男性	80.81歳	81.9(県目標)
平均寿叩"	女性	87.77歳	88.29(県目標)
/* c = 4 ×	男性	17.67歳	18.26(県現状値)*
健康寿命※	女性	21.19歳	21.95(県目標)
ゝゖ゠ゖゟゕ゠゠ゕヮ゠゚゚゙゙ゕゕゕ	男性	229.2	減少
心疾患年齢調整死亡率**	女性	118.6	減少
<b>虚点性心症</b> 中在 <u>极细</u> 粒正 <del>上</del> 范	男性	37.4	減少
虚血性心疾患年齢調整死亡率	女性	13.1	減少
IIV + Mr. c = /IV/ \	男性	137.4	減少
脳血管疾患(脳卒中)年齢調整死亡率	女性	70.0	減少
18.1 fr.±A.=20.45		415.2	減少
がん年齢調整死亡率	女性	187.8	減少
		1	1

- ※高血圧有病者:服薬あり・服薬なしで収縮期血圧140以上または拡張期血圧90以上の人
- ※脂質異常症有病者: 服薬あり・服薬なしで中性脂肪300以上またはHDL34未満またはLDL140以上の人
- ※糖尿病有病者:服薬あり・服薬なしで空腹時血糖126以上またはHbA1c6.5以上の人
- いずれも平成29年度時点基準値
- ※平均寿命:ある年の男女別にみた年齢別死亡率が将来も続くと仮定し、各年齢に達した人たちが、その後平均して何年生きられるかを示したものを平均余命といい、出生時(O歳時)の平均余命を平均寿命といいます。
- ※健康寿命:65歳の平均自立期間のことで65歳の人があと何年自立した生活が期待できるかを示したものです。

介護認定データ(要介護2~5)、生命表をもとに平均自立期間を算出しています。

- ※年齢調整死亡率:年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。 単位は人口10万対。これまでの昭和60年人口モデルから平成27年人口モデルを基準にして算出。
- ※県現状値: 平成29年~令和3年までの5か年の平均値

# 第3部 食育推進計画

# はじめに 食育推進計画の基本方針

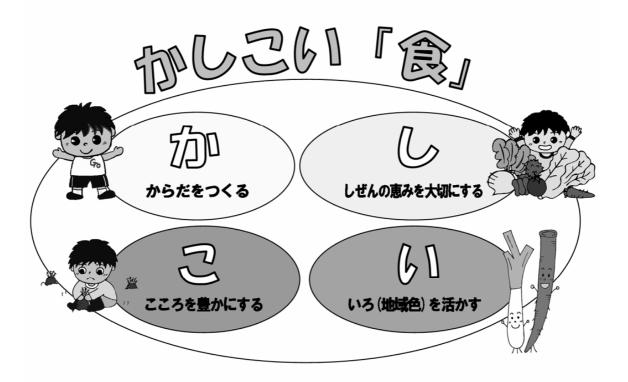
# 第1節 基本理念

本計画については、第3次江津市食育推進計画の取り組み状況や市民の食に関する現状や課題から、今後もこれまでの基本理念を継承していくこととします。

本計画においても、食を通じた人とのふれあいを大切にし、食をめぐる様々な問題について、ともに考え、ともに実践することができるまちづくりへと発展させていきます。

また、食育の取り組みを通して、SDGs達成に対してどのように貢献できるかという視点 も踏まえながら、施策を進めていきます。

# かしこい「食」でみんな元気、 豊かなまち『ごうつ』



### 第2節 一人ひとりのめざすべき姿

### 「私」に合った食育を、いつでもどこでも

基本理念を実現するためには、すべての人が食育を難しいものと考えず、

「食について知らないことを学ぶ人」

「自分の知っていることを教える人」

「学ぶ・教える過程に協力する人」

として、一人ひとりが自分に合った食育に楽しみながら参加し、できることから始めることが第一歩です。

## 第3節 基本方針

「連携・協働」により、食育の「実践・行動」へ

食育は、知識の習得ではなく、実践と行動をめざしています。

市民一人ひとりの食育の実践・行動には、食育推進の意識向上が必要です。関係者や関係機関、団体が連携・協働し、市民の食育の理解促進に取り組み、食育の実践・行動につなげていきます。

# 第4節 基本目標

### 1. 食で育む豊かな心

食は、心を満たし豊かにしてくれます。

子どもの頃からの共食\*を進めることで、食の楽しさを実感するとともに食事マナーを習得でき、コミュニケーションにより人とのつながりや絆を深めることで心の空腹感を満たし、豊かな心を育んでいきます。

また、子どもの頃から農業体験や調理体験に参加しやすい環境を整え、体験を通じて、日々の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、多くの人々の苦労や努力、思いやりに 支えられていることを実感することで、感謝の心を育んでいきます。

※家族や友人、地域の人などみんなで一緒に食卓を囲んで食べることをさします。

#### 2. 食でつくる健康なからだ

食べることは、生きることです。

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るためには、すべてのライフステージに適した望ましい食習慣の実践が必要です。

このため、家庭、保育施設、学校、職場、地域等のそれぞれの場面において、関係団体等と 連携・協働を図りながら、多様化したライフスタイルやデジタル化に対応した切れ目ない食 育を推進し、生涯を通じた食育実践につなげていきます。

### 3. 食で学び伝える郷土の味と食文化

生産者の顔が見える地元でとれた旬の食材は、新鮮でおいしく、安心です。

地元の生産者とのつながりを深める交流の機会を設け、旬の地場産食材への理解を深めることで、食材本来の味を楽しむことや環境へ配慮した消費の普及につなげていきます。

また、伝統工芸品である石見焼の器を取り入れながら、受け継がれてきた食の関連行事や 郷土料理などを体験できる機会を増やし、次世代へ伝えていきます。

### 4. 食でつなぐ人と地域

食育は、人づくりへ、そして地域づくり、まちづくりへとつながっていきます。

これまでもそれぞれの役割のもと様々な食育の取り組みを行っていますが、連携・協働することでより総合的な取り組みに発展することが期待されるため、交流を進めます。

また、食育に関心があっても取り組みづらいと思っている人たちも含め、多くの市民が無理なく食育に取り組めるよう、食品関連事業者との連携を進め、ヘルシーメニューや減塩食品の開発、提供など自然に健康になれる食環境を整えていきます。

## 第5節 食育推進計画の推進体制

### 1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進においては、「家庭」、「保育施設」、「学校」、「地域」が食育を実践する主体と位置づけ、「事業所」、「食の提供者(生産者・販売者等)」、「関係機関・団体(教育・保健医療等)」は実践を支える情報提供や環境整備を行うものとします。

また、「行政」は、本市の食に関する様々な取り組みを食育の視点から捉え、連携・協働により実践していけるよう支援を行うとともに、食のネットワークの構築による食育推進の充実を図ります。

#### ■推進体制のイメージ

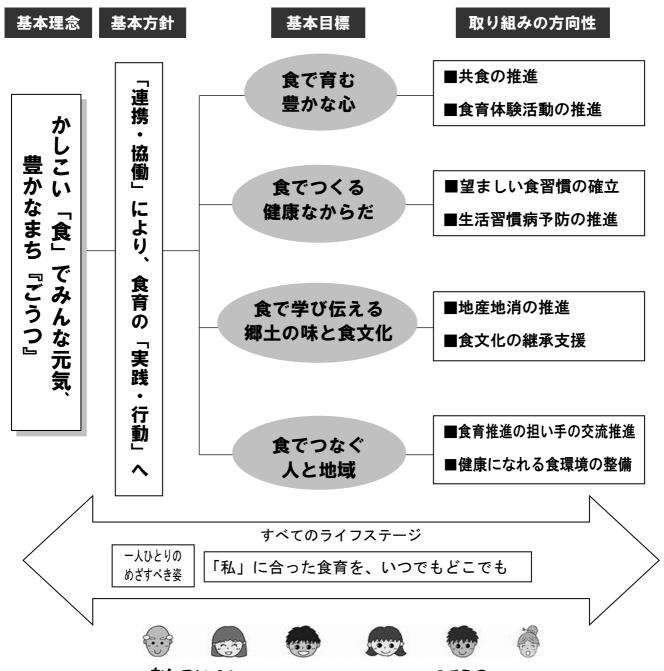


### 2. 計画の進行管理

本計画に基づく取り組みについては、それぞれの事業を実施していきながら、各種関係機関・団体、生産者代表などで構成する「江津市食育推進会議」において、それぞれの立場や観点から、協働による食育の推進を図るとともに、定期的に計画内容の点検・評価を行い、事業内容の充実につなげていきます。

また、最終年度となる令和11年度(2029年度)の数値目標の達成に向け、事業の進行管理と目標達成度の評価を行うなど、本計画を着実に推進していきます。

## 第6節 食育推進計画の体系図



かしこい「食」でみんな元気、豊かなまち「ごうつ」

### 第7節 食育推進の施策展開

### 1. 食育推進に向けた取り組みの考え方

食育をより効果的に推進していくためには、様々な主体が単独で取り組むのではなく、それぞれの立場で役割を果たし、かつ連携・協働により取り組んでいくことが大切です。

また、生涯にわたり心豊かに健康で楽しく暮らしていくためには、それぞれのライフステージの特徴に合わせた望ましい食習慣を実践していくことが必要です。

すべての世代に必要な食育ですが、特に子どもに対する食育は、生涯にわたって健全な心とからだを培い、豊かな人間性を育んでいく基礎となります。子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であり、生活の基盤である家庭を中心に、保育施設、学校と連携し、現代のライフスタイルに配慮しつつ、デジタルツールを活用した子どもとその保護者に対する食育の取り組みを着実に進めていくことが重要です。

本計画では、家庭をはじめとした関係機関・団体の取り組みをまとめ、連携・協働のもと、 それぞれの役割に応じた食育を推進していきます。

#### ■ライフステージに応じた食育

小学生

(6~11歳)

#### 【ライフステージ区分】

乳幼児期 (0~5歳) 学齢期

〉中学生・高校生など (12~17歳) 成人期(18~39歳)

明 〉 壮年期 歳) 〈(40~64歳) 高齢期 (65歳以上)



乳 幼 児 期・・・味覚と食生活・食習慣の基礎をつくる

学齢期

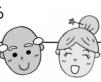
小 学 生・・・食への関心を深め、望ましい食習慣を身につける

「蝉·�����・・・食を選択し判断する力と実践していく力を身につける

成 人 期・・・健康的な食生活を実践し、自己管理する

壮 年 期・・・健康的な食生活を維持し、生活習慣病を予防する

高 齢 期・・・食を楽しみ、次世代に食文化を継承する



# 第1章 食で育む豊かな心

#### 現状と課題

本市ではこれまで、関係機関・団体等と共食や食育体験活動の場づくりに取り組んできましたが、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、地域や保育施設、学校での共食や食育体験活動は制限されたため、取り組みの場面は大きく減少しました。

各種アンケート調査の結果、幼児や未成年者の家族との共食の割合は約9割と高い数字を維持しており、家庭での共食は継続できていることがわかります。

また、地域では共食の場は減少したものの、感染症対策に配慮しながら集まりの場は 継続され、会食は配食に切り換えて対応するなど、工夫をした取り組みを継続されてい ます。

次に食育体験活動は、保育施設での取り組みは幅広く行われていますが、小中学校では学習指導要領に基づき授業を展開しているため、すべての児童生徒の食育体験活動には至っていない状況です。アンケート調査結果では、授業等で食育に関わる取り組みを行っている未成年者のうち、約半数は「食育に関心がない」と回答していることから、食育に関心を持つことをめざし、効果的かつ具体的な取り組みを関係機関と検討していくことが必要です。

#### 取り組みの方向性

#### ■共食の推進

食を通じたコミュニケーションの機会を増やす取り組みを進めます

#### ■食育体験活動の推進

幅広い世代に生産者との交流や食育体験活動の機会を提供します

	取り組み
	○家族そろって食卓を囲み、食事中は電子機器の使用を控え、会話をしな
家 庭	がら楽しく食べます。
	〇食育体験活動に積極的に参加します。
地域	〇地域の各種団体と協力、連携し、多世代交流できる共食機会や、高齢者
地 埃	が自分で行ける身近な場所で気軽に共食できる機会をつくります。
	〇家族団らんの楽しい食卓づくりを家庭に働きかけます。
保育施設・	〇家庭や地域などと連携し、食育体験活動を積極的に取り入れます。
学 校	〇菜園や食育関連書籍など施設内の食育環境を整えます。
	○学校給食食材生産者や学校給食センターとの交流を積極的に進めます。

	取り組み
事業所	〇家族で食卓を囲む取り組みを支援します。
→ <del>→ 未</del> 別	〇行事やイベントなどに食育体験活動を取り入れます。
食の提供者	〇それぞれの目的や役割に応じて、食育体験活動の機会を提供します。
	〇家庭や地域、事業所などに共食の推進を働きかけます。
行 政	〇生産者の協力を得て、交流事業や農業体験活動を進めます。
	〇調理体験活動の機会を充実します。

# 第2章 食でつくる健康なからだ

#### 現状と課題

近年、家庭における世帯構成の変化やライフスタイルや価値観の多様化により、食生活や食習慣が大きく変化しています。

アンケート調査の結果、朝ごはんの欠食率は中学生では年々増加しており、年代別では20~30歳代の欠食率が最も高くなっています。欠食の理由では、どの年代も「時間がない」、「食欲がない」が多く、夜型の生活リズムが影響していることが推察されます。また20~30歳代の欠食理由では、「朝ごはんを食べる習慣がない」と回答した人もおり、その多くが15~24歳から食べない習慣が始まったと回答しています。これらのことから、子どもの頃から早寝早起き朝ごはんの習慣が身につくよう取り組みを強化するとともに、ライフスタイルが変化するタイミングを捉えた啓発にも力を入れていくことが必要といえます。

アンケート調査結果から、野菜不足はすべての年代で課題となっています。どの世代も野菜摂取の必要性は理解しているものの、実際の目標量は把握できていない状況です。 よく噛んで食べている割合も少ないため、知識の提供だけでなく、ライフステージやライフスタイルに応じた実践しやすいアプローチの検討が必要です。

現在、市公式YouTubeにレシピ動画を配信していますが、今後は年代やニーズに合わせたデジタルツールを検討しながら、広報や啓発を継続して行うことが必要です。

#### 取り組みの方向性

#### ■望ましい食習慣の確立

健康寿命の延伸をめざし、ライフステージに応じた取り組みを切れ目なく進めます

#### ■生活習慣病予防の推進

栄養バランスや適塩に配慮した取り組みやすい食生活を提案します

	取り組み
家庭	〇子どもの頃から早寝早起きと朝ごはんの摂取、栄養バランスや適塩を意
<b>多</b>	識した食生活を家族ぐるみで実践します。
	〇地域の各種団体と協力、連携し、幅広い年齢層に望ましい食習慣につい
地域	て啓発します。
	〇様々な機会を捉え、地域での適塩を進めます。
	○園・学校だよりなどを活用し、望ましい食習慣に関する情報発信及び啓
保育施設・	発に取り組みます。
学 校	〇保護者と連携を図りながら、朝食摂取キャンペーンなどを通じて、子ど
	もの頃からの生活習慣病予防に取り組みます。

	取り組み
古光元	〇あらゆる場面を活用して、望ましい食習慣に関する情報を発信します。
事業所	〇従業員の健康管理、健康づくりに取り組みます。
食の提供者	○栄養成分表示など正しい情報の提供や、健康に配慮したメニューや商品
良の徒供有	の開発や提供に取り組みます。
	〇保育施設、学校と協力して、「早寝・早起き・朝ごはん」に取り組みます。
行 政	〇子どもの頃から適塩習慣が身につくよう、離乳期から健康教育や栄養相
	談を充実します。

# 第3章 食で学び伝える郷土の味と食文化

#### 現状と課題

生活環境の変化や少子高齢化により、核家族世帯及び単独世帯数が増加し、従来家庭で担われてきた食文化の継承等の希薄化が懸念されます。

保育施設では、だしや和食の食文化の啓発に力を入れ、学校では給食に地場産物を使用するほか、和食や行事食、郷土料理などを取り入れた献立を作成しています。あわせて市農林水産課では、学校給食の野菜生産者と児童生徒との交流の機会を設け、希望校の児童生徒が生産者の声や地場産食材にふれて学ぶ機会を提供しています。

また、市の出前講座に行事食や郷土料理を伝える講座メニューを設定し、調理実習等を行っていますが、講師の高齢化による担い手不足が課題となっています。

アンケート調査結果では、地元でとれた野菜を選んでいる人は、若い年代ほど低く、 地産地消の大切さについて広く知ってもらい、関心を高めるための取り組み方法につい て検討する必要があります。

#### 取り組みの方向性

#### ■地産地消の推進

消費者に安全安心な地場産食材の魅力などの情報を発信し、活用を促進します

#### ■食文化の継承支援

行事食や郷土料理などにふれる機会を増やし、食文化の保護や継承を図ります

	取り組み
家庭	〇積極的に旬の地場産食材を取り入れます。
<b>水</b> 庭	〇行事食や郷土料理などを取り入れ、子どもたちに伝えていきます。
   地域	〇地域の人材を活用し、食文化を伝える機会や体験できる機会をつくります。
地域	〇食文化を継承する担い手の確保に取り組みます。
	〇生産者等との交流を積極的に進め、地場産食材や食文化にふれて学ぶ機会
保育施設•	を充実します。
学 校	〇地場産食材や食文化に関する情報を給食だよりなどで保護者に伝えてい
	きます。
事業所	〇イベントなどに積極的に地場産食材や行事食等を取り入れます。
食の提供者	〇地場産食材の紹介や普及啓発に取り組みます。
良の徒供有	〇地場産食材を使ったレシピや商品の開発、提供を行います。
	〇安全安心など地場産食材の付加価値のPRを行います。
行 政	〇学校給食への地場産食材の納入支援及び生産者の高齢化に伴う担い手の
行 政 	確保に取り組みます。
	〇地域の関係団体等と連携を進め、食文化の継承活動を支援します。

# 第4章 食でつなぐ人と地域

#### 現状と課題

生涯にわたって望ましい食生活を送るためには、あらゆる機会や場面において、様々な食育推進の担い手による食育の取り組みが必要です。

さらに食育推進の担い手同士が、連携・協働してネットワークを築き、多様な取り組みを推進していくことは、効果的な食育推進はもちろん、「食」を切り口とした地域交流や地域の活性化など、持続可能なまちづくりにもつながっていきます。

本市では食育推進会議を推進体制の核とし、関係機関・団体との情報共有や連携事業 を進めていますが、さらに食育推進の担い手の交流促進を図り、より江津らしい食育を めざしていくことが必要です。

また、食育は一人ひとりが実践することはもちろんのこと、食育推進の担い手の連携・ 協働により、食育に取り組みやすい環境や、食育に関心がない人でも住んでいるだけで 健康になれる食環境を整えていくことが重要となっています。

#### 取り組みの方向性

#### ■食育推進の担い手の交流推進

食育推進に関わる人や団体等との交流を促進し、つながりを強めていきます

#### ■健康になれる食環境の整備

食品関連事業者等との連携を進め、自然と望ましい食習慣を実践できる環境をつくります

	取り組み
家 庭	〇積極的に食に関する情報を収集し、食のイベントに参加します。
	〇地域のあらゆる力を活用し、子どもから高齢者までの食を支える地域づくり
地域	を進めます。
	〇食育推進に関する情報を積極的に発信します。
保育施設•	〇地域の人材や各種団体等と食を通じたつながりを深めます。
学 校	〇保育施設や学校における食環境を整えます。
事業所	〇積極的に食育の取り組みに協力、参加します。
食の提供者	○食をテーマとした体験型イベントやキャンペーン等を行います。
艮の徒供名	〇ヘルシーメニューや商品等の開発、提供などを進めます。
	○食育推進の担い手の交流の場づくりを進めます。
行 政	〇食品関連事業者等との連携を進め、食育に取り組みやすい食環境の検討を行
	います。

# 第5章 目標指標

## 1. 食で育む豊かな心に関する目標

指標		現況	目標 令和11年度
<b>本方に明さ</b> だれて	13~19歳	50%	90%以上
食育に関心がある	20~39歳	71.8%	90%以上
	1歳6か月児	92%	95%以上
毎日家族(大人)と一緒に食事をする 	3歳児	92%	95%以上
学校給食食材生産者との交流事業実施校	小中学校数	7校	7校以上

## 2. 食でつくる健康なからだに関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度
	3歳児	96.1%	100%
	小学生	98.7%	100%
毎日朝食を食べている人を増やす 	13~19歳	88.4%	95%
	20~39歳	69%	85%
主食、主菜、副菜を組み合わせた食事を1日2食以上	20~39歳	59.2%	70%以上
食べる	40~64歳	61.9%	75%以上
野菜料理を1日に小鉢5皿以上食べる	13~19歳	3.7%	30%以上
※1日の野菜摂取量は350gです。目安(皿数)の数え方は 小鉢の野菜料理を1皿分(約70g)、大皿の野菜料理1	20~39歳	1.4%	30%以上
人分を2皿分と数え、1日5皿以上(70g×5皿=350g)と 数えます。	40~64歳	3.2%	30%以上

# 3. 食で学び伝える郷土の味と食文化に関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度
金井ナ窓が吐 44ニエルカナナのナ窓がトスローブルフ	20~39歳	63.4%	80%以上
食材を選ぶ時、地元でとれたものを選ぶようにしている 	40~64歳	66.8%	80%以上
学校給食における江津市産食材の割合	食品数ベース	36%	40%以上
江津市出前講座(郷土料理)申し込み団体	団体数	年2団体	年4団体以上

# 4. 食でつなぐ人と地域に関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度
食環境整備事業実施食品関連事業者	事業者数	0事業者	3事業者以上

# 第4部 高齢者福祉計画

# はじめに 高齢者福祉計画の基本方針

## 第1節 基本理念

前計画では、高齢者が自分らしくキラリと輝いて、地域の中で活躍できる地域づくりをめざし、「いつまでも自分らしく活躍できる光齢社会」を基本理念として施策を展開してきました。

本計画においては、計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える一方で、生産年齢人口は減少するため、高齢者の人口割合は増加していきます。そのような状況の中でも、社会参加の機会や生活支援が充実し、医療・介護の双方のニーズが生じても圏域内で適切な支援を受けることで、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりが重要になります。

高齢者が自分らしく活躍でき、可能な限り江津で望む暮らしが続けられる地域づくりをめ ざし、本計画の基本理念は、次のとおりとします。

# 誰もがいつまでも住み慣れた地域で 「望む暮らし」を送ることができるまち

## 第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を定め、各施策を展開していきます。

### 1. 地域における支援体制の充実

高齢者が安心して暮らすためには、本人も家族も支援者も、身近に相談できる人や場所があり、必要な支援につながることが必要です。また、地域における見守りや、支援が必要になっても安心して暮らせる住まいも必要です。

高齢者の安心を支える環境づくりや重層的・包括的な相談支援体制づくりを推進します。

【めざす姿】本人も家族も支援者も、身近な相談窓口や必要な支援につながる体制があ り、安心して暮らすことができる。

## 2. 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢期をいきいきと過ごすためには、自ら健康づくりや介護予防に取り組むことはもちろん、生きがいを持つことや、積極的に社会参加をすることが必要です。

健康増進事業の推進と介護予防の一体的な実施により効果的な取り組みにつなげていきます。また、フレイルの早期発見と効果的な介護予防・日常生活支援総合事業の実施により維持・改善・重度化防止を図ります。

【めざす姿】セルフケアの実施や、少なくとも週1回以上の社会参加の機会を持つことで、高齢者が生きがいを持って健康に暮らし続けられる。

#### 3. 在宅医療と介護の提供体制の充実

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせた医療・介護の関係機関の連携により、包括的かつ継続的な医療・介護が提供されることが重要です。

医療と介護の連携体制の強化を図り、円滑で切れ目のないサービス提供体制の構築と医療と介護の両面から支援が必要な在宅高齢者の不安解消に努めます。

【めざす姿】医療と介護の両方が必要になっても、状態に応じた医療と介護サービスが 切れ目なく提供されることで、望む暮らしが継続できる。

#### 4. 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちをめざし、認知症への理解、認知症予防、認知症者やその家族への支援を中心とした取り組みを推進します。

【めざす姿】認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる。

## 第3節 介護保険事業計画における将来像

#### 1. 浜田圏域の基本方針とめざすべき姿

浜田圏域のすべての高齢者が心身の状況変化により「転々としないこと」、そして、「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」をめざしていきます。その実現にあたっては、「高齢者の自立」、「地域での支えあい」、「住みなれた地域での暮らし」、「生活者視点の地域包括ケア」の実現を第8期計画に引き続き基本方針とします。

#### 【基本方針】

- ・ 高齢者の自立
- ・地域での支えあい
- 住みなれた地域での暮らし



「生活者視点の地域包括ケア」

#### 【めざすべき姿(転々としない)】

#### めざすべき姿① 【住みなれた家で暮らし続ける】

生活機能低下や疾病により要介護状態に陥らないよう、病気の重症化予防のための運動や食事などの健康的な生活習慣の確立や健康管理、介護予防に努める仕組みづくり。予期せぬことで、心身の状態変化があっても様々な居宅サービスの利用、かかりつけ医や多職種の医療介護従事者等の連携、さらには、地域の支えあいにより、在宅生活を維持し続ける仕組みづくり。(在宅医療・介護の連携強化、認知症になっても暮らしやすい地域づくりなど)

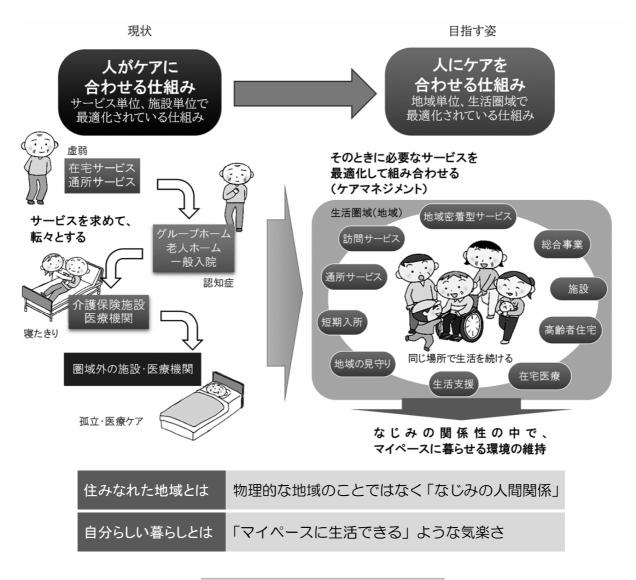
#### めざすべき姿② 【なじみの関係で暮らし続ける】

認知症や医療依存度が高いことによる影響、また家族環境等により、やむを得ない 状況変化によって施設等へ入所した場合においても、なじみの関係を構築し、安易な 居所変更をしなくてもよい仕組みづくり。(多様な住まいの充実、看取りまでできる 体制整備など)

#### めざすべき姿③ 【圏域内で暮らし続ける】

医療処置の必要性が高い高齢者であっても、できる限り圏域内の施設にとどまる 仕組みや体制づくり。 施設待機者であっても、在宅で介護できるような医療・在宅 サービスの充実。 在宅で介護する家族などへの支援や、地域資源の活用による見守 りなどの充実。(介護医療院などの施設の整備、看護小規模多機能型居宅介護サービ スなどの医療系介護サービスの強化、家族介護支援の充実など)

#### 【めざすべき姿のイメージ】



高齢者は圏域にとどまり、 サービスがつながることにより

「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくこと」 ができる圏域(転々としない)

### 2. 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、11圏域の設定を継続します。 ただし、サービスの提供体制が整わない場合などについては、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

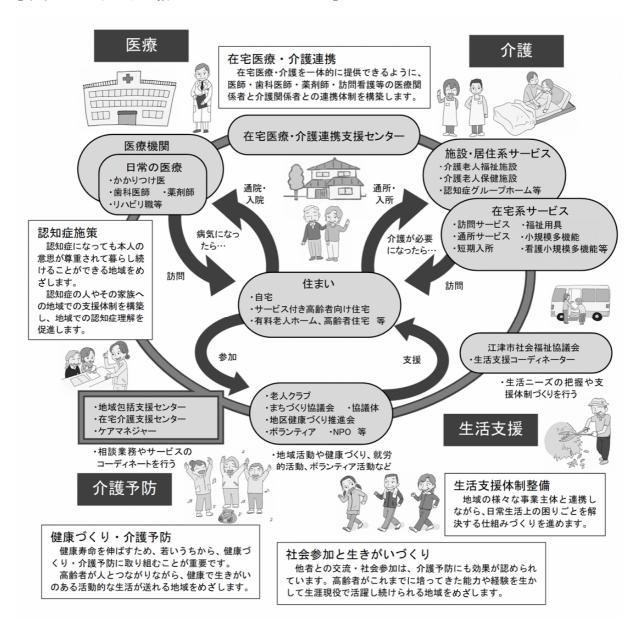
圏域	生活圏域	日常生活圏域	地区
		浜田東部	国府地区
		浜田中部	石見地区、浜田地区
		浜田西部	長浜地区、周布地区、美川地区
	浜田市圏域	金城	金城町
		旭	旭町
浜田圏域		弥栄	弥栄町
		三隅	三隅町
	江津市圏域	江津東部	波積地区、都治地区、黒松地区、浅利地区、 松平地区
		江津中部	江津地区、渡津地区、嘉久志地区、和木地区
		江津西部	跡市地区、二宮地区、都野津地区、波子地区、 敬川地区、有福地区
		桜江	長谷地区、市山地区、川戸地区、谷住郷地区、 川越地区



## 第4節 本市のめざす地域包括ケアシステム

医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、本市の実情に応じて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。今後はさらに、地域共生社会の実現を視野に入れながら、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざしていきます。

#### 【本市のめざす地域包括ケアシステムのイメージ】



## 第5節 高齢者福祉計画の推進体制

### 1. 計画の推進

本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、対象となる事業も広範にわたるため、行政のみならず民間団体や福祉・保健・医療・介護・防災など、各機関との連携が欠かせないものになります。関係機関や市民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を行い、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

また、本市の『江津市総合振興計画』、『地域福祉計画』等や浜田地区広域行政組合の『介護保険事業計画』など各種関連計画の推進と整合を図り、関係各課の連携を強化して事業を推進します。

#### 2. 計画の進捗管理

本市が設置する「高齢者保健福祉推進協議会」において、本計画全体の進行管理及び評価を行います。

また、「高齢者保健福祉推進協議会」が兼ねる「地域包括支援センター運営協議会」において、地域包括支援センターの運営や活動に対する点検及び評価を行います。

さらに、各事業の実施状況については、専門分野ごとに設置される会議体や連絡会等の中で進捗管理を行うことで、より細かい議論と事業の評価ができる体制を確保します。

1. 早期発見、早期診断及び早期対応を推進するための体制整備

2. 認知症予防に効果的な活動の推進

## 第6節 高齢者福祉計画の体系図

基本目標 基本理念 取り組みの方向性 ■地域における包括的な支援の充実 1. 地域包括支援センターの適切な運営と機能強化 誰 2. 重層的支援体制整備事業 3. 地域課題解決機能の発揮 も が ■生活支援の充実 地域における 1. 生活支援体制整備の推進 2. 見守り体制の推進 61 支援体制の充実 つまでも住み ■住まいと生活の一体的な支援 1. 高齢者の住まいの充実 ■権利擁護の推進 1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化 2. 高齢者虐待の防止・対応の強化 ■介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進 1. セルフケアの定着支援 慣 2. 住民主体の通いの場における介護予防活動の推進 れ ■生きがいづくりと社会参加の推進 自立支援、介護予防• た 1. 地域での社会活動の推進 2. 就労的活動の推進 地 重度化防止の推進 3. 敬老事業の実施 ■フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ 1. 高齢者の実態把握事業の実施 2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 「望む暮らし」 ■生活機能の改善に向けた支援 1. 介護予防・生活支援サービス事業の実施 2. 地域におけるリハビリテーション支援体制の充実 ■在宅医療と介護の連携 1. 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 2. 地域の医療・介護の資源把握や在宅医療・介護連携の課題抽出 3. 在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 を送ることができるまち 在宅医療と介護の 4. 医療・介護関係者の情報共有の支援 5. 医療・介護関係者の研修の実施 提供体制の充実 6. 地域住民への普及啓発 ■持続可能な介護の提供体制の確保 1. 要介護認定の適正な実施 2. 介護人材の確保・定着・育成 3. 介護現場の生産性向上 4. 災害・感染症対策に係る体制整備 ■家族介護者の支援 1. 家族介護者の介護負担の軽減 ■認知症との共生 1. 認知症に関する普及啓発・本人発信支援 認知症施策の推進 2. 認知症の人を支える地域づくり 3. 認知症についての相談対応・意思決定支援 4. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備 5. 認知症への対応力の向上 6. 若年性認知症への対応 ■認知症の予防

149

# 第1章 地域における支援体制の充実

## 第1節 地域における包括的な支援の充実

#### 現状と課題

- ●令和4年度より、地域包括支援センターの実施主体が浜田地区広域行政組合から本市 に変更になったことから、江津市高齢者保健福祉推進協議会を地域包括支援センター 運営協議会に位置づけ、地域包括ケアシステムを含めた高齢者施策全体を協議する場 としています。
- ●地域包括支援センターとブランチ型総合相談窓口である在宅介護支援センターで連携を図りながら相談に対応しています。しかし、高齢者調査の結果から、地域包括支援センターや在宅介護支援センターの認知度は半数程度であり、身近な相談窓口としてさらなる周知が必要です。また、認知症や権利擁護などの専門的な相談や、複合的な問題が含まれる相談が増えていることから、市役所各担当窓口や関係機関と連携して、相談体制を強化する必要があります。
- ●団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者福祉の持続可能性を高める地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。地域包括ケア体制の深化・推進にあたっては、地域の課題について、地域ケア会議等を活用して多職種協働により共有・解決していくことが求められます。

#### 方 針

- ●地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を強化します。
- ●属性や世代を問わない包括的な相談支援にも対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組みます。
- ●地域包括ケア体制を充実するため、地域ケア会議等を活用し、地域課題解決を図ります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域包括支援センターの適切な運営と機能強化	<ul> <li>○身近な相談窓口として直営型の地域包括支援センター及び各地域の在宅介護支援センター(地域包括支援センターブランチ型総合相談窓口)の体制を継続します。</li> <li>○相談窓口のPRを強化します。</li> <li>○地域の多様な主体とのネットワークの構築を図り、多職種の連携による相談対応の充実を図ります。</li> <li>○現在の人員体制を維持しつつ、認知症や権利擁護などの専門的な相談や、複合的な問題が含まれる相談に対応できる人員の配置や専門職の確保、育成に努めます。</li> <li>○業務の効率化や質の担保のため、地域包括支援センター業務の一部外部委託について、実情に合った方策を</li> </ul>	成人期 壮年期 高齢期
重層的支援体制整備事業	検討します。  〇地域包括支援センター、在宅介護支援センター、本庁及び桜江支所窓口において、属性や世代を問わない包括的な相談支援に対応します。  〇多様化・複雑化する市民の相談内容に対応するため、分野を超えた相談支援窓口の連携を強化し、情報の共有や多方面からの支援を行う総合相談支援ネットワークの構築をめざします。  ※重層的支援体制整備事業の推進体制等については、第1部「地域福祉計画」に記載	全世代
地域課題解決機能の発揮	<ul> <li>○地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例などについて、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との情報の共有や連携のもと、具体的な支援方針や対応方法について検討し、指導・助言などの支援を行います。</li> <li>○高齢者保健福祉推進協議会をはじめ、多職種が参加する医療・介護・介護予防・生活支援に関する各会議や連絡会を「地域ケア推進会議」に位置づけ、個別事例から抽出された地域包括ケアシステムを構築するうえで解決すべき地域課題について、情報共有・検討を行います。</li> <li>○地域の多職種が参加する自立支援型の「地域ケア個別会議」を定例で開催します。また、支援困難事例など多職種で検討が必要な事例については、随時、関係者を集めて開催します。</li> </ul>	高齢期

## 第2節 生活支援の充実

#### 現状と課題

- ●市の全域を対象とする第1層と、各日常生活圏域を対象とする第2層に生活支援コーディネーターを配置し、通いの場への訪問や地域ケア会議への参加等により、高齢者の生活支援や社会参加に関するニーズの把握を行っています。また、各圏域において協議体を開催し、把握した課題に関する意見交換を行っています。今後も支え合いの仕組みづくりを充実させるために、活動を強化していく必要があります。
- ●民生委員・児童委員が独居高齢者を中心に見守り・声掛け活動を行っています。交流の機会をつくるため、社会福祉協議会及びさくらえいきいきワーカーにサロン・声掛け事業の運営を委託して実施しています。高齢者の「一人暮らし」と「夫婦のみ」を合わせた割合が6割を超えており、地域における見守りや支援の重要性が高まっています。
- ●在宅で高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、市内社会福祉法人に委託して配食サービスを実施しています。近年は民間配食サービスの選択肢が増え、利用者が減少していることから、実態に合わせた見直しが必要です。

#### 方 針

- ●生活支援コーディネーターを中心に、住み慣れた地域で暮らす上での課題の把握や、 課題解決に向けた関係機関への適切かつ円滑なつなぎを進め、生活支援の充実を図 ります。
- ●地域での見守り活動を推進するとともに、身近な場所での交流の機会を確保します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活支援体制整備の推進	○市全域を対象とする第1層、日常生活圏域を対象とする第2層にそれぞれ生活支援コーディネーターと協議体を設置します。 ○生活支援コーディネーターが地域ケア会議への参加や地域に出向く等により、地域の高齢者の生活支援や社会参加に関するニーズを把握・整理し、協議体において地域課題の解決に継続して取り組みます。 ○支援が必要になると、自助や公的サービスでできることは限られるため、身近な地域での生活支援の確保や支え合いの体制づくりを進めます。特にニーズの高い、買い物支援や食事の確保、免許返納後の移動手段の確保、活動の担い手不足の課題については優先して取り組みます。 ○生きがいや役割を持った社会参加の方法として、就労	高齢期
見守り体制の推進	<ul> <li>的活動を推進します。</li> <li>〇一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯など地域の中で見守りを必要とする人や世帯について、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支会、さくらえいきいきワーカーなどとの連携により見守り体制を構築し、困りごとを抱える高齢者を早期に発見し、必要な相談や支援につなげます。</li> <li>〇栄養改善が必要な高齢者に対し、地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報告する配食サービスを実施します。なお、実施内容については、民間配食サービスでは対応が難しいケースや生活支援のニーズに対応できる内容に見直します。</li> </ul>	高齢期

## 第3節 住まいと生活の一体的な支援

#### 現状と課題

- ●県営住宅のシルバーハウジング10戸に生活援助員を派遣し生活相談に対応しています。また、新たに市営住宅に15戸のシルバーハウジングを整備しました。一人暮らしの高齢者に対して緊急通報装置を貸与する事業では、新たにセンサー型見守り装置を導入しました。
- ●在宅で生活を続けることが困難な高齢者に対し、高齢者生活福祉センターの居住部門での受け入れや養護者人ホームへの措置入所を行っています。高齢者生活福祉センターは施設の老朽化の課題に対し、計画的な改修工事を実施しています。
- ●地域包括支援センターを中心に住み替えや老人ホームに関する相談、住環境整備の相談に対して、情報提供やサービスの利用支援を行いました。
- ●高齢者単身世帯の増加により、在宅で生活を続けることが困難な高齢者が増加しています。また、虐待や経済的困窮など、生活課題も多様化しています。このため、安全な住環境の整備、災害時や緊急時の生活環境の確保や、緊急通報体制などの維持、充実が求められています。

#### 方 針

●多様な形で安心できる住まいの確保と生活環境の改善など、関連するサービスを通して 暮らしの安全の確保と不安の解消を図ります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇地域包括支援センターを中心に、住まいに関する情報	
	提供、相談に対応します。医療や介護サービスが入り	
	にくい地域においては、住み替えも踏まえた住まいの	
	選択について情報提供や相談への対応を充実します。	
	〇県及び市の住宅部局と共同で、シルバーハウジングプ	
	ロジェクトを実施します。県営シルバーハウジング10	
	戸及び市営のシルバーハウジング15戸に対し、生活援	
	助員の派遣及び緊急通報体制の整備により、相談・連	
	絡調整、一時的な生活支援、緊急時の対応等を行い、	
	在宅生活の継続を支援します。また、シルバーハウジ	
	ングに合う状態像の高齢者が入居できるよう、住宅部	
	局と連携を図ります。	
	〇桜江地区の地域包括ケアの拠点として、高齢者生活福	
	祉センター(生活支援ハウス)の運営を指定管理者制	
	度により継続します。今後は福祉避難所としての機能	
	強化を図り、また、施設の老朽化に対しては、個別施	
高齢者の住まいの 充実	設計画の策定により計画的かつ適切な維持管理を行い ます。	高齢期
九天	スタ。 〇老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置を行	
	い、在宅で生活を続けることが困難な高齢者の健康維	
	持と生活の安定を図ります。現在の事業規模は維持し	
	つつも、虐待や経済的困窮など緊急性の高いケースに	
	対しては柔軟かつ迅速に対応します。	
	○早い段階で転倒防止等の環境整備を行うために、福祉	
	用具・住宅改修に関する相談・情報提供などを行いま	
	す。居宅介護支援を受けていない要介護者に対しては、	
	住宅改修費支給申請に係る理由書の作成経費助成を行	
	います。また、理由書の作成において気になるケース	
	については、地域ケア会議などでリハビリ専門職の助	
	言を受ける機会を確保します。	
	〇市内に居住する一人暮らしの高齢者などに対し、緊急	
	通報装置及びセンサー型見守り装置を貸与し、定期的	
	な安否確認や相談・連絡調整を実施し、急病や災害な	
	どの緊急時には迅速かつ適切な対応を図ります。	

## 第4節 権利擁護の推進

#### 現状と課題

- ●介護従事者や家族の介護ストレス、知識不足、認知症の症状など様々な背景によって 高齢者虐待が起こっています。また、還付金詐欺などの消費者被害も増加しています。 虐待対応については、地域包括支援センターに相談窓口を設置し対応しています。
- ●権利擁護支援が必要な高齢者に対しては、令和4年度から「第1期江津市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関(中核機関)」の3つの仕組みからなる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めています。また、成年後見制度の申立てや利用継続が困難な高齢者に対して、申立て手続きの支援や成年後見人等の報酬助成を行っています。
- ●今後も市民一人ひとりの人権や尊厳を守るために、複雑化した事例に対応できる専門人材の確保や育成を行うとともに、虐待の防止や権利擁護支援及び早期発見・早期対応の体制を強化していく必要があります。

#### 方 針

●高齢者が日常において生活や安全を脅かされることなく、本人が自分の意思を主張し、 権利行使ができるように支援します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
権利擁護支援の地 域連携ネットワー クの強化	○中核機関を中心に、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携して権利擁護支援を行う「地域連携ネットワーク」をつくり、日常生活自立支応事業や成年後見制度が必要な人に対して、相談対応や制度活用の促進を図ります。 ○関係者がチームで意思決定支援を行うことで、適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。 ○「地域連携ネットワーク」の中に消費生活センターで、消費者被害の発生や再発を防止します。 ○成年後見制度が必要にも関わらず申立人がいないに対しても成年後見制度の利用ができるようにするが、市長申立てを行います。また、資力にするが、市長申立てにおける費用の補助や成年後見人等の報酬助成を行います。 ※成年後見制度利用促進に向けた事業の詳細は、第1部第4章「権利擁護支援の推進(江津市成年後見制度利用促進基本計画)」に記載	高齢期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
高齢者虐待の防止・対応の強化	<ul> <li>○地域包括支援センターに高齢者虐待の相談窓口を設置し、配置された専門職が通報のあった事例に対して虐待の解消や再発防止策に向けた対応を行います。</li> <li>○虐待事例に適切に対応できる人材の確保・育成に努め、必要に応じて弁護士などの外部人材を含めた虐待対応専門チームによる対応を行うことで、対応の質を確保します。</li> <li>○住民や介護従事者に対して、市の広報紙や出前講座等を活用し、高齢者虐待の通報窓口や発生予防の啓発を行います。</li> <li>○虐待を受けた高齢者が一時的に避難できる場所の確保に努めます。</li> </ul>	成人期 壮年期 高齢期

# 第2章 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

## 第1節 介護予防・健康づくりの習慣化に向けたセルフケアの推進

#### 現状と課題

- ●セルフケアの推進のため、百歳体操等の通いの場に血圧計や体重計を配布しています。 また、令和3年度に介護予防手帳「生きいき手帳」を作成し、高齢者自身の健康や活動 の記録や、介護予防に資する情報収集に活用しています。
- ●各地区において、健康づくりに取り組む組織と健康課題を共有し、健康教室や出前講 座等で介護予防の重要性を啓発しています。
- ●週1回以上開催している百歳体操グループは、令和4年度末時点で50グループあり、801名が参加しています。百歳体操グループは立ち上げから10年近くが経過するところもあるため、今後は、新規立ち上げ支援だけでなく、運営の継続支援も重要となっています。
- ●今後も介護予防のためには、自ら健康習慣を身につけることや、身近な地域で介護予防に資する活動に参加できることが重要になります。また、健康づくりや社会参加に 消極的な無関心層への多様な集いの場の検討が重要となっています。

#### 方 針

- ●介護予防や健康づくりの習慣が身につくように、また、身近な地域で介護予防に資す る活動に参加できるための、環境づくりを行います。
- ※高齢期の健康づくりの詳細は、第2部「健康増進計画」、第3部「食育推進計画」、第 6部「自死対策総合計画」に記載

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
セルフケアの定着 支援	<ul> <li>○各地区の健康づくりに取り組む組織と連携し、健康教室や健康相談などを開催し、フレイル予防や病気の重症化予防に関する知識の普及啓発を行います。</li> <li>○基本チェックリストをベースとしたフレイルアンケートを実施し、回答者にアドバイスを記載した結果を返送することで、自らのフレイル状態の把握と対策の実施を促します。</li> <li>○介護予防手帳「生きいき手帳」を配布し、自身の健康チェック、通いの場の参加、高齢者に多い病気の学習を促進します。</li> <li>○通いの場への参加や健診受診を促進するため、介護予防に資する活動に参加した際にポイントを付与する「介護予防ポイント制度」を継続します。</li> <li>○介護予防ポイント制度」を継続します。</li> <li>○介護予防ポイント制度」を継続します。</li> <li>○介護予防ポイント部度を活動の団体に対して、介護予防の必要性や介護予防手帳の活用方法を啓発します。</li> <li>○養護老人ホーム等の空き部屋を活用して一時的に宿泊することで、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る「生活管理指導短期宿泊事業」を継続します。</li> </ul>	高齢期
住民主体の通いの 場における介護予 防活動の推進	○身近な場所で定期的に開催しやすい介護予防に資する活動として、「いきいき百歳体操」の普及啓発を行います。活動の立ち上げから年数が経過した百歳体操グループに対しては、継続支援も重視します。 ○運動だけでなく、栄養・口腔に焦点をあてた啓発を実施します。通いの場において、百歳体操だけでなく、「かみかみ百歳体操」や健康・体力測定などのメニューの充実を支援します。 ○介護予防に効果のある体操や認知症予防の活動に対して、活動経費の一部を助成することで、活動の立ち上げや継続を支援します。 ○地域で介護予防に取り組むリーダーやボランティアに対し、介護予防の意義やフレイル予防に役立つ情報等が学べる研修会を開催することで、地域での主体的な活動の促進を図ります。	高齢期

## 第2節 生きがいづくりと社会参加の推進

#### 現状と課題

- ●社会福祉協議会及びさくらえいきいきワーカーがふれあいサロンを開催しています。 コロナ禍では開催を縮小したところもありましたが、現在は以前のように開催されています。世話役の高齢化、男性の参加者が少ないこと、送迎の問題が継続して課題となっています。
- ●社会参加を促進するため、令和4年度より趣味活動や運動サークル等も介護予防ポイントの対象になる登録制度を開始しました。令和4年度末現在78団体が登録しています。
- ●老人クラブにおいて、会員の健康、生きがい、仲間づくりの活動が継続されていますが、クラブ数、会員数の減少が課題となっています。今後は、男性が関心を持てる活動内容を増やしていくことが求められます。
- ●シルバー人材センターは、就労している高齢者が増加していることや、業務内容が屋外作業中心となっていることから、会員数は伸び悩んでいます。今後は、高齢者(特に男性)の生きがいや社会参加の場として期待されます。各地区や施設地区で開催される敬老会は、コロナ禍では開催を中止・縮小したところもありましたが、現在は以前のように開催されています。生きがいづくりや交流の機会として継続が必要です。

#### 方 針\_

●高齢期をいきいきと自分らしく暮らすために、生きがいを持つことができ、また、地域 社会との関わりを持ち続けることができる環境づくりを推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域での社会活動の推進	<ul> <li>○社会福祉協議会地区支会やさくらえいきいきワーカーが、身近な地域でサロン活動や声掛け活動を行うことで、閉じこもりがちな高齢者の交流の機会をつくり、社会的孤立感の解消や生きがいづくりを推進します。</li> <li>○特に男性高齢者に対して、介護予防に社会参加が重要であることを啓発します。また、男性が参加しやすい活動として、マシントレーニング、eスポーツ、健康麻雀、文化活動を通した世代間交流の場など多様な活動づくりを推進します。</li> <li>○老人クラブの運営費を一部補助することで、活動の活性化を図り、高齢者の健康・生きがい・仲間づくりの活動の場を確保します。</li> <li>○介護予防ポイント認定活動の登録制度を継続実施し、社会参加の促進を図ります。</li> <li>○市民ニーズを捉えた生涯学習の機会として、出前講座を活用し、健康づくりや介護予防が学べるメニューを実施します。</li> </ul>	高齢期
就労的活動の推進	<ul> <li>○シルバー人材センターの運営費を補助し、働くことを通した生きがい・健康・仲間づくりの活動を促進します。また、新たな会員を増やすため、屋外作業以外の仕事の開拓や広報活動を支援します。</li> <li>○特に健康寿命が短い男性高齢者の社会参加を促す方法として、役割がある形での社会参加を行う「就労的活動」を促進します。また、就労的活動の推進役として「就労的支援コーディネーター」の設置を進めます。</li> </ul>	高齢期
敬老事業の実施	○高齢者に敬意を表するとともに、住民に対して、高齢者福祉についての関心と理解を深めることを目的に、毎年9月の敬老の日に合わせて、各地域のまちづくり協議会等が主催する敬老会の開催を支援します。 ○百歳を迎える高齢者に対し、お祝い状及び記念品を贈呈します。	高齢期

## 第3節 フレイル状態の把握と必要な支援へのつなぎ

#### 現状と課題

- ●本市の「2019年を中心とした5年平均」による65歳平均余命は男性19.37歳、女性24.56歳、65歳平均自立期間は男性17.67歳、女性21.19歳でした。平均余命及び平均自立期間については、いずれの数値も改善していますが、他の圏域と比較すると低くなっており、今後も健康づくりや介護予防の取り組みが必要です。特に男性の改善率が低いことから、男性に対する取り組みが必要です。
- ●令和4年度の後期高齢者の健康診査(医科・歯科)の受診率は、医科44.7%、歯科口腔10.97%でした。医療費の状況から循環器疾患が占める割合が高い状態は続いており、生活習慣病の管理は今後も重要となっています。歯科健康診査の受診率は向上していますが、県平均を下回って推移しています。通いの場でのアンケートや健康実態の分析から、口腔や栄養に問題を抱える人も多いことから、歯科口腔健診、口腔機能向上及び低栄養改善に関する取り組みが必要です。
- ●基本チェックリストを活用し、実態把握や機能低下が心配される人の早期介入・支援 体制の充実が必要です。また、通いの場に通えなくなった対象者について、現在は積 極的な介入ができていないため、支援が途切れない仕組みづくりが求められています。

### 方 針

●フレイルの早期発見と効果的な対策の実施により、心身機能の維持・改善を図ります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
高齢者の実態把握事業の実施	<ul> <li>○地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員などの連携により、高齢者の生活実態やニーズなどを把握し、支援を要する人に早期に介入できるように取り組みます。</li> <li>○社会福祉協議会地区支会やさくらえいきいきワーカーが行うサロン活動や声掛け活動などの実施を通じて、支援を要する人の把握と情報共有を図ります。</li> <li>○通いの場の参加者の中で、状態の落ちてきた人や通えなくなった人を地域包括支援センター等の支援機関へつなぐ仕組みづくりを進めます。</li> <li>○介護認定を受けていない節目の年齢の高齢者及び病院の受診履歴がない高齢者に対し、基本チェックリストを送付することで、フレイル状態や支援が必要な高齢者を把握し、状況確認や必要な支援のつなぎを行います。</li> </ul>	高齢期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
高齢者の保健事業 と介護予防の一体 的な実施	<ul> <li>○後期高齢者のフレイル予防や病気の重症化予防をより効果的に・効率的に展開していくため、保健衛生担当部局、介護予防担当部局、医療保険担当部局が連携し、介護予防事業と保健事業の企画・運営を行います。</li> <li>○各部局の代表者を含めた連携会議を開催し、事業務を担当する職員が参加事業の具体的な運営体制を発売を行い、また、各分析データの共有、事の具体の設置は体制をで、効果的な運営体制のを確立します。</li> <li>○医療機関など多様な関係機関と連携と図ります。</li> <li>○国保データが得られる支援体制の充実の健康対策を関係を育られるで、対策を育り、関係が得られるで、対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対</li></ul>	高齢期

# 第4節 生活機能の改善に向けた支援

#### 現状と課題

- ●総合事業については、自立支援や生活支援の充実に向けて、メニューを充実させるとともに、通所型サービス(緩和型)の加算要件を見直し、維持改善率が高い事業所が評価される加算及び運動・栄養・口腔の複合プログラムを提供した場合に評価される加算を創設しました。
- ●令和4年度には居宅介護支援専門員部会などで事業紹介をしたり、周知を行ったことで ケアマネジャーからの申請も増え、リハビリテーションの利用者数も増加しています。
- ●リハビリテーションの専門職が自宅の住環境や生活機能の評価、自宅でできる運動の プログラムの提案等の支援を行い、本人や家族、ケアマネジャーの自立支援・重度化 防止に向けた意識づけができてきました。また、通所介護事業所のスタッフが指導時 に同席することで、介護計画に反映することができ、より効果的な運動の実施につな がっています。

#### 方 針

●加齢とともに運動機能や認知機能等が低下しても、早期に適切な医療・介護サービスが提供されることで、低下した機能の改善を図り、生活の質の向上をめざします。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護予防・生活支 援サービス事業の 実施	○自立支援に向けた適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるように、地域包括支援センターにおいて「介護予防ケアマネジメント」を実施します。また、利用者の状態に応じて一部のケアマネジメントプロセスを簡素化するなど、効率化を検討します。 ○高齢者の閉じこもり予防や運動・レクリエーション活動を行う通所事業として、「通所型サービス(緩和型)」を実施します。百歳体操等の介護予防に資する体操を取り入れるとともに、栄養・口腔機能の向上も組み合わせた実施を進めます。 ○リハビリテーション専門職を中心とした専門的支援を短期間(3~6か月)で集中して提供する「短期集中予防サービス(通所型)」を実施します。プログラム終了後は、地域活動につなぐ支援を行います。サービスの効果を高めるため、訪問型の実施も検討します。	高齢期

	ージ
〇リハビリテーション専門職が、地域包括支援センターと連携しながら、自宅での動作や住環境、介護サービス提供の場面、地域ケア会議、通いの場などに関与し助言を行うことで、地域における介護予防と重症化を防ぐ取り組みを推進します。 〇介護サービスの提供において、リハビリテーション専門職との連携を強化し、機能訓練メニューを充実させることで、要介護状態の維持・改善を促進します。 〇地域の中で、リハビリテーションを提供する医療機関、老人保健施設等の入所サービス、訪問・通所の在宅サービスの連携を促進し、リハビリテーションサービスが切れ目なく提供できる体制を構築します。 〇市内のリハビリテーション専門職が参加する会議の開催や、しまねリハビリテーションネットワーク等の組織と連携し、地域課題解決に取り組みます。	

# 第3章 在宅医療と介護の提供体制の充実

## 第1節 在宅医療と介護の連携

#### 現状と課題

- ●医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の実情に合わせた医療・介護の関係機関の連携により、包括的かつ継続的な医療・介護が提供されることが重要です。
- ●江津市在宅医療・介護連携推進会議を開催し、分析されたデータの共有や、地域ケア会議等で把握された課題についての解決策を協議しており、引き続き、会議を行う中で在宅医療・介護に関する課題の整理や解決策について議論を深めていく必要があります。今後は介護力が十分でない環境においてもサービスを活用することで、在宅療養が可能となるような連携・支援体制の充実が必要です。
- ●在宅(自宅、老人ホーム及び介護医療院)での死亡者の割合は、8.9%で県内でも低い 状況が続いています。人生の最終段階において、自らが希望する医療やケアを受ける ために、本人が前もって家族や関係者と繰り返し話し合い、考えを共有する取り組み (ACP)を進めるとともに、自宅での療養や看取り、高齢者施設での看取りが可能とな るような支援体制の充実が必要です。

#### 方 針

●医療と介護の両方のニーズを有する高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関や介護事業所等の関係者との協働・連携を推進し、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざします。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
在宅医療・介護関 係者に関する相談 支援	〇在宅医療・介護連携を支援する相談窓口として「在宅医療・介護連携支援センター」及び「在宅医療・介護連携推進コーディネーター」を設置することにより、地域の医療・介護関係者から、在宅医療・介護連携に関する相談等を受け付け、連携調整、情報提供等により、その対応を支援します。	成人期 壮年期 高齢期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇在宅医療・介護連携推進コーディネーターが中心とな	
	り、在宅医療・介護連携支援センターで受ける相談内容	
地域の医療・介護	や、地域ケア会議の事例から、地域における在宅医療・	
の資源把握や在宅	介護連携の課題を把握し、4つの場面(日常の療養支	ᆂᄊᄪ
医療・介護連携の	援、入退院支援、急変時の対応、看取り)ごとに課題を	高齢期
課題抽出	整理します。	
	〇市の単位で解決が難しい課題については、圏域単位ま	
	たは県単位の取り組みにつなげます。	
	〇在宅医療・介護連携推進会議を開催し、在宅医療・介護	
	の関係者間で課題を共有するとともに、対応策を多職	
	種で検討することで、地域にあった在宅医療・介護の提	
	供体制の構築を図ります。	
	〇医療連携の取り組み(在宅医紹介システム、在宅訪問薬	
在宅医療と在宅介	剤師紹介システム、看取り代診医等)と連携を図りま	
護の提供体制の構	す。	高齢期
築推進	〇条件不利地域における訪問看護に取り組む訪問看護ス	
	テーションに対し、経費の一部を補助し、在宅療養の継	
	続が可能となる区域の拡大及び在宅医療の質の向上を	
	図ります。また、条件不利地域において提供が困難とな	
	っているサービス種別について、同様の補助を検討し	
	ます。	
	○患者や利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係	
	者間で速やかな情報共有を実施するため、情報連携ツ	
	一ル(関係機関機能情報一覧、入退院マニュアル、医療	
	介護連携シート等)の活用を推進します。	
医療・介護関係者	〇連携に必要な情報はホームページ等に掲載することで	古싸ㅠ
の情報共有の支援	共有の効率化を図るとともに、情報連携ツールの活用	高齢期
	状況を把握し、ツール等の改定や新たなツールの開発	
	を行います。	
	〇在宅療養者の支援においては、タイムリーな情報共有	
	のためにICTの活用を検討します。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
医療・介護関係者の研修の実施	<ul> <li>○在宅医療・介護連携支援センターが中心となって多職種事例検討会を開催し、医療・介護関係者が参加して、地域の課題をテーマとした事例の検討や情報共有を行います。</li> <li>○地域包括支援センターが開催するサービス種別ごとの連絡会において、在宅療養に関して課題があるテーマの研修を開催し、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実させます。</li> </ul>	高齢期
地域住民への普及啓発	<ul> <li>○住民が在宅医療や介護について理解し、在宅療養での必要なサービスを適切に選択できるよう、市の広報紙やホームページ、出前講座、講演会等で情報発信します。</li> <li>○人生の最終段階におけるケアの在り方や、在宅での看取りについての理解を促進するため、「ACP(アドバンスケアプランニング)」や「わたしの未来ノート(エンディングノート)」の普及啓発を行います。</li> </ul>	成人期 壮年期 高齢期

## 第2節 持続可能な介護の提供体制の確保

#### 現状と課題

- ●江津市の人口推計では、生産年齢人口が減少する一方で、高齢者の人口は横ばいで推 移することが見込まれるため、今後、担い手不足による介護サービス提供体制の維持 が困難となることが懸念されます。これは当市にとって深刻な問題であり、10年後を 見据えた対策を考えていく必要があります。
- ●介護事業所は既に慢性的な人材不足の状況にあり、離職防止と新規人材の獲得の両面で取り組みを進めることは益々重要になっています。求人を出しても若い人材や専門的な資格を持った人材の応募は少ないため、介護職場の魅力をPRするとともに、外国人人材やシニア人材、他業種からの転職者が活躍できる仕組みも必要です。
- ●令和4年度に実施した介護事業所に対する困り事調査において、専門性を必要としない間接的業務の一部を担ってもらいたいというニーズが多く寄せられましたが、ニーズと人材をマッチングする仕組みがない問題があります。シルバー人材センターや有償ボランティアなどの就労的活動との連携が期待されています。
- ●生産性の向上のために、介護ロボット・ICT化の導入は必要であり、介護事業所の 導入意向も高いですが、導入費用面の不安や職員の高齢化により技術的に使いこなせ るか不安が強いため、導入が進んでいません。普及のためには、費用面の支援や導入 前後の伴走支援が必要となっています。
- ●近年、豪雨災害が頻繁に発生しており、また、様々な感染症が発生しています。このような災害や感染症が発生した場合であっても、高齢者が適切に避難でき、また、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制が求められています。

#### 方 針

- ●幅広い視点から多様な人材を確保するとともに、介護職場の魅力向上や介護職員のスキルアップを図る取り組みを進めます。また、業務の改善活動やロボット・センサー・ICTの活用により、人手不足の中でも介護サービスの質の維持・向上を図ります。
- ●感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供される体制を構築します。
- ●介護保険制度の適正かつ円滑な実施のため、要介護認定調査を適切に実施できる体制 を確保します。
- ※介護保険事業の内容については、浜田地区広域行政組合が作成する「第9期介護保険事業計画」で定められます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
要介護認定の適正 な実施	<ul><li>○認定調査員を確保するとともに、業務効率化の観点から市外ケースや更新ケースについては一部委託により実施します。</li><li>○公平・公正な認定調査を実施するため、認定調査員の知識や技術の維持・向上を図ります。</li></ul>	高齢期
介護人材の確保・	○保険者が開催する「介護の担い手の裾野を広げます。 ○シルバー人材センター、社会福祉協議会の有償ボランティア、就労的活動を選びがある人材がマッチングで、できる人材がマッチングがのある人材ができる人材がマッチングが開催する「福祉なうった。との大機能を発揮した。とび、対したのを表揮した。というできるは組みできるが、できるが、ないますが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	学成壮高齢人年齢期期期期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
介護現場の生産性向上	<ul> <li>○国の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」を周知し、介護事業所における業務改善を促進します。また、本市が推進する「DX」の理念である「D:できることから」、「X:行動変革」の啓発を行い、各事業所ができることから取り組む意識の醸成を図ります。</li> <li>○「間接的業務」の一部を多様な人材に担ってもらえるよう、介護業務を「直接的なケア」と「間接的業務」に整理することを促進します。</li> <li>○県や保険者、江津地域雇用創造協議会が開催するDXや業務改善に関する研修に介護事業所の参加を促進します。</li> <li>○事業所単独では介護ロボットやICT等の情報収集や制度活用に限界があるため、国・県・保険者等の補助金や支援策について、介護事業者へ情報提供を行い、導入前から導入後の定着支援まで伴走支援を行います。</li> </ul>	成 壮高
災害・感染症対策に係る体制整備	○災害時に避難することが難しい高齢者については、避難行動要支援者名簿への登録を促進します。また、介護を必要とし、通常の避難所での対応が難しい高齢者については、個別避難計画の作成を進めます。 ○医療機関や介護事業所に対し、福祉避難所の理解を促進し、指定福祉避難所を確保します。また、災害時に福祉避難所が適切に機能するために、防災・減災のための環境整備を行います。 ○様々な感染症について場面に応じた感染予防や感染対策が実施できるように、保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を進めます。介護事業所に対して研修会や情報提供等を行い、事業所間での対応や情報の差が無いように努めます。	高齢期

## 第3節 家族介護者の支援

#### 現状と課題

- ●令和4年度に実施した在宅介護実態調査によると、介護者が不安を感じる介護としては、令和元年度と同様に、認知症状への対応、入浴・洗身、外出の付き添い・送迎が多くなっています。また、介護者の約44%が就労しており、介護者の72.6%が60歳代以上であることから、介護負担の軽減のために仕事と介護の両立ができるよう、相談機関の周知や相談体制の充実、介護に関する知識や技術の習得支援が必要です。
- ●在宅で生活を続ける重度の要介護者は減少傾向にありますが、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた自宅で暮らし続けられるようにするため、重度の要介護者を介護する人に対する経済的支援は引き続き必要です。

#### 方 針

●介護が必要な高齢者を在宅で支える家族介護者に対し、介護負担を軽減するための支援を実施します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
家族介護者の介護負担の軽減	<ul> <li>○地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ケアマネジャーが家族からの介護相談も可能であることを周知します。また、相談支援を行う際は、ヤングケアラーも含めた家庭における介護負担を減らす視点を持って対応し、必要に応じて他分野の機関とも連携して対応します。</li> <li>○在宅で高齢者を介護している家族などを対象とした教室を開催し、介護の方法や介護者の健康づくりなどについての知識・技術習得を支援するとともに、介護者相互の交流を図ります。</li> <li>○認知症の介護者が集い、介護の悩みや対応の仕方などを介護者同士で共有できる「介護者の集い」を開催することで、介護者の介護負担軽減や対応力の向上を図ります。</li> <li>○在宅で重度要介護認定者を介護している家族(市民税非課税世帯)に対し、紙おむつと尿取りパッドの介護用品を支給することで経済的な負担を軽減します。</li> </ul>	学成壮高齢期期期

# 第4章 認知症施策の推進

### 第1節 認知症との共生

#### 現状と課題

- ●国が令和元年に取りまとめた「認知症施策推進大綱」によれば、軽度認知障害(MCI) も含め65歳以上の7人に1人が認知症と見込まれています。認知症は誰もがなりうる ものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近な ものとなっています。
- ●認知症に対する正しい理解の促進として、認知症サポーター養成講座を開催しています。学校や職域などと連携し、若い人も含めて講座を受講しており、今後は、受講者が活躍できる場の提供や地域での支援体制の充実につなげていく取り組みが必要です。
- ●認知症地域支援推進員を中心に関係機関と連携をとりながら、認知症の相談に対応しています。今後も後期高齢者の増加により、認知症の相談も増えることが予想されることから、相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ●オレンジカフェ(認知症カフェ)は、認知症の人やその家族、地域の人など誰でも参加でき、お互いを理解し合う集いの場です。市内8か所に増加しており、身近な場所での交流の場となっています。今後は地域の集まりの場から認知症の人へ実際のサポートを行う取り組み(チームオレンジ)につながるよう進めていく必要があります。

#### 方 針

●認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに暮らすことができ、また、認知症が あってもなくても同じ地域でともに暮らすことができるように取り組みを進めます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	○認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正	
	しい理解を深められる内容や、認知症の相談窓口につ	
	いて、市の広報紙やホームページ等で情報発信を行い	
	ます。また、認知症の日(9/21)や認知症月間(9月)	
認知症に関する普	に合わせて啓発活動を行います。	学齢期
及啓発・本人発信	〇幅広い年齢層において認知症の理解を促進するため、	成人期 壮年期
支援	認知症サポーター養成講座を学校や職域などで開催し	高齢期
	ます。	
	〇本人ミーティング等により認知症当事者からの発信を	
	支援し、認知症の人の視点を重視した地域づくりを進	
	めます。	
	○認知症の人やその家族が集い、地域の人たちとも交流	
	ができる場として「オレンジカフェ」の立ち上げ・継続	
	支援を実施します。	
	○認知症サポーター養成講座の受講者が、認知症の人や	
初知点のしたまえ	家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組	成人期
認知症の人を支え	みとして「チームオレンジ」の立ち上げ・継続支援を実	壮年期
る地域づくり 	施します。	高齢期
	○「徘徊高齢者等見守り安心ネットワーク」に登録するこ	
	とで、日常の見守り体制をつくるとともに、行方不明に	
	なった際には早期発見につなげます。また、制度を周知	
	し、登録促進を図ります。	
	○認知症地域支援推進員を地域包括支援センター及び在	
	宅介護支援センターに配置し、認知症の人やその家族	
	からの相談対応を強化します。	
認知症についての	○認知症疾患医療センターや認知症サポート医と連携を	成人期
相談対応・意思決	図り、相談がつながる体制をつくります。	壮年期
定支援	○認知症の人を支援する際は、日常生活や社会生活にお	高齢期
	いて本人の意思が適切に反映されるよう、支援関係者	
	に意思決定支援の実施を働きかけ、必要に応じて、成年	
	後見制度等の権利擁護の制度へつなげます。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備	<ul> <li>○認知症ケアパスを活用し、認知症の進行に合わせて受けられる医療や介護サービスの周知に努めます。</li> <li>○認知症地域支援推進員が把握したニーズをもとに、認知症支援に必要な医療・介護等の支援ネットワークを構築します。</li> <li>○「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族の初期の支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを行います。</li> <li>○「認知症施策検討会議」を開催し、認知症の支援に関する機関や多職種と課題の共有や連携強化を図ります。</li> <li>○認知症の人の免許返納手続きに関して、関係機関(市、警察、運転免許センター等)で連携を図り、適切に相談窓口につなぐ体制をつくります。</li> </ul>	成人期高齢期
認知症への対応力の向上	<ul> <li>○認知症の介護者が集い、介護の悩みや対応の仕方などを介護者同士で共有できる「介護者の集い」を開催します。</li> <li>○「認知症初期集中支援チーム」のメンバーで事例検討を行うことで、支援困難事例に対する支援チームの対応力の向上や、関係機関の連携強化を図ります。</li> <li>○ケアマネジャーや介護従事者向けの研修を行うことで、介護サービスにおける認知症対応力の向上を図ります。</li> </ul>	成人期 壮年期 高齢期
若年性認知症への対応	○若年性認知症への理解を促すための啓発を行い、本人 や周囲の人が若年性認知症の早期診断・早期対応へつ ながる体制づくりに取り組みます。 ○しまね若年性認知症相談支援センター、若年性認知症 支援コーディネーター等相談機関の周知を図り、連携 を取りながら支援を行います。	成人期 壮年期 高齢期

### 第2節 認知症の予防

#### 現状と課題

- ●令和5年度に施行された認知症基本法において、従来の認知症施策に加え、認知症の 人の社会参加の促進がうたわれており、地域や家庭で役割を持って暮らせる社会を築 くことが求められています。
- ●認知症は、早期発見・早期対応によって、症状の進行を遅らせることができると示唆されています。軽度認知障害(MCI)の段階で早期に診断され、状態に応じた治療や支援が受けられるよう、医療機関等と連携した取り組みの充実が必要です。
- ●認知症の発症を遅らせるためには、閉じこもりを防ぎ、社会参加することが効果的であることの啓発を行っています。

#### 方 針

●「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ための取り 組みを進めます。(※「予防」は「認知症にならない」という意味ではありません。)

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
早期発見、早期診 断及び早期対応を 推進するための体 制整備	〇基本チェックリスト、もの忘れ検診等の活用や、関係機関の連携により、認知症の疑いがある人に早期に気づき、相談窓口につなげることで、認知症及び軽度の認知機能の障がいの早期発見・早期診断・早期対応につなげます。また、本人自身が認知症に早く気づき、早期対応できるように情報提供や支援を行います。	高齢期
認知症予防に効果 的な活動の推進	<ul><li>○科学的に自立支援や認知症予防等の効果が裏付けられた情報について、市の広報紙やホームページ等で情報発信を行います。</li><li>○閉じこもりを防ぐため、身近な地域での通いの場の拡充や声掛け活動を促進します。また、認知症当事者の社会参加に関する課題を把握し、認知症になっても通い続けられる通いの場づくりを支援します</li></ul>	高齢期

# 第5章 目標指標

本計画に記載する取り組みの進捗を管理し、計画の基本理念及び各基本目標の達成状況を測るための指標について、下記のとおり定めます。

### 第1節 成果指標

#### 【基本理念】誰もがいつまでも住み慣れた地域で「望む暮らし」を送ることができるまち

		TO HE POTEN	TO TO	<u> </u>		
	指標項目	現状	目標	備考		
1	65歳の健康寿命 (平均自立期間)	男性17.67年 女性21.19年 (H29~R3の5年平均)	男性18.26年 (県現状値) 女性21.95年 (県目標)	要介護認定データ(要介護2~5)、生命表をもとに算出。男性の目標値は現状(H29~R3)の島根県平均値、女性の目標値は健康長寿しまね推進計画(R6~R11)に掲げる目標値。		
2	幸せを感じている 高齢者の割合	57. 1% (R4年度)	60% (R8年度)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の 「幸せの点数 (10点満点)」で「7点以上」 と回答した人の割合		
3	保険者機能強化推進 交付金等の得点率	75. 1% (R5年度)	80% (R8年度)	市町村保険者機能強化推進交付金及び 介護保険者努力支援交付金の全体の得 点率		

#### 【基本目標1】地域における支援体制の充実

	1 H M 2 2 1 W 700 00 1	<b>○</b>		
	指標項目	現状	目標	備考
1	総合相談の件数	1,780件 (R4年度)	1,900件 (R8年度)	地域包括支援センター及び在宅介護支 援センターに相談のあった件数(相談 内容の重複を含む)
2	協議体の開催数	13回 (R <b>4</b> 年度)	18回 (R8年度)	市全域で生活支援体制整備に関する第 1層及び第2層協議体を開催した回数
3	困った時に家族・友人以 外に相談する場所がな い人の減少	29.9% (R4年度)	25% (R8年度)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の 「家族や友人・知人以外で、何かあった ときに相談する相手」の質問に「そのよ うな人はいない」と回答した人の割合

#### 【基本目標2】自立支援、介護予防・重度化防止の推進

	指標項目	現状	目標	備考
1	介護予防手帳を活用し ている人の割合	3, 260人 (R4年度)	3,500人 (R8年度)	介護予防ポイント事業に参加している高齢者の人数(通いの場間の重複参加を含む)
2	通いの場の設置数	337か所 (R4年度)	350か所 (R8年度)	介護予防に資する住民運営の通いの場の 箇所数
3	要支援・要介護1の 認定者の維持・改善率	55.1% (H31→R4比較)	60% (R5→R8比較)	要支援・要介護1の認定者について、3 年後の介護度と比較し、介護度が同じま たは改善した人の割合

#### 【基本目標3】在宅医療と介護の提供体制の充実

	. <u> </u>	VI 100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7-7-7	
	指標項目	現状	目標	備考
1	看取り加算の算定数	22件 (R3年中)	30件 (R7年中)	EMITAS-Gから抽出した市内医療機関の算 定数(保健所提供)
2	介護ロボット・ICTを導 入した事業所数	8事業所 (R4年度)	25事業所 (R6~8年度累計)	県の補助金を活用して介護ロボット・ICT を導入した事業所数(県提供)
3	介護と仕事の両立が継 続できる人の割合	61.1% (R4年度)	70% (R8年度)	在宅介護実態調査の「今後も働きながら 介護を続けていけそうか」の質問に「続 けていける」、「何とか続けていける」 と回答した人の割合

### 【基本目標4】認知症施策の推進

	指標項目	現状	目標	備考
1	認知症に係る相談窓口 の認知度	34.0% (R4年度)	50% (R8年度)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の「認知症に関する相談窓口を知っていますが」で「はい」と回答した人の割合
2	チームオレンジ設立数	O チーム (R4年度)	4 チーム (R8年度)	チームオレンジとして活動している団体 またはグループ数
3	認知症の人が主体となって意見を発信できる 場所の箇所数	O か所 (R4年度)	4 か所 (R8年度)	認知症の本人が主体となって参加できる 本人ミーティング、ボランティア活動、 就労的活動などの場所の数

# 第2節 介護保険対象外サービスに係る見込量

	種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
1	養護老人ホームの入所者数	73人	73人	73人	
2	生活支援ハウス(高齢者生活福祉セン ター)の入居者数	17人	17人	17人	2部屋は 夫婦部屋
3	在宅介護支援センター(地域包括支援 センターブランチ型総合相談窓口)の 設置数	4 か所	4 か所	4 か所	

# 第5部 障がい者保健福祉計画

# はじめに 障がい者保健福祉計画の基本方針

### 第1節 基本理念

前計画では、障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりの取り組みはもちろん、市民、地域、 行政など、多様な主体が一丸となってまちづくりを進めるため、「ともに築くノーマライゼーションのまち」を基本理念として施策を推進してきました。

本計画においては、障がい者(児)の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、障がいのあるなしに関わらず誰もが地域社会の一員として支え合い、自分らしい暮らし、安心した暮らしが、住み慣れた地域の中で実現でき、地域の中で自立して暮らし続けることができる「共生社会の実現」をめざし、本計画の基本理念を次のとおりとします。

# 住み慣れた地域で安心して学び、働き、 ともに自立して暮らせるまち

### 第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定め、各施策を展開していきます。

### 1. 地域で安心して生活できる支援体制づくり

障がいのある人が、「自分らしい暮らし」を実現するには、一人ひとりのニーズや思いを出発点として生活を考えていくことが大切です。その人が置かれている状況にあった支援を行っていくために必要な情報提供と相談支援に取り組み、権利擁護の視点に立って自己決定を尊重し、障がい福祉サービスや児童通所支援、その他の支援を、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施を推進します。

また、医療的ケア児が地域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられるなど専門的な支援を要する人に対して、各分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制の構築に取り組み、さらに、入所施設または病院の入院から地域生活への移行、地域生活継続への支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

また、保健・医療・福祉分野の連携を強化し、地域で安心して生活できる体制づくりを推進します。

### 2. ともに学び、生きがいを持って生活できる環境づくり

障がいのある人の「自分らしい暮らし」の実現のためには、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、早期から切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを推進します。また、障がいのある人の希望や能力に沿った就労の実現に向けて取り組みを進めるとともに、あらゆる分野の活動に社会参加できる環境づくりを進め、自立した社会生活の実現をめざします。

#### 3. ともに支え合って生活できる地域づくり

障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重しながらともに生きる社会実現のためには、一人ひとりが「心のバリア」や住まいや移動などの「環境のバリア」、「情報のバリア」など、障がいのある人を取りまくあらゆる「バリア(障壁)」を解消していくことが必要です。そして、すべての人が多様性を認め合い、個性を尊重し、障がいのある人もない人もお互いを理解し合い、誰もが住み慣れた地域で暮らせる共生社会の実現をめざします。

また、災害時においても、適切な支援や対応ができる体制を整備していきます。

### 第3節 障がい者保健福祉計画の推進体制

#### 1. 計画の評価と進行管理

本計画の推進にあたっては、具体的な評価・進行管理機関として、江津市障がい者保健福祉推進協議会において、評価・検証などの協議を行います。また、浜田市と共同で設置する浜田圏域自立支援協議会との連携を密にし、障がい福祉サービス及びその他の障がい福祉施策の連携に留意しながら、総合的な観点での評価・進行管理を行います。

#### 2. 市民と行政の連携と協働

本計画の施策を実現するためには、行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア、企業など、そしてなによりも市民の参画が重要です。

これらの団体などとの連携を強化しながら、公的サービスと地域での支え合いなどの組み 合わせにより、市民全員により基本理念、基本目標の達成をめざします。

### 第4節 障がい者保健福祉計画の体系図

基本理念 基本目標 取り組みの方向性 ■相談支援・権利擁護体制の充実 1. 相談支援の充実 2. 浜田圏域自立支援協議会の充実 3. 権利擁護に関する支援 ■生活を支援する障がい福祉サービスの充実 住 1. 障がい福祉サービスの充実 2. 地域生活への移行に向けた支援 み 3. 精神障がいにも対応した地域包括ケア システム構築に向けた取り組み 慣 4. 人材の確保・育成 5. 業務の効率化と生産性の向上 れ 地域で安心して た 生活できる ■障がい児支援体制の充実 地 1. 早期療育に向けての連携、支援体制の充実 支援体制づくり 域で安心して学 2. 医療的ケア児及びその家族への支援の充実 3. 学校等関係機関との連携 4. 放課後児童クラブと連携した活動の場の確保 ■保健・医療・福祉分野の連携強化 1. 関係機関の連携と支援の充実 2. こころの健康づくりへの支援 3. 難病患者への支援 4. 感染症対策に関する正しい知識の普及、啓発 ■生涯を通じた支援システムの確立 1. 切れ目のない支援体制 2. 高齢になった障がい者への支援 働 ともに学び、 ■就労支援の推進 生きがいを持って 1. 就労支援ネットワークの強化 2. 就労継続支援の充実 生活できる 3. 障がい者雇用に対する取り組み 環境づくり 4. 就労に向けた訓練・実習等の充実 もに自立して暮らせるま 5. 障がい者就労施設等優先調達方針に 基づく物品等調達の推進 ■社会参加活動の推進 1. 文化芸術活動、スポーツ活動のための環境づくり 2. 視覚障がい者等の読書環境の整備 3. 当事者活動の支援と交流活動の推進 4. 社会参加の推進 ■障がいに関する啓発・広報の推進 1. 啓発・広報活動の推進 2. 障がいを理由とする差別解消の推進 ■生活環境の整備 ともに支え合って 1. バリアフリー・ユニバーサルデザインの 生活できる まちづくり 2. ボランティア活動の推進 地域づくり ■情報・コミュニケーションの構築 1. 情報バリアフリーの推進 2. コミュニケーション支援の充実 ■災害対策の充実 1. 災害時の支援体制づくりの推進

181

2. 障がいに配慮した避難所の確保

# 第1章 地域で安心して生活できる支援体制づくり

### 第1節 相談支援・権利擁護体制の充実

- ●障がいのある人の地域の相談支援の拠点として「江津市基幹相談支援センター」を設置(パレットごうつ内)し、総合的な相談業務(身体障がい、知的障がい、精神障がい)や総合的、専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取り組み、人材育成、地域移行、地域定着の推進の取り組み、権利擁護、障がい者虐待予防の取り組み、浜田圏域自立支援協議会の運営などを行い、障がい者支援の中心的役割を果たしています。
- ●相談支援の中心的役割を果たす相談支援専門員の数は、市内において増えていないこともあり、一人あたりが担当するケース数は多い状況にあります。
- ●障がいのために判断能力が不十分であっても、その人の有する能力に応じて 自立した 生活を営むことができるよう、生活・医療・福祉等、必要な支援やサービスにつなぎ、 適切なサービスや制度利用を援助していく必要があります。
- ●保健・医療・福祉・教育等の障がいのある人の支援に携わる関係者が課題を協議し、 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築することを目的に、平成22年3 月に浜田市と共同で「浜田圏域自立支援協議会」(以下、「自立支援協議会」という。) を立ち上げました。
- ●自立支援協議会では、運営会議や専門部会などを定期的に開催し、情報共有や地域に 顕在化する課題の把握、スキルアップ等研修を行い、全体会においては地域課題の共 有や関係機関との地域連携体制構築に向けた協議等を行うなど、障がい者施策の推進 に取り組んでいます。
- ●自立支援協議会の事務局は、江津市基幹相談支援センターと浜田市基幹相談支援センターがともに担い、運営を行っています。
- ●権利擁護支援が必要な障がい者に対しては、令和4年度から「第1期江津市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関(中核機関)」の3つの仕組みからなる権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めています。
- ●成年後見制度の申立てや利用継続が困難な障がい者に対して、申立て手続きの支援や 成年後見人等の報酬助成を行っています。
- ●自立支援協議会の権利擁護部会主催の研修会を毎年開催し、権利擁護に対する理解や 啓発活動に取り組んでいます。
- ●虐待防止については、市障がい者福祉係の中に「江津市障がい者虐待防止センター」 を設置して相談、対応を行っています。

- ●相談支援体制や権利擁護体制の充実を図り、地域で安心した生活が送られるように支援します。
- ●自立支援協議会等で抽出された地域課題を検証し、課題解決に向けた取り組みを進めます。
- ●属性や世代を問わない包括的な相談支援に対応するため、重層的支援体制整備事業に 取り組みます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
相談支援の充実	<ul> <li>○障がいのある人の身近な相談窓口として、江津市基幹相談支援センターや市内にある相談支援事業所などの周知を図り、江津市基幹相談支援センターを中核とし、相談支援事業所と連携し相談支援体制の充実を図ります。</li> <li>○身近な相談相手として、民生委員・児童委員をはじめ、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の周知に努めます。</li> <li>○発達障がいのある人については、島根県西部発達障害者支援センターウインドと連携し、支援体制の充実に努めます。</li> <li>○多様化・複雑化する市民の相談内容に対応するため、分野を超えた相談支援窓口の連携や情報の共有、多方面からの支援等が受けられるよう、重層的支援体制整備事業に取り組みます。</li> </ul>	全世代
浜田圏域自立支援 協議会の充実	<ul> <li>○浜田圏域自立支援協議会の活動を推進していくため、江津市・浜田市と両市の基幹相談支援センターが連携し取り組めるよう、定期的に事務局会議を開催します。</li> <li>○多種多様化するニーズに対応するため、自立支援協議会運営会議を中心に事例検討や継続した学びの機会を確保し、支援者のスキルアップに努めます。また、支援機関、サービス提供事業者同士の顔のみえる関係づくりを進め、よりスムーズな連携が図れるよう体制づくりを進めます。</li> <li>○自立支援協議会内に設置されている各部会、ワーキンググループの運営・活動を支援するとともに、活動内で抽出された解決すべき課題について情報を共有し、課題解決に向けた検討を行います。</li> </ul>	全世代

○相談窓口の周知及び成年後見制度や日常生活自立支援事業など障がい者の権利擁護に関する事業について普及・啓発を図ります。 ○判断能力が不十分なため、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害されないように成年後見制度等の普及と利用促進を図ります。 ○成年後見制度が必要にも関わらず申立人がいない人に対しては、市長申し立てを行います。また、資力の乏しい人でも成年後見制度の利用ができるよう、市長申し立てにおける費用の助成や成年後見人等への報酬助成を行います。 ○『江津市障がい者虐待防止センター』を障がい者福祉係に設置し、虐待の通報や相談の窓口の周知を図るとともに、事例に対し、虐待の解消や再発防止策に向けた対応を行います。また、市職員の対応能力を確保するため、研修の参加や、司法や専門職を交えた事例検討会などを開催し、対応力の強化に努めます。 ○家族や支援者等における障がいがある人に対する虐待の早期発見や適切な対応ができるよう、自立支援協議会	施策項目	取り組み	ライフ ステージ
○成年後見制度が必要にも関わらず申立人がいない人に対しては、市長申し立てを行います。また、資力の乏しい人でも成年後見制度の利用ができるよう、市長申し立てにおける費用の助成や成年後見人等への報酬助成を行います。 ○『江津市障がい者虐待防止センター』を障がい者福祉係に設置し、虐待の通報や相談の窓口の周知を図るとともに、事例に対し、虐待の解消や再発防止策に向けた対応を行います。また、市職員の対応能力を確保するため、研修の参加や、司法や専門職を交えた事例検討会などを開催し、対応力の強化に努めます。 ○家族や支援者等における障がいがある人に対する虐待の早期発見や適切な対応ができるよう、自立支援協議会		事業など障がい者の権利擁護に関する事業について普及・啓発を図ります。 〇判断能力が不十分なため、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害されないように成年後見制度等の	ステーシ
の権利擁護部会の取り組みを充実させ、相談体制の強化と職員や事業所のスキルアップに努めます。また、継続的に学び・啓発する場づくりを進めます。  ○虐待を受けた障がいのある人が一時的に避難できる場所の確保に努めます。  ○権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化し、適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。また地域連携ネットワークを活かし、消費者被害の防止に向		○成年後見制度が必要にも関わらず申立人がいない人に対しては、市長申し立てを行います。また、資力の乏しい人でも成年後見制度の利用ができるよう、市長申し立てにおける費用の助成や成年後見人等への報酬助成を行います。 ○『江津市障がい者虐待防止センター』を障がい者福祉係に設置し、虐待の通報や相談の窓口の周知を図るとともに、事例に対し、虐待の解消や再発防止策に向けた対応を行います。また、市職員の対応能力を確保するため、研修の参加や、司法や専門職を交えた事例検討会などを開催し、対応力の強化に努めます。 ○家族や支援者等における障がいがある人に対する虐待の早期発見や適切な対応ができるよう、自立支援協議会の権利擁護部会の取り組みを充実させ、相談体制の強化と職員や事業所のスキルアップに努めます。また、継続的に学び・啓発する場づくりを進めます。 ○虐待を受けた障がいのある人が一時的に避難できる場所の確保に努めます。 ○権利擁護支援の地域連携ネットワークを強化し、適切に本人の権利擁護が図られる体制づくりを進めます。また	全世代

### 第2節 生活を支援する障がい福祉サービスの充実

- ●本市では、山間部の利用者が通える事業所が限られています。また、行動障がいのある人の支援や行動援護を提供する事業所は少ない状況です。
- ●障がい福祉サービスを利用する人(児)すべてに相談支援専門員がサービス利用計画 を作成しています。
- ●必要に応じて市も支援会議に出席し、関係機関・事業所と一緒に利用者の状況把握や 支援内容を確認し、状況に応じた適切な支給決定ができるように取り組んでいます。
- ●障がいのある人の高齢化・重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築するため、「地域生活支援拠点等の整備」が進められています。本市では、既存の社会資源を活用して、江津市基幹相談支援センターを中心に複数の事業者が連携して必要な機能を確保する面的整備型で整備を進めていますが、今後は連携の取り方等を明確にし、機能の充実を図る必要があります。
- ●地域生活支援拠点の整備として「緊急時の受け入れ・対応」について優先的に整備することとし、市内事業所の登録も進んできています。今後も登録事業所を増やしていくとともに、引き続き関係機関と協議しながら地域生活支援拠点の整備で求められている5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)の整備をしていくことが必要です。
- ●地域の障がいのある人の日中活動の支援や居場所として、令和元年に地域活動支援センターが江津市基幹相談支援センター(パレットごうつ内)内に開設し、利用者も増えてきています。
- ●地域に生活を移すには、住居の確保は重要です。「住まいのサポートセンター」を中心に、公営住宅や民間賃貸住宅への入居の際に支援が必要な障がいのある人に対して入居支援を行っており、実績も増加しています。
- ●市内においては、グループホームも増えてきていますが、高齢化や精神面での不安により一人暮らしの継続が困難になる人、親の高齢化により家族支援が困難になり、グループホームでの生活を検討するケースも増えてきている反面、精神面や対人関係、金銭管理や経済的問題などにより、安定した生活が継続してできないなどの課題があり、グループホームから一人暮らしへの移行は進みにくい傾向にあります。
- ●施設入所者の多くが高齢化しているため、地域生活への移行はほとんど進まない状況 にあります。また、新たに入所を希望されてもすぐに入所できる施設が見つからず、 特に行動障がいの人の受け皿がない状況となっており、近年では圏域外や県外の施設 に入所となっています。
- ●行動障がいのある人については、通所や短期入所の事業所でも受け皿が少ない状況です。浜田圏域自立支援協議会でも地域課題となっており、障がい理解や支援スキルの向上など、受け入れに向けた取り組みが今後も必要です。

#### 現状と課題

- ●精神障がいのある人の地域生活への移行については、自立した生活を送れるようになるまで長い期間が必要であり、在宅生活を総合的に支える仕組みのさらなる充実が必要です。本市でも、精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組んでいます。
- ●事業所アンケートにおいて、多くの事業所で人材確保や人員不足が課題としてあがっています。サービス提供についても、量的にも質的にも人員不足が影響して、難しくなってきている事業所もあります。
- ●地域生活支援事業については、地域特性や利用者の状況に応じた事業のあり方が求められていますが、社会資源の不足や事業所での人材が確保できないなどで、ニーズに応じた対応ができない状況もあります。現在行っている事業を継続するとともに見直しを行いながら、障がいのある人の生活の支援を図っていきます。
- ●病院や施設から地域に生活の場を移す際に対応する地域移行支援及び地域定着支援の 充実を図り、地域生活への移行がスムーズに行えるようにしていく必要があります。
- ●生産年齢人口の減少により、多くの事業所において、職員の確保に苦慮している状況です。ICTやAIなどの活用も視野に、限られた人材でも質の高いサービスが提供できるよう、業務の効率化や生産性の向上が求められていますが、個々の事業所において改善の取り組みを進める人員や人材の確保が難しいため、適切な情報提供や技術的な支援も必要です。

- ●本人の意思を尊重しながら、住み慣れた地域で自分らしく希望する生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。
- ●地域生活支援拠点の整備の充実を図ります。
- ●精神障がいのある人も地域の中で安心して暮らせる地域の体制を整備していきます。
- ●人材確保に向け事業所と協働して取り組み、業務の効率化、生産性の向上に向けた取り組みを推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
障がい福祉サービスの充実	<ul> <li>○障がいのある人のニーズと障がい特性に応じた適切なサービスの提供ができるよう、基幹相談支援センターと連携し研修の機会や事例検討、事業所同士の情報交換に取り組み、相談支援専門員やサービス事業所の質の向上に努めます。</li> <li>○日常生活用具の給付により、障がい者の自立した生活の支援を行います。</li> <li>○社会生活上必要な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とした外出時の移動支援センター等において、活動の場を確保し、社会参加や家族の就労支援、介護者の一時文援や地域活動支援センター等において、活動の場を体息を支援します。</li> <li>○地域生活支援拠点の整備を推進していくため、未登録の事業所に対し理解していただくよう取り出入を継続していくとともに、運用状況を検証・検討し、支援を行う体制の整備を推進します。</li> <li>○「緊急時の受け入れ・対応」については基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、「事前の登録」に向けて取り組みます。また、相談から施設等サービスを整えていきます。さらに、「緊急時の受け入れ・対応」について、グループホームや短期入所施設等サービスを整えていきます。さらに、「緊急時の受け入れ・対応」について、グループホームや短期入所施設等の確保なども検討します。</li> <li>○地域活動支援センターについては、障がいのある人の日中活動の支援を行うため、引き続き活動を支援していきます。</li> </ul>	全世代
地域生活への移行に向けた支援	<ul><li>○病院や入所施設から地域での生活が可能な人が安心して地域での生活ができるように、地域生活における支援機関や関係機関との連携を行い、安心して地域生活への移行ができるよう支援を行います。</li><li>○住まいのサポートセンターの活動について周知を図り、利用の促進を図ります。</li></ul>	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	○精神疾患・障がいに特化した保健・医療・福祉等の関係	
	者による協議の場を浜田圏域自立支援協議会の中に設	
	置し、課題の整理や解決に向けた検討を行います。	
精神障がいにも対	〇関係者における地域ケア会議等を開催し地域課題の把	
応した地域包括ケ	握や支援関係者のネットワークの構築、支援者やサー	全世代
アシステムの構築	ビス提供事業者の対応能力の向上を図ります。	土坦化
に向けた取り組み	○病状急変時の対応について、浜田保健所・地域の医療機	
	関と初動対応についての確認を行うとともに、それぞ	
	れの役割を再確認し、必要なときに迅速な対応が図れ	
	るようにします。	
	〇小学校や中学校、そして高等学校で実施される職場体	1
	験等の機会を通じ、福祉の仕事について興味を持って	
	もらえるよう、市内事業所と連携して取り組みます。ま	
	た、学校が行う福祉教育に協力し、福祉の魅力を伝える	
	とともにイメージアップを図っていきます。	
   人材の確保・育成	〇市の担当課や商工会議所、ハローワーク浜田などと連	全世代
八州 切脏床 " 自成	携を図り、市内事業所の人材確保を支援します。	土ഥ10
	〇浜田圏域自立支援協議会と連携し各種研修会の開催、	
	参加の促進を図り、福祉人材の育成に努めます。	
	〇福祉事業所自らも自社の魅力等の理解や情報の発信力	
	を向上させるため、江津地域雇用創造協議会と連携し、	
	魅力発信の研修会等への参加を促進します。	
	〇今後ますます人材不足が懸念されることから、事業所	
	における生産性の向上を図り、業務改善を促進します。	
	また、本市が推進する「DX」の理念である、「D:で	
	きることから」、「X:行動変革」の啓発を行い、各事業	
	所ができることから取り組む意識の醸成を図ります。	
業務の効率化と生	〇職場のICT化や業務改善について、研修等の情報提	
産性の向上	供や、市のDX推進担当課や商工担当課、さらには商工	全世代
度性の旧上	会議所などと連携し、国や県等の補助金や支援策につ	
	いて事業所に情報提供するとともに、制度活用に向け	,
	ての支援を行います。	,
	〇業務改善など自立支援協議会等を通じて、圏域内事業	,
	所で業務効率化等の取り組み事例等の照会や共有を行	,
	い、事業所内での取り組みを支援します。	

### 第3節 障がい児支援体制の充実

- ●特別支援教育の対象となる児童・生徒数は増加傾向にあり、発達障がい等の障がいの 多様化への対応が課題となってきています。そのため、出生から発達段階及びライフ ステージに応じ、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められていま す。また、障がいのある児童が、地域の保育、教育等を受け障がいの有無に関わらずと もに成長できるよう、包容(インクルージョン)の推進に取り組む必要があります。
- ●本市では、発達に支援が必要な子どもは、発達クリニックで専門医の相談につなげ必要な療育が受けられるようにし、保護者のケアもあわせて行っています。
- ●関係課との連携をはじめ、島根県発達障害者支援センターウインドや医療、障がい福祉等の関係機関とも連携を図り、療育支援や不安の軽減など支援を行っています。
- ●発達段階に応じた支援として、ごうつすくすく相談ネット協議会において、保育所巡回相談、ゆうゆう教室を実施し、関係機関が連携して早期の支援ができるよう取り組んでいます。
- ●児童発達支援は、市内に事業所も増え、医療機関や相談支援事業所と連携し、支援が必要な児童に対して、適切なサービスが受けられる体制が整ってきています。早期からの療育等支援が望まれますが、全国的にも医療機関の予約が取れず、初診までの期間が長くなっていることが課題となっています。
- ●放課後等デイサービスは、圏域に事業所が増えたことで、浜田圏域自立支援協議会において、情報共有や課題抽出をする場ができています。適切な療育の提供により、将来の自立に向けた支援となるよう、今後も引き続き、サービスの質の向上を図る取り組みや関係機関との連携を強化する必要があります。
- ●保育所等訪問は増加傾向にありますが、専門スタッフの人材確保が課題となっています。
- ●医療的ケア児の支援を進めるため、協議の場として保健、医療、障がい福祉、保育、教育といった庁内の担当部署、浜田保健所、江津市基幹相談支援センター、医療的ケア児等コーディネーターなどをメンバーとした「江津市医療的ケア児支援関係機関連絡会議」を立ち上げました。この連絡会を中心に体制整備等に向けた取り組みを進めていきます。
- ●医療的ケア児等コーディネーターは、専門的な知識と経験に基づき、医療的ケア児の支援を総合調整します。
- ●医療的ケア児やその家族が在宅において安心して望む生活を送るには、福祉サービスはもとより、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携や支援体制の整備が必要ですが、その状況はまだ途上にあり、市内の児童通所支援事業所においては、看護師等医療スタッフを配置しているところは少なく、市外にサービスを求めている状況です。また、日々の医療的ケアの多くを家族が担っているため、心身ともに負担となっています。医療的ケア児とその家族の個々の状況に応じ、適切な支援が受けられるようサービスの充実と体制整備が求められています。

- ●支援を必要とする障がい児が適切なサービスの利用ができるよう、提供体制の整備や サービスの質の向上を図るとともに、関係機関と連携し、ライフステージに沿った支 援を途切れさせずに一貫して行える支援体制を強化していきます。
- ●医療的ケア児及びその家族に対しての支援体制を構築していきます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
日本 日	取り組み 障がいのある児童や発達に支援が必要な児童を早期に 適切な支援につなげるため、療育や障がい福祉サービスに関する情報を提供します。 乳幼児健診や健診後フォローの教室等の母子保健事業の充実を機関等との連携を強化し、障がいや発達についてうる医療機関等との連携を充実施し、関係機関と連携してごうつずの回回切なサービスの利用につなげ、継続した支援などの適かサービスの利用につなげ、継続した支援などのあます。 児童なサービスでの療育がスムーズに開始され、必要なサービスが提供できるよう、相談体制の強化やや関係機関の児童あります。 複数の児童通所サービスを利用していても、統一した支援を選動の児童通所サービスを利用していても、統一した支援を関係機関、関係者の情報共有や連携を図ります。 複数となるよう、保護者や関係機関、関係者の情報共有や連携を図ります。 と接接を図ります。 を援援を図ります。 を接接のの変なに関係を図ります。 を接着の必要な児童について、保健、医療、福祉、教育し、 大援ののののの関係機関が連携して早期の相談に応じた切れるよう要な児童にでの理解を深め、早期療 で、関係のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇医療的ケア児及びその家族の支援を進めるため、関係	
	部署や関係機関等との情報共有に努め、医療的ケア児	
	の実態把握やニーズの整理を行い支援体制の構築に向	
	けた取り組みを進めます。	
	〇専門機関である島根県医療的ケア児支援センターと連	
医療的ケア児及び	携しながら「医療的ケア児支援関係機関連絡会議」にて	회 사마#
その家族への支援	課題解決に向けた検討を行っていきます。	乳幼児期   学齢期
の充実	〇医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケ	<u>1</u> 图1241
	ア児の状況に応じ、必要な支援が切れ目なく行われる	
	よう、関係機関と医療的ケア児とその家族をつなぎ支	
	援の充実を図ります。	
	〇医療的ケア児等コーディネーターの育成を推進し、支	
	援者のスキルアップを図ります。	
	〇一人ひとりのニーズに応じた教育を実現するため、学	
	校等関係機関と連携し、乳幼児期の支援を踏まえた情	
	報共有を早めに実施することで、就学時の相談の充実	
学校等関係機関と	に努めます。	乳幼児期
の連携	〇それぞれの地域の学校での特別支援教育を専門的な見	学齢期
	地から支援するため、教育相談や事例検討会等に、特別	
	支援学校や関係機関から相談員等を招き、特別支援学	
	校や専門機関等との連携を強化します。	
	○障がいのある児童が分け隔てられることなく、地域の	
	子どもとして、一緒に遊んだり、活動できるよう、担当	
	課と連携し放課後児童クラブの受け入れ体制の構築を	
放課後児童クラブ	図ります。	<b>₩₩</b> ₩
と連携した活動の	〇放課後児童クラブでの受け入れが安心してできるよ	学齢期
場の確保 	う、障がい特性やその対応などについて研修等を継続	
	していくとともに、専門職からの助言等が受けられる	
	体制づくりを進めます。	

### 第4節 保健・医療・福祉分野の連携強化

#### 現状と課題

- ●障がいの原因となる疾患を予防し、早期発見・治療することは障がいのある人の予後 にも影響するため、病気の予防や重症化予防は継続していくことが必要です。
- ●乳幼児健康診査からの早期発見、早期療育、通所施設などとの連携を含めた体制づく りを行っており、相談支援専門員や関係部署とも連携を図り、保育所への就学前の調 査や幼児の実態把握に努め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、 学校へのつなぎを意識して取り組んでいます。
- ●専門医による診察までに時間を要する状況にあり、それを解消するため、島根県西部 発達障害者支援センターウインドにて発達障がい初診前アセスメント強化事業が実施 され、診察までの相談支援体制の充実が図られています。今後も事業の継続と充実が 望まれます。
- ●ストレス社会といわれる現在において、うつ病やひきこもり等こころの病気を抱える 人が増えてきている一方で、保健所が実施している「こころの健康相談」は利用者が 少ない状況です。
- ●ギャンブル等依存症について精神疾患としての認知が低く、理解を促していくことが 必要です。
- ●断酒会においては、市内開催日を広報で周知するなど情報を発信しています。
- ●精神保健福祉法の改正により、令和6年4月から市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほか、精神保健に課題を抱える者も対象となり、市町村における相談支援体制整備が求められています。
- ●難病患者への支援については、保健所と連携して進めていくことが必要です。
- ●感染症予防は新型コロナウイルス感染症だけでなく、様々な感染症についても、感染症対策が講じられることが必要です。

#### 方 針

●関係課、関係機関と連携を図り、疾病や障がいの早期発見、重症化予防に取り組みます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
関係機関の連携と支援の充実	○障がいのある人が安定した日常生活を送るため、各種検診、保健指導、健康相談、健康教室などの保健サービスが適切に受けられるよう障がいの特性に合った情報提供を行い、健康の維持、悪化予防が図られるよう相談支援専門員や関係機関と連携し取り組みます。 ○生活習慣病の予防や悪化を防ぐため、保健師や管理栄養士等が適切な保健指導や訪問指導などを行います。	全世代
こころの健康づく りへの支援	○「ストレス」や「こころの健康づくり」についての普及啓発を進めます。また、身近な人の悩みに気づき、ともに考え必要な支援につなげるゲートキーパーの養成を図るとともに、こころの相談窓口についてわかりその間りの人が、適切な相談機関につながることができるよう支援体制の充実を図ります。 ○精神疾患に対する正しい理解と早期治療、及び医療の継続を支援するために、啓発や医療機関との連携を進め、訪問支援など地域における支援を継続していかきます。また、学習会や保健所での治療中断者等の事例検いきます。 ○精神障がい者や精神保健に課題を抱える人の相談支援体制の充実を図り、精神保健と他の分野の複合的なニーズに対応できるよう関係機関との情報共有や連携できる仕組みをつくります	学成壮高齢人年齢期期期期
難病患者への支援	<ul><li>○難病患者とその家族の不安や介護の負担軽減のため、 保健所等と連携し適切な支援を行います。</li><li>○保健所や難病相談支援センターからの情報等をもと に、広報で難病相談の周知を行います。</li></ul>	全世代
感染症対策に関す る正しい知識の普 及、啓発	〇事業所等での感染症予防や感染対策が実施できるよう に情報提供や研修会を開催し、感染症対策に努めます。	全世代

# 第2章 ともに学び、生きがいを持って生活できる環境づくり

### 第1節 生涯を通じた支援システムの確立

#### 現状と課題

- ●すべての障がい者が、自らが望む地域で自立した生活を営むためには、保健・医療・福祉のみならず、教育や就労支援等、ライフステージに対応した一貫性・継続性のある適切な支援が必要です。
- ●乳幼児期から学齢期へ、また、成人期・壮年期から高齢期へと年代が変わるごとに関係する法律や制度が変わり、受けられるサービスや支援機関が変更され、その度に適切に引き継がれることが大切で、そのためにはスムーズな情報共有と情報提供、その連携と体制が必要です。
- ●ごうつすくすく相談ネットにおいて、障がいのある人の生育歴やケアの方法を乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録できるサポートファイルなどを活用し、ライフステージを通じて一貫した支援の推進を図っています。
- ●切れ目のない支援体制として、特別支援学校での進路相談会に参加し、本人や家族、相談支援事業所を交え、卒業後の支援について支援機関や福祉サービス等情報提供を 行っています。
- ●原則として65歳に到達した障がいのある人のサービスは介護保険で同様のサービスについては「介護保険」が優先となりますが、本人の心身の状況や生活状況に応じて適切なサービス提供となるよう、障がい者福祉の担当課と地域包括支援センター、担当している相談支援専門員等の関係者でケース検討(介護保険移行支援会議)を行い、そのうえで、介護保険制度への移行や必要なサービスの調整を行っています。

#### 方 針

●障がいのある人、一人ひとりのライフステージやニーズに応じて、早期から切れ目な く細やかな支援体制の強化、推進をしていきます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
切れ目のない支援体制	<ul> <li>○正しい情報や支援が切れ目なく提供されるよう、サポートファイルの活用を継続させ、サポートファイルの活用についての説明会を継続します。</li> <li>○学校と連携し、児童、生徒及び保護者への相談対応を推進します。また、地域の相談窓口として基幹相談支援センターの周知に努めます。</li> <li>○支援の必要な生徒に対し、学校を卒業した後も切れ目ない支援を行うために関係機関と連携を図り、相談体制の充実に努めます。</li> <li>○各ライフステージに応じた支援がきちんと引き継がれるよう、必要に応じて支援会議を開催するなどし、関係機関等との連携を強化します。</li> </ul>	全世代
高齢になった障が い者への支援	○65歳を過ぎても障がい特性に応じた支援が継続できるよう、介護保険移行支援会議を実施し、介護保険との連携やその他必要な支援の調整を図ります。 ○介護保険への移行がスムーズに行えるよう、相談支援専門員と介護支援専門員の顔の見える関係づくりにも取り組みます。	全世代

### 第2節 就労支援の推進

- ●福祉サービス利用に関する相談の多くは、就労を希望するものです。就労の場の提供は、障がいのある人の社会参加や経済的自立とともに、自己実現を図る上で重要です。
- ●平成25年4月から、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(「障害者優先調達推進法」)が施行され、本市においても、毎年度、障がい者就労施設等優先調達方針を定め、物品・サービスの優先調達を実施しており、年々取引額は増加しています。
- ●この度実施したアンケート結果では、回答した約3分の1の人が、今後収入を得る仕事をしたいと回答しており、そのうち半数の人が職業訓練などを受けたいと回答しています。また、障がいのある人の就労支援として必要なことは、障がい者の雇用に理解があることという回答が最も多くなっています。地域全体の障がいに対する理解と障がいのある人が働きやすい環境づくりを促進していく必要があります。

#### 現状と課題

- ●就労支援の関係機関である浜田障害者就業・生活支援センターレントやハローワーク 浜田などと情報共有するなど連携を図り、就労支援のネットワークや、総合的な相談 支援とコーディネートができる体制づくりを推進し、障がい者の雇用・就労機会の拡 充に努めています。
- ●国の指針に基づき福祉施設から一般就労への移行者数について目標を定めて取り組んでいますが、希望する就労先がなく、また一般就労の雇用に近い就労継続支援A型のサービスを提供する事業所も少なく、体調調整や自信をつけながら少しずつステップアップしていく環境がないこともあり、福祉施設から一般就労の移行のハードルは高く、移行が進まないのが現状です。障がいのある人のニーズに応じた働き方ができるよう障がいのある人の一般就労を受け入れる職場の確保、及び、障がい特性の理解促進と特性に応じた仕事の内容の充実、ステップアップできるサービスの確保などが望まれます。
- ●合理的配慮に関して、障がい者雇用を実施している事業所から、特に発達障がいに関する問い合わせが増加しています。支援、相談の専門機関でもある島根県西部発達障害者支援センターウインドと連携しながら、事業所への支援強化を図っていくことが重要です。
- 就労継続支援の利用者が自己実現に向けて支援できるよう、利用者の障がい特性の理解や支援など事業所の質の向上が求められています。
- ●特別支援学校卒業後の就労先については、高等部2年次から学校が行う進路相談会へ参加し、卒業後の就労に向けて関係機関と連携し円滑に進むよう取り組んでいます。 しかし、卒業後、就労先に定着できないケースもあり、就労後のフォローや定着に向けた支援など段階を踏んだ支援の体制整備を図ることが必要です。

- ●各支援機関の特徴を生かし、個々のニーズや能力にあった就労場所の確保や適切な支援が継続されるよう、就労支援のネットワークを強化していきます。
- ●一般企業に対し、障がい者雇用に関する情報提供を行うとともに、障がい者への理解 に取り組み、障がい者雇用の推進を図ります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
就労支援ネットワークの強化	<ul><li>○障がいのある人の就労を効果的に支援するため、浜田圏域自立支援協議会就労支援部会などの取り組みを進め、市、ハローワーク浜田、各相談機関やサービス事業者と福祉就労の関係機関によるネットワークを強化していきます。</li><li>○特別支援学校卒業者などに対して、学校や関係機関と連携しながら継続した支援を行います。</li></ul>	成人期 壮年期
就労継続支援の充実	○一般就労が困難な人に働く場を提供し、就労継続支援を推進します。 ○市、就労継続支援事業所、相談支援事業所等関係者による情報共有の場を設け、就労や支援における課題などを把握するとともに、障がいのある人への適切な支援ができるよう就労継続支援事業所の質の向上と相談支援事業所との連携強化を図ります。 ○自立、自己実現が可能となるよう、就労継続支援B型における工賃改善について、関係する機関と連携を図りながら取り組みます。 ○障がい者就労施設の安定した運営は、障がいのある人の経済的な基盤の確立とともに、就労意欲の向上にもつながるものであることから、就労継続支援事業所での生産業務の拡大と工賃の確保が図られるよう支援します。	成人期壮年期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
障がい者雇用に対 する取り組み	○障がいのある人の就労を促進するためには、それぞれの個性に合った仕事が選択できるよう、仕事内容や勤務条件の多様化に向け、企業の理解の促進を図っていくとともに、職場や従業者が障がいについて理解してもよう啓発活動に取り組みます。 ○事業主に障がい特性や施策及び制度について理解してもらうため、浜田圏域自立支援協議会就労部会と連携し、障がい者雇用に関する助成制度や、国等における支援施策についての情報提供を行い、助成制度を活用するための助言や手続きの支援等をハローワーク浜田と連携して行っていきます。 ○ハローワーク浜田や浜田障害者就業・生活支援センターレント等と連携しながら、障がいのある人の就職前から就職後の支援まで、一貫した適切な相談・助言を行い、企業に対して、障がい者の雇用が継続していけるよう、職場適応援助者(ジョブコーチ)等を活用し、相談、助言等の支援を進めるとともに、就労定着支援の利用を推進し、職場への定着を支援します。 ○市においては、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障	成壮人年期期
就労に向けた訓練・実習等の充実	がい者雇用を継続的に進めていきます。  〇企業等での一般就労をめざす人が、企業が求める知識・技能などを身につけるために、就労移行支援事業を推進します。就業後は浜田障がい者就業・生活支援センターレントや島根県西部発達障害者支援センターウインドと就労移行支援事業所が職場での直接支援や助言を行い、一般就労した障がいのある人の職場定着支援を推進します。 〇ハローワーク浜田や浜田障害者就業・生活支援センターレント、障がい福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、委託訓練制度や障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)、職場適応訓練を活用し、障がいのある人の個々のニーズや能力に応じた就労の場が提供できるよう支援します。	成人期壮年期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
障がい者就労施設	〇「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設	
等優先調達方針に	等優先調達方針を定め、市内の障がい者就労施設等か	成人期
基づく物品等調達	らの優先調達について全庁的な取り組みとして推進	壮年期
の推進	し、受注機会拡大を図ります。	

### 第3節 社会参加活動の推進

#### 現状と課題

- ●平成30年6月より「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がいのある人による文化芸術の鑑賞と創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保が求められています。そうした中、島根県障がい者文化芸術活動支援センターが市内に設置されました。この施設は、県内の障がい者による文化芸術活動の普及・支援を行う拠点となるものです。コロナ禍でイベント機会等が十分に確保できませんでしたが、WEB上で芸術作品を発表したことで、多くの人に知ってもらう機会になりました。
- ●コロナ禍の状況であったため、障がい者スポーツ大会への参加者は少ない状況でしたが、団体やボランティアと連携を図りながら、障がい者がスポーツを楽しめる環境づくりに努めました。
- ●障がいのある人の社会参加を支援するため、移動支援やコミュニケーション支援、障がい者団体への社会参加費用の助成を行っています。さらに、当事者団体による交流会の開催によって、当事者同士の交流も図られています。今後も、障がい者団体などの活動支援や、障がいのある人もない人もともに楽しめる生涯学習・スポーツ・交流の場の提供に努め、障がいのある人が積極的に社会参加できる環境づくりに努める必要があります。
- ●2021年東京パラリンピックが開催され、島根県においては2030年に国民スポーツ 大会と全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、障がい者理解と障がい者スポーツへの関心が高まってきています。
- ●障がいのある人の多くは外出時にタクシーなど公共交通機関等を利用することが多い ため、経済的な負担が大きく、出かけにくい状況にあります。

- ●社会参加の機会の拡充を図り、スポーツや文化芸術活動等を支援します。
- ●外出を支援し、地域でのイベントや交流を推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
文化芸術活動、スポーツ活動のための環境づくり	<ul> <li>○障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動、スポーツに関する人材の養成等の取り組みを行います。</li> <li>○障がい者スポーツや文化芸術への関心を高め、障がい者のスポーツ大会への参加や文化芸術活動を推進し、障がいのある人への理解を深めていくとともに、障がいのある人の自己実現と障がいの有無に関わらずともに芸術やスポーツが楽しめる環境づくりを進めます。</li> <li>○島根県障がい者文化芸術活動支援センターと連携を図り、障がいのある人の文化芸術活動の普及・支援を行い</li> </ul>	全世代
視覚障がい者等の読書環境の整備	ます。  〇国が策定した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、関係機関と連携し、 視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。また、定 期的な周知を行います。	全世代
当事者活動の支援と交流活動の推進	○障がいのある人やその家族が主体的に社会参加活動に 取り組めるよう支援するため、障がい者団体や支援者 等が行う自発的な活動に対する助成を行うとともに、 活動の場づくりや情報提供などを推進します。 また、社会活動に主体的に参加する意欲を高めていく ために、障がい者団体等と協力して地域における交流 や学習を行う機会の充実を図ります。	全世代
社会参加の推進	○障がいのある人の社会参加を支援するため、タクシー等利用料金の助成や有料道路の通行料金割引など、移動・交通に係るサービスや各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。 ○障がいのある人がレクリエーションや文化活動に参加することは、地域の人との交流にもつながり、障がい及び障がいのある人への理解を深める機会にもなります。地域との交流を進めるため、行事やイベント等を活用して、障がい福祉サービス事業所と地域住民との交流が持てる機会を推進し、さらに障がいのある人が地域の一員として行事などに参加できるよう、社会の意識変革を進めます。	全世代

# 第3章 ともに支え合って生活できる地域づくり

### 第1節 障がいに関する啓発・広報の推進

#### 現状と課題

- ●障がいのある人の社会参加を阻害する要因の一つとして、障がい特性に対する理解不足があり、この度のアンケート調査でも、回答をした約半数の人が「障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがある」と回答されています。市では障害者週間に併せ、市役所ロビーやショッピングセンターなどを活用し、障がい者理解を進めるパネル展示や広報紙やホームページ等で情報発信を行うなど取り組みを行っていますが、広く浸透していくために継続して取り組むことが必要です。
- ●平成28年4月1日に障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間事業者等に対して、 不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供や差別の解消に向けた具体的な取り 組みが求められています。
- ●市役所においては、「江津市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定し、職員向けに「あいサポーター研修」を行っています。また、事業所に対しては障害者差別解消法の理解を促すため、商工会議所等を通じてチラシを配布するなど啓発に努めてきました。
- ●地域においては、江津市出前講座で「あいサポーター研修」を社会福祉協議会を通じて行っていますが、コロナ禍も影響し、実績があまりない状況でした。
- ●市内の小中学校においては、「あいサポーター研修」や福祉教育として、小中学校の児童や生徒が、高齢者または障がいのある人の理解と社会問題等についての学び、障がいのある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに生きる社会の実現に向けた福祉教育を実施しています。

- ●関係機関の協力を得ながら、障がいに関する情報の発信や市民の理解、知識を深めるよう取り組みます。
- ●あいサポーター研修等の活用により、市民一人ひとりが障がいや障がいのある人について理解を深めることができるよう啓発活動を推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
啓発・広報活動の推進	<ul> <li>○市の広報紙やホームページ、社会福祉協議会、その他の関係機関などの広報媒体を活用し、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるための啓発を継続的に行います。</li> <li>○社会福祉協議会や基幹相談支援センターと連携し、障害者週間での障がい者理解の取り組みを継続させ、周知を図っていきます。</li> <li>○学校と連携し、福祉学習に対する情報提供を行うなど、小中学生に対する福祉教育の支援を行います。</li> </ul>	全世代
障がいを理由とす る差別解消の推進	<ul> <li>○社会福祉協議会と連携し、「あいサポーター研修」の周知を図り、多様な障がい特性や障がいのある人への必要な配慮などの理解及び差別の解消の推進を図ります。</li> <li>○障がい者の法定雇用率が改定されたことやさらなる障がいのある人への理解を促進するため、商工団体や労働団体等を通じて、研修や講演会の実施を企画し、理解を深めます。</li> <li>○援助や配慮を必要としている人が周囲の人から援助が受けやすくなるようヘルプマーク、ヘルプカードの普及を図ります。普及啓発活動などを通じて、障がいや障がいのある人への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組みます。</li> </ul>	全世代

### 第2節 生活環境の整備

- ●障がいのある人のみならず、高齢者や妊産婦、子どもなど誰もが心地よく暮らすために、ユニバーサルデザインによるまちづくりなど、誰もが安心して外出できる環境を確保していくことが必要です。
- ●国は、平成18年度に「高齢者・障害者等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」を交付し、公共交通や道路、路外駐車場、公園施設、建築物におけるバリアフリー化を一体的に推進しています。本市のまちづくりにあたっては、このユニバーサルデザインの理念が広く取り入れられ、施設のバリアフリー化に配慮されていますが、既存の公共施設については、早急な整備が困難であり計画的に順次進めていく必要があります。今後も、広く市民に対してユニバーサルデザインの考え方を普及啓発していくとともに、行政においても、障がいのある人の意見を反映したユニバーサルデザインの理念に基づいた事業を推進していくことが必要です。

#### 現状と課題

- ●障がいのある人が外出するには移動手段の確保を必要とする人が多く、タクシーを利用されることが多いですが、タクシーの台数が少なくなってきているため、時間を要する状況になっています。また、移動時には支援者がいないと移動が難しい人もおられますが、サービス事業者等の人材不足などもあり、移動支援等のサービスを確保することが難しくなってきています。
- ●社会参加や地域生活を安心して送るためには、福祉サービスのみならず、地域での見 守りや助け合いといった支え合いの取り組みも必要です。

- ●障がいのある人が地域で安全に安心して暮らせるようバリアフリー化やユニバーサ ルデザイン化を進めます。
- ●各種ボランティアの育成や有償ボランティアを含む地域ボランティア活動などの情報提供、啓発を進めていきます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
バリアフリー・ユ ニバーサルデザイ ンのまちづくり	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例等に基づき、公共施設や道路、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めます。 ○バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりは、市民一人ひとりが互いの違いや個性等に気づき、理解し合うことから始まります。年齢、性別、障がいの有無に関わらず、誰もが心地よく利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発する活動に努めます。 ○障がいのある人に必要な情報が伝わるよう、各種情報の発信にはユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もがわかりやすい情報提供を行うよう取り組みます。 ○誰もが情報を理解できるよう、情報通信技術や手話通訳等の多様な伝達手段を活用して情報を提供します。	全世代
ボランティア活動 の推進	〇ボランティア・自主グループ活動に関する情報収集・提供、相談・啓発等を行い、地域の活動への参加を支援します。また、社会福祉協議会を中心に各種ボランティアの養成講座の支援を行います。	学齢期 成人期 壮年期 高齢期

### 第3節 情報・コミュニケーションの構築

#### 現状と課題

- ●情報通信技術の進歩は一部の障がいのある人にとって幅広い情報に接する機会を提供 した反面、情報機器やインターネットを利用できない人は、情報へのアクセスが妨げ られ、これまで以上に情報へのバリア(障壁)が高くなり、必要な情報が入手しにくい 状況や速やかに伝わらないといった格差が生じています。
- ●令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。この法律に基づき、すべての障がいのある人が社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加するために、その必要な情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が可能となるよう施策の推進が求められています。
- ●本市では、情報を得ることや意思を表現することが難しい人に対して、用具の給付や 貸与を行うとともに、コミュニケーション支援事業により、聴覚障がい者などの要請 に応じて、手話通訳者などの派遣を行っています。
- ●本市においては「設置通訳者」の配置ができていないため、人材の確保または遠隔手話サービスなど、新たなサービス利用について検討しているところです。
- ●本市の広報紙や議会だよりについては、島根県西部視聴覚障害者情報センターに委託 し、点訳・音訳を実施しています。
- ●市役所の各課からの通知で必要な人には、障がい者福祉係に設置している点字プリンターの活用を周知しています。
- ●手話通訳や要約筆記、点字、音訳による情報提供といった、人の手による情報提供の 充実に加え、広報紙を含めた情報伝達手段の充実を図りつつ、情報通信技術を活用し た情報提供を進めるため、障がい特性に応じた情報バリアフリーの促進や充実が課題 となっています。

#### 方 針

●障がいの特性に応じた情報提供の充実を図り、社会生活上の円滑なコミュニケーションを確保します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
情報バリアフリーの推進	○障がいの特性に応じたわかりやすい情報発信に努めます。 ○必要な人に必要なサービス提供や制度の利用ができるよう各種パンフレットやホームページなどにて情報提供を行います。 ○SNSなど市民に広く普及している媒体を活用するなど、より情報が伝わるよう情報発信方法について検討します。また、障がいで心身の機能に制約のある人でもWEBで提供されている情報にアクセスし利用できるよう、ウェブアクセシビリティの取り組みを推進します。 ○市役所窓口で円滑なやり取りができるよう、窓口マイクの活用や発した言葉が文字化されるパネルといったコミュニケーションツールを検討します。 ○視力に障がいのある人が市の各課からの通知がわかるように障がい者福祉係に設置している点字プリンターの活用を問知していきます。	全世代
コミュニケーション支援の充実	<ul> <li>○関係機関と連携し、奉仕員の人材育成と現在活動している人のスキルアップを図るため、研修の機会を確保します。</li> <li>○コミュニケーション支援を必要とする人へ奉仕員を派遣します。</li> <li>○市の広報紙や議会だよりについて、引き続き点訳・音訳を実施します。</li> <li>○手話通訳者設置のための人材確保に努めるとともに、ボタン一つで手話通訳が可能なオペレーターを呼び出せる遠隔手話通訳サービスなどの検討を行います。</li> </ul>	全世代

### 第4節 災害対策の充実

#### 現状と課題

- ●近年全国的に地震や豪雨などの災害が頻発する中、本市においては江の川が氾濫を繰り返し、住宅の浸水や道路の冠水が発生しました。今後このような災害が発生しても安全に避難できるよう、また安心して地域で暮らしていけるように防災対策の充実を図る必要があります。
- ●障がいがある人が安心して避難でき過ごせるよう、福祉避難所の設置が必要です。
- ●障がいのある人やその家族が普段から防災に関する意識を持つよう啓発するとともに、 災害時の地域での見守り・支援体制づくりを推進する必要があります。また、スムー ズな避難ができるよう個別避難計画の作成を進めていく必要があります。

#### 方 針

●障がいのある人が安心して暮らせるよう、また災害が起きたときに安全に避難できるよう、防災対策を推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
災害時の支援体制づくりの推進	<ul> <li>○災害時に障がいのある人の適切かつ円滑な避難の確保を図るため、避難行動要支援者登録制度などにより関係機関と情報を共有し、支援の強化を図ります。</li> <li>○自力での避難が難しい障がいのある人が、安心して避難できるよう、対象者の希望に応じ、避難時や避難所での留意事項などをまとめた個別避難計画を策定します。</li> <li>○保健所の難病患者リストの情報をもとに避難行動要支援者名簿の整理を行います。</li> <li>○地域住民が普段から交流や訓練等を通じて災害時に支援が必要な人への対応ができるよう、地域での支援体制づくりを支援します。</li> </ul>	全世代
障がいに配慮した 避難所の確保	〇通常の避難所に滞在することが困難な障がい者が円滑に利用でき、相談、助言その他の支援を受けることができる福祉避難所について、障がい福祉サービス事業所等と協力しながら確保に努めます。また、福祉避難所の情報や利用方法について周知します。	全世代

# 第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の推進

「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号:令和5年5月19日改正)(以下「基本指針」という。)に即して、地域において必要な「障がい福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」及び「障がい児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。その数値目標は基本指針を踏まえながら、地域の実情に応じた目標を設定することとされています。本市においても、これまでの障がい福祉施策の進捗状況などを踏まえて目標を設定します。

### 第1節 成果目標等

### 1. 福祉施設から地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和4年度末の入所者数(A)	65人	令和5年3月31日現在
令和8年度末の入所者数(B)	61人	令和8年度末における施設入所者数の見込み
【目標値】 減少見込者数(A-B)	4人	基本指針に即し、令和4年度末時点の施設入所者 数の5%が減少することを目標とした。
【目標値】 地域生活移行者数	4人	基本指針に即し、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標とした。

#### <目標達成に向けた取り組み>

- 〇令和4年度末の施設入所者は65人となっています。本市では、施設入所者の地域移行の実績もあることから、基本指針に即し施設入所者5%以上の減少、地域移行者数6%をめざします。
- 〇地域移行を進めるにあたっては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の活用を 図ります。

### 2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	考え方
	1 か所	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を市または圏域に少なくとも1つ以上確保
令和8年度末の目標値	構築	地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
	実施	強度行動障がいを有する方への支援体制の整備

#### <目標達成に向けた取り組み>

○基幹相談支援センターを中心に、「緊急時の受け入れ・対応」について優先的に整備し、 その他の機能については、引き続き関係機関と協議しながら、面的整備を進めていきま す。

# 3. 福祉施設から一般就労への移行など

項目	数値	考え方				
令和3年度の一般就労への移行者数	1人	令和3年度の一般就労の移行実績				
令和8年度の一般就労移行者数(A)	4人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業な ど総を通じて、令和8年度中に一般就労に移行 する者の数。基本指針に即し、令和3年度の一 般就労への移行実績の1.28倍を目標とした。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支 援を行う事業をいう。				
(A) のうち						
就労移行支援事業を 通じた移行者数	2人	基本指針に即し、令和3年度の一般就労への 移行実績 (1人) の1.31倍以上を目標とした。				
就労継続支援A型事業を 通じた移行者数	1人	基本指針に即し、令和3年度の一般就労への 移行実績 (O人) の1.29倍以上を目標とした。				
就労継続支援B型事業を 通じた移行者数	1人	基本指針に即し、令和3年度の一般就労への 移行実績 (O人) の1.28倍以上を目標とした。				
就労移行支援事業利用終了者に占め る一般就労へ移行した者の割合が5 割以上の事業所の割合	50.0%					
令和3年度末における就労定着支援 事業の利用者数	1人					
令和8年度末における就労定着支援 事業の利用者数	2人	基本指針に即し、令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上				
令和8年度末における就労定着支援 事業利用終了後一定期間の就労定着 率が7割以上となる事業所の割合	_	本市に就労定着支援事業所がないため、目標値なし				

### <目標達成に向けた取り組み>

- 〇一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援を行い、関係機関と連携し一般就労に向けた支援を行います。
- 〇就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、ハローワーク浜田、浜田障害者就業・生活 支援センターレント、企業など関係機関と連携し、一般就労者が継続的に就労できるよ う職場定着支援に取り組みます。

## 4. 障がい児支援の提供体制の整備など

## (1)児童発達支援センターの設置数

項目	数值	考え方
令和8年度末の目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、令和8年度末までに少なくと も1か所以上設置することを目標とした。

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
令和8年度末の目標値	有	基本指針を踏まえ、令和8年度末までに保育所等 訪問支援を利用できる体制を構築することを目 標とした。

### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数

項目	数値	考え方
令和8年度末の目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、少なくとも 1 か所以上設置することを目標とした。

### (4) 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数

項目	数値	考え方
令和8年度末の目標値	1 か所	基本指針を踏まえ、少なくとも 1 か所以上確保することを目標とした。

## (5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	数値	考え方
令和8年度末の目標値	有	基本指針を踏まえ、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、コーディネーターを配置することを目標とした。

## 5. 相談支援体制の充実・強化等

項目	数値	考え方
人们。在中央口標は	有	基本方針を踏まえ、令和8年度末までに基幹相談 支援センターを設置
令和8年度末の目標値	有	基本方針を踏まえ、令和8年度末までに協議会の 体制を確保する。

# 6. 障がい福祉サービス等の質の向上

項目	数値	考え方
令和8年度末の目標値	有	サービスの質の向上を図るための体制構築

# 第2節 障がい福祉サービスなどの見込量 (活動指標)

本市においては、総人口及び障害者手帳所持者の総数は減少傾向にあるものの、障がいの 重度化・重複化や高齢化を背景に、障がい福祉サービスの受給者は増加傾向にあります。ま た、在宅の障がい者については、同居の家族の高齢化も進んでおり、今後も支援を必要とす る人は増加を続けると考えられます。

また、サービスの対象となっている発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者などについては、潜在的なサービス需要もあると考えられ、これらに応じることができる体制づくりが望まれています。

さらに、発達において気になる子どもや療育の必要がある子どもは本市においても増加傾向にあり、児童福祉法に基づく障がい児支援制度を充実させていくことも求められています。 障がい福祉サービスなどの提供量の見込み (活動指標)の設定にあたっては、これらの全体的な状況及び個別のサービス・事業の利用状況を勘案しています。

# 1. 障がい福祉サービス

# (1) 訪問系サービス

事業名	事業内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
(ホームヘルプ)	日心で、八石、所とり、及事などの介段を刊があり。
	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、
重度訪問介護	排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行い
	ます。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避
1   到1友設 	するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護など複数のサービス
里及牌古伯寺已拍义拨	を包括的に行います。
	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって
同行援護	必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護などの支援を行いま
	す。

## ■訪問系サービスの見込量

事業名		# / <del>+</del>	実終	実績値		計画値					
		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
居		包	^	該	人	41	42	34	34	34	34
占		t	介	5.5 -	時間	283	355	279	283	283	283
重	度	訪	眲	<b>企</b>	\ \	0	0	0	0	0	0
里	泛	ā/J	方 問 介 諺	時間	0	0	0	0	0	0	
同		=	<del>1</del> ₩	<b>=</b> ±	人	1	1	1	1	1	1
ln)	1	Ŧ	1反	援 護	時間	26	30	30	30	30	30
行	ā	6 <b>+</b> 1	<del>[</del> 포	該	人	1	1	1	1	1	1
11	3	動援認		時間	5	1	3	3	3	3	
舌	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	人	0	0	0	0	0	0			
里	重度障害者等包括支援		時間	0	0	0	0	0	0		

### <見込量算出の考え方>

〇居宅介護、行動援護、同行援護については、令和4年度までの利用実績を踏まえ横ばいで見込んでいます。

## <見込量確保のための方策>

- 〇地域生活への移行を促進する観点から、引き続き十分なサービスの量と質を確保できるよう、障がい福祉サービス事業所の拡充を図ります。
- 〇高齢の障がい者が切れ目なく適切な支援を受けられるよう、介護保険制度に基づくサービスなどとの連携の強化に向けた検討を進めます。

## (2)日中活動系サービス

事業名	事業内容
<b>ル</b> エ人=#	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護
生活介護	を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体
(機能訓練・生活訓練)	機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	障がい者の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援
就労選択支援	(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を
	整理し、障がいのある人の就労を支援します。
   就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な
<b>机力</b> 移钉又拔 	知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するととも
(A型·B型)	に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行などの利用を経て一般就労した障がい者で、就労に伴
   就労定着支援	う環境変化により生活面の課題が生じている人に、企業・自宅な
机力足有又按 	どへの訪問や来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や
	指導・助言などの支援を実施します。
· 庆 美 人 洪	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上
療養介護	の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設
(ショートステイ)	で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### ■日中活動系サービスの見込量

<b>****</b>			実統	責値	実績見込	計画値							
事業名			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
т.		<b>:</b>	^		=#	人	126	127	124	127	126	125	
生		活	介		護	人日	2, 450	2, 469	2, 438	2, 500	2, 450	2, 400	
自		立	訓		練	人	0	1	1	1	1	1	
(	機	能	訓	練	)	人日	0	8	20	20	20	20	
自		立	訓		練	人	0	0	0	0	1	1	
(	生	活	訓	練	練	人日	0	0	0	0	10	10	
就	労	選	択	支	援	人	-	-	-	-	-	-	
就	労	14	<i>/</i> =	+	援	人	1	1	1	2	2	2	
水儿	ЭĬ	移	行	支	抜	人日	4	4	1	10	10	10	
就	労 継	続 支	<b>控</b> (	A 2	FiJ \	人	27	26	25	25	25	25	
水	刀സ	机又	1友 (	Α :	ž /	人日	525	495	483	470	470	470	
就	労 継	<b>结</b> 士	<del>[</del> 巫 /	D #	D #	#il \	人	94	96	96	99	100	100
水儿	力。枢	机 又	続支援 ( B 型	£ /	人日	1, 730	1, 781	1, 745	1, 800	1, 825	1, 825		
就	労	定	着	支	援	人	1	1	0	2	2	2	

事業名			出什			実績見込	計画値			
			単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
療	養	介	護	人	20	21	21	20	20	20
短	期	入	所	人	17	22	21	23	23	23
	(福祉	型 )	Y	人日	91	119	117	135	135	135
短	期	入	所	人	0	0	0	1	1	1
(医療型)			人日	0	0	0	6	6	6	

### <見込量算出の考え方>

- 〇生活介護の利用日数(人日)は、令和4年度までの実績をもとに一人一月あたり19.0日利用するものとして見込みます。
- 〇自立訓練(機能訓練)は、令和4年度の実績をもとに一人一月あたり20.0日利用するものとして見込みます。
- 〇自立訓練(生活訓練)は、現在利用者がいません。今後も利用がないものと考え、令和6年度以降は数値を見込んでいません。

- 〇就労移行支援の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。市内に 事業所はありませんが、近隣市の利用を見込み、利用日数(人日)は、一人一月あたり5 日利用するものとして見込みます。
- 〇就労継続支援(A型)の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。 利用日数(人日)は、一人一月あたり概ね19.0日利用するものとして見込みます。
- 〇就労継続支援(B型)の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。 利用日数(人日)は、一人一月あたり概ね18.0日利用するものとして見込みます。
- 〇就労定着支援の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。
- ○療養介護の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。
- ○短期入所の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。利用日数(人日)は、一人一月あたり約6.0日利用するものとして見込みます。

### <見込量確保のための方策>

- 〇障がいの特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場を確保するため、行動障がいのある人の受け入れなども含め障がい福祉サービス事業所の質の向上を図ります。
- ○福祉施設やハローワーク浜田、障害者職業センター、浜田障害者就業・生活支援センターレント、特別支援学校などの関係機関のネットワークを活用し、就労に関する地域の課題把握や改善施策の検討を行います。

### (3) 居住系サービス

事業名	事業内容
	施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしを
   自立生活援助	する人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題
日立生冶抜助	などについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡
	調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助
(グループホーム)	を行います。
<b>佐凯 1 武士</b> 極	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護な
施設入所支援 	どを行います。

## ■居住系サービスの見込量

<b>車</b> 娄 夕				単位	実統	責値	実績見込		計画値			
事業名			甲四	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
自	立	生	活	援	助	人	0	1	0	1	1	1
共	同	生	活	援	助	人	77	73	72	72	73	74
施	設	入	所	支	援	人	66	65	65	65	63	61

### <見込量算出の考え方>

- 〇自立生活援助の利用者数(人)は、令和4年度の実績をもとに見込みます。
- 〇共同生活援助の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みます。
- ○施設入所支援の利用者数(人)は、令和4年度までの実績を勘案し、また、希望者に対して自宅や共同生活援助などへの移行の支援を進めることから、微減で見込みます。

### <見込量確保のための方策>

〇共同生活援助、施設入所支援については、地域生活への移行を希望する人に向けた積極 的な支援や自立生活援助の利用を図るとともに、必要とする人は安心して施設を利用で きる体制の確保に努めます。

### (4)相談支援

事業名	事業内容
	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人を対象
   計画相談支援	に、支給決定または支給決定の変更の際に、サービス等利用計
可凹陷改义按	画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用
	状況のモニタリングを行います。
	障がい者支援施設などに入所している障がいのある人または精
witt 投行士控	神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域に
地域移行支援 	おける生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な
	便宜を供与します。
	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮ら
	しへと移行した障がいのある人が、安定的に地域生活を営める
地域定着支援 	よう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態などに常時、
	相談など対応に必要な便宜を供与します。

#### ■相談支援の見込量

<b>車</b> 娄 <i>夕</i>				単位	実統	責値	実績見込		計画値			
事業名			甲凹	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
計	画	相	談	支	援	人	63	67	69	72	73	74
地	域	移	行	支	援	人	1	1	1	1	1	1
地	域	定	着	支	援	人	1	1	1	2	2	2

#### <見込量算出の考え方>

- 〇計画相談支援の利用者数(人)は、すべての支給決定者について計画の作成・モニタリングを行えるよう、一月あたりの対象者数を見込みます。
- 〇地域移行支援・地域定着支援の利用者数(人)は、直近の利用状況なども考慮し、一月あたりの対象者数を見込みます。

#### <見込量確保のための方策>

- 〇利用者一人ひとりに合った的確なサービス等利用計画を作成できるよう、また、事業所 や相談支援専門員に過度の負担がかからないよう、人材確保の支援と基幹相談支援セン ターを中心に関係機関の連携強化に努めます。
- 〇地域移行支援、地域定着支援は、サービス等利用計画作成時などにおいて利用の意向を 把握し、希望者への対応に努めます。

# 2. 地域生活支援事業

# (1)必須事業

事業名	事業内容
THAD /12 /4 TT //2	地域住民に対して、障がい者などに対する理解を深めるため、教
理解促進研修・啓発	室などの開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などを行い
事業	ます。
	障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う人からの相
相談支援事業	談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利
│ 们談又抜争未 │	擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者などが自立
	した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援	判断能力が不十分で身寄りのない障がい者の成年後見制度の利
事業	用に係る申立てに要する経費や、成年後見人などの報酬の助成を
<del>丁</del> 禾 	行います。
成年後見制度法人後見	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる
文援事業	法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含
<b>义饭争未</b>	めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎
意思疎通支援事業	通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳者などの派
	遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等	障がい者に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付ま
事業	たは貸与することなどにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増
<del>丁</del> 禾 	進に資する取り組みを行います。
手話奉仕員養成研修	日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を
事業	図ることに支障がある障がい者などの生活の支援を図ります。
	屋外での移動が困難な障がい者などについて、外出のための支援
移動支援事業	を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促しま
	す。

#### ■必須事業の見込量

事業名	単位	実統	責値	実績見込		計画値	
<b>学</b> 未石	- 年位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センターの 設置	有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業 (実利用者数)	人	3	3	4	4	4	4
5 成年後見制度法人後見 支援事業	_	地域包括	支援センタ	マーと連携	し実施		
6 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業 (実利用 件数)	件/年	8	8	7	10	10	10
要約筆記者派遣事業 (実利用件数)	件/年	0	12	8	10	10	10
手話通訳者設置事業	設置数	0	0	0	0	1	1
7 日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	0	3	0	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	1	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	4	4	2	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	3	3	4	4	4
排せつ管理支援用具	件/年	628	539	630	640	640	640
居宅生活動作補助用具	件/年	0	1	0	1	1	1
8 手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	1	1
0 投動士極東光	利用者/月	28	16	18	18	18	18
9 移動支援事業	時間/年	969	705	1, 206	1, 250	1, 250	1, 250

#### <見込量算出の考え方>

- ○理解促進研修・啓発事業は、市の広報紙やホームページなどによる通年の実施や研修会を見込みます。
- 〇相談支援事業は、基幹相談支援センター等機能強化事業の引き続きの実施を見込みます。 障害者相談支援事業、住宅入居等支援事業については現状どおりの実施を見込みます。
- 〇成年後見制度利用支援事業は、実績並みの利用を見込みます。
- ○成年後見制度法人後見支援事業は、実績並みの利用を見込みます。
- ○意思疎通支援事業は、実績並みの利用を見込みます。

- 〇日常生活用具給付等事業は、概ね実績並みを見込みますが、排せつ管理支援用具については微増を見込みます。
- ○手話奉仕員養成研修事業は、令和7年より2年の修了課程を見込みます。
- ○移動支援事業の利用者数は、直近までの実績をもとに見込みます。

#### <見込量確保のための方策>

- 〇身近な地域で相談支援が受けられるよう、基幹相談支援センターを中心とした相談支援 の拡充を図り、地域自立支援協議会などによる関係機関との連携を強化します。
- 〇サービス利用対象者の状況やサービス需要などを把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めるとともに、利用者が必要とするサービスを提供できるよう努めます。

## (2) 任意事業

事業名	事業内容
【日常生活支援】	
	障がい者などの日中における活動の場の確保と、障がい者などを
日中一時支援事業	介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行
	う事業を実施します。
【社会参加支援】	
レクリエーション活動	各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会な
等支援	どを開催し、体力増強、交流、余暇活動などを支援します。
   点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障がい者などのために、音声訳その
は子・戸の仏教寺発行	他わかりやすい方法により、広報などの情報を提供します。
奉仕員養成研修	各種奉仕員養成や養成後のフォローアップを行います。
自動車運転免許取得 •	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を
改造助成	助成します。

#### ■任意事業の見込量

	事業名	単位	実約	責値	実績見込	計画値		
	<b>平木</b> 1	바	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I	日常生活支援							
	訪問入浴サービス	利用者/月	0	0	0	0	0	0
	日中一時支援事業	利用者/月	23	11	14	15	15	15
1	社会参加支援							
	レクリエーション活動等支援	参加者/年	0	0	174	150	145	140
	点字・声の広報等発行	利用者/月	12	12	12	12	12	12
	奉仕員養成研修	養成数/年	2	0	0	0	1	1

### <見込量算出の考え方>

- ○日中一時支援事業は、直近の利用状況をもとに横ばいで見込みます。
- ○スポーツ・レクリエーション教室開催などは、コロナ禍前の実績で見込みます。
- 〇点字・声の広報等発行事業は、直近並みの利用を見込みます。

### <見込量確保のための方策>

- 〇サービス利用対象者の状況やサービス需要などを把握しながら、地域の実情に応じたサービス内容を検討し、必要なサービス量の充足に努めます。
- ○社会参加支援については、必要とする人が確実に事業を利用できるよう事業の周知に努めます。

# 3. 障がい児通所支援など

事業名	事業内容
	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作
児童発達支援	の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への
	適応のための訓練を行います。
	地域の障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作
   医療型児童発達支援	の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への
区凉土儿主儿足人版	適応のための訓練を行う施設のうち、福祉サービスにあわせ
	て治療を行います。
	学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇
│ │放課後等デイサービス	中に生活能力向上のための訓練などを継続的に提供すること
が放映をサイナーとス	で自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを行い
	ます。
	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育
保育所等訪問支援	所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児が集団生活に適
	応するための専門的な支援を行います。
	重度の障がいなどの状態にある障がい児であって、障がい児
   居宅訪問型児童発達支援	通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障が
冶七奶问主儿主尤连又该	い児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問し
	て発達支援を行います。
	障がい児が障がい児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサ
障害児相談支援	ービスなど) を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通
	所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

## ■障がい児通所支援などの見込量

事業名	<b>兴</b> / 上	実績値 実績値		実績見込	計画値		
争未石	中加	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児 童 発 達 支 援	人	30	30	34	30	30	30
児 童 発 達 支 援	人日	94	80	104	94	94	94
医療型児童発達支援	人	0	0	0	1	1	1
医惊空沉里光连叉拔	人日	0	0	0	2	2	2
放課後等デイサービス	人	51	52	55	55	54	53
放味後等テイリーとス	人日	572	616	605	660	648	636
保育所等訪問支援	人	4	4	4	4	4	4
保育所等訪問支援	人日	4	4	4	4	4	4
日中計明明日辛及海士恒	人	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	1	1	1
障 害 児 相 談 支 援	人	16	17	17	17	17	17

### <見込量算出の考え方>

- 〇児童発達支援の利用者数(人)は、令和4年度までの利用状況をもとに横ばいで見込みます。利用日数(人日)は、一人一月あたり3.0日利用するものとして見込みます。
- 〇医療型児童発達支援は、現在利用がありませんが、今後ニーズはあるものとして数値を 見込んでいます。
- 〇放課後等デイサービスの利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに見込みますが、児童の減少を考慮し見込みます。利用日数(人日)は、一人一月あたり約12日利用するものとして見込みます。
- 〇保育所等訪問支援の利用者数(人)は、令和4年度までの実績をもとに横ばいで見込みます。 利用日数(人日)は、一人一月あたり1日利用するものとして見込みます。
- 〇居宅訪問型児童発達支援は、現在利用がありませんが、今後ニーズはあるものとして数値を見込んでいます。
- 〇障がい児相談支援は、すべての支給決定者について計画の作成・モニタリングを行えるよう、一月あたりの対象者数を見込みます。

#### <見込量確保のための方策>

○引き続き療育に必要なサービス量が提供されるよう施策推進を図ります。

#### ■障がい児の子ども・子育て支援などの利用ニーズを満たせる定量的な目標

単位:人

種別	利用ニーズを 踏まえた必要 な見込量	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(※保育所型認定こども園を含む)	30人	30人	30人	30人
認定子ども園(幼保連携型・地方裁量型)	12人	12人	12人	12人
幼稚園(※幼稚園型認定 こども園を含む)	0人	70	0人	0人
地域型保育事業所	1人	1人	1人	1人
放課後児童クラブ	36人	36人	36人	36人

#### <見込量確保のための方策>

- ○第3期障がい児福祉計画策定にあたり、国から障がいのある児童の子ども・子育て支援 などの利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。市町村において は、障がいのある児童の子ども・子育て支援などの利用ニーズを満たせる定量的な目標 を示したうえで、子ども・子育て支援などの利用を希望する障がいのある児童が希望に 沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどにおける障が いのある児童の受け入れの体制整備を行うものとされています。
- 〇本市においては、国の通達に基づき、保育所や認定子ども園などの動向や放課後児童クラブの在籍児童数の動向などに基づき、必要見込量を算出しています。
- ○今後、子ども・子育て支援事業計画の見直しを行う場合には、本計画の目標などを反映し、 障がい児福祉計画と子ども・子育て支援事業計画が調和のとれたものとしていきます。

## 4. その他活動指標

### (1) 地域生活支援拠点等の設置と機能の充実

地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、見込量を設定します。

また、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
検証及び検討の実施回数	回/年	1	1	1
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

#### (2)発達障がいのある人等に対する支援

発達障がい等の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等に対する 支援体制の確保が重要であるため、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要 な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるような支援体制の確保に関する各見込量を 設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレント プログラムの支援プログラム等の受 講者数	人/年	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人/年	8	8	8
ピアサポート活動への参加人数	人/年	1	1	1

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置について、見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	人	1	1	1

## (4)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療・福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制のさらなる充実や、精神障がいのある人のサービス利用状況の把握による提供体制の確保に関する各見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の地域移行 支援利用者数	人/月	1	1	1
精神障がいのある人の地域定着 支援利用者数	人/月	2	2	2
精神障がいのある人の共同生活 援助利用者数	人/月	23	24	25
精神障がいのある人の自立生活 援助利用者数	人/月	1	1	1
精神障がいのある人の自立訓練 (生活訓練)利用数	人/月	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者 数	人/年	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1

### (5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターまたはそれに準ずる機能を有した総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保に向けて、相談支援体制の充実・ 強化等に関する各見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の 有無	有	有	有
訪問等による専門的な指導・助言	件/年	1	1	1
相談支援事業者の人材育成の支 援	件/年	1	1	1
相談機関との連携強化の取り組みの実施	回/年	10	10	10
協議会における個別事例の検討を 通じた地域のサービスの開発・改善	実施の 有無	有	有	有

### (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

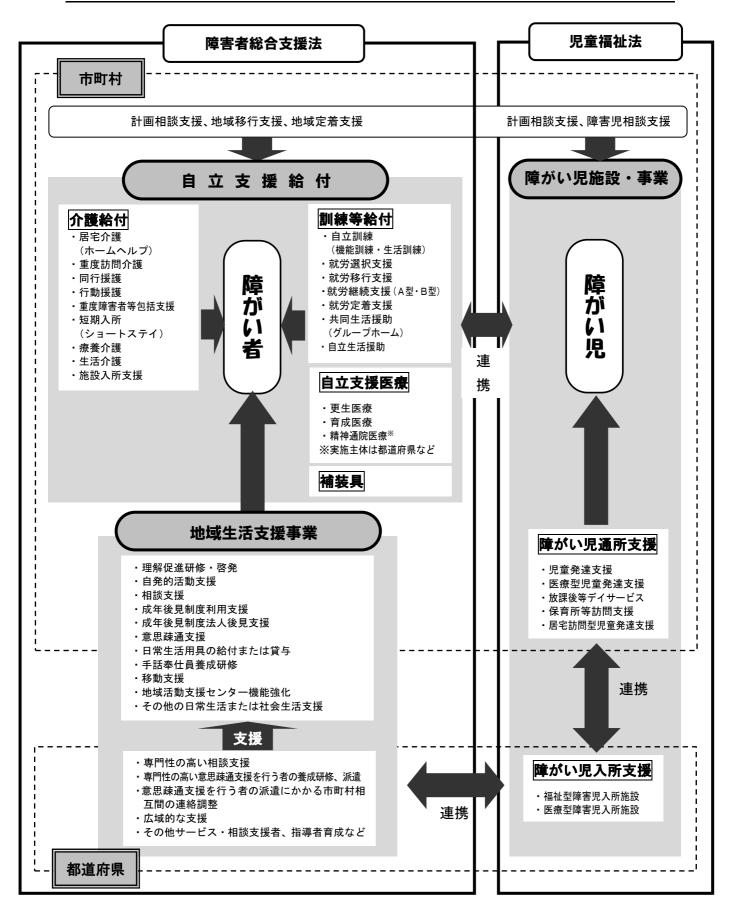
「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、サービス利用者が真に必要とする障がい福祉 サービス等の提供に向けて、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関 する各見込量を設定します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る研 修への市職員の参加人数	人/年	6	6	6
障害者自立支援審査支払等シ ステムによる審査結果の共有	体制の 有無	有	有	有
	実施回数	1	1	1

П

# ■毎月開催(ZOOM) ■浜田市・江津市基幹相談支援センター、浜田市・江津市 ■運営会議の企画・調整 事務局:住まいのサポートセンター(社会医療法人清和会)■不定期開催自宅確保に向けた仕組みづくり、課題解決 事務局:浜田市・江津市■隔月開催(偶数月)地域生活支援拠点の運用・整備 まちづくりワーキング ■年2回開催(7月・3月) ■委員25名(当事者団体、保健・医療・教育・労働・就労支援機関、サービス事業者、相談支援事業者、学識経験者などで構成 基幹相談支援センター連絡会 居住支援部会 浜田圏域自立支援協議会体制略図(令和5年8月現在) 精神障がいにも対応した地域包 括ケアシステム構築ワーキング ■不定期開催(年3回) ■地域で安心して暮らすための ■事務局: 浜田市·江津市 課題共有と解決 ■毎月開催 ■相談支援事業所、行政、各部会・各ワーキング事務局 ■圏域実態把握、活動における企画運営・進捗管理 事務局: 江津市基幹相談支援センター年1回開催権利擁護に関する周知啓発 ワーキンググループ 割 ■事務局:放課後等デイサーピスCopain ■隔月開催 ■児童サーピスの現状把握と課題整理 邻 権利擁護部会 414 キッズサポートワーキング \* 車間 凾 ₩ ■事務局:浜田障害者就業・生活支援センターレント ■隔月開催 ■障がい者雇用に関する情報共有、課題協議・解決 ■サービス提供事業所のスキルアップ・人材育成 ■事務局:浜田市・江津市基幹相談支援センタ-就労支援部会 スキルアップワーキング ■毎月開催

## 参考 障がい者(児)に関するサービス提供体制について



# 第6部 自死対策総合計画

# はじめに 自死対策総合計画の基本方針

# 第1節 基本理念

自死の背景には、 精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。その多くは防ぐことのできる社会的な問題です。

本計画は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と総合的な対策を構築し、「生きることの包括的な支援」として取り組むことで自死者の減少を図ろうとするものです。「いのち支える自死対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自死に追い込まれることのない江津市」の実現をめざします。

# 誰も自死に追い込まれることのない江津市

# 第2節 基本目標

## 1. いのちを支える基本的な取り組み

本市の自死対策の基本方針を進めるため、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」に おいて、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と「女性 への支援」を実施します。

# 2. 自死対策における重点施策

本市における自死リスク要因が高い分野について「重点施策」と位置づけ、要因に沿った対策を強化します。

# 3. 様々な分野における生きることの包括的な支援の取り組み

施策において、自死対策に関係すると思われる取り組みは多分野、多岐にわたります。 それらの取り組みを整理し、関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り 組む体制づくりを加速します。

# 第3節 自死対策総合計画の推進体制

## 1. 推進体制と進行管理

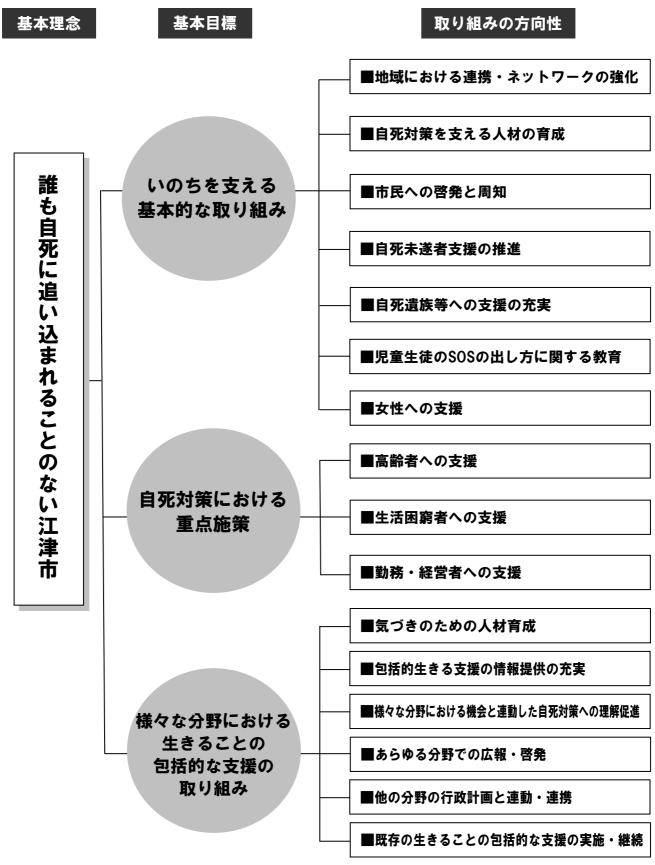
## (1) 江津市自死対策連絡協議会

江津市自死対策連絡協議会は、庁内外の関係機関や民間団体等と連携を図るとともに、 様々な関係者の知見を活かして自死対策を総合的に推進するために、庁内外の関係機関や 専門家等を構成員としています。自死対策総合計画の推進や自死対策事業等に関する検討 を行います。

### (2) 江津市庁内自死対策連絡会

江津市庁内自死対策連絡会は、市役所庁内の自死対策に関係の深い部署で構成されています。自死対策総合計画の進捗管理並びに総合的な自死対策の推進を図ります。

# 第4節 自死対策総合計画の体系図



# 第1章 いのちを支える基本的な取り組み

# 第1節 地域における連携・ネットワークの強化

- ●自死対策を総合的に推進するため自死対策連絡協議会を年1回開催しており、自死対策の取り組みについて意見交換会を行っています。また、庁内においては江津市庁内自死対策連絡会を年1回、江津市生活困窮者自立支援事業庁内連絡会議、ひきこもり支援庁内連絡会と合同で開催しており、生活困窮者自立支援、自死対策、ひきこもり支援について関係課で情報共有を図っています。
- ●自死の実態把握については、人口動態統計や地域における自殺の基礎資料のデータを 積み上げ、会議やゲートキーパー養成講座で情報を共有しています。
- ●自死対策を推進するうえで基盤となる取り組みが、地域におけるネットワークの強化です。ここでは自死対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワーク等と自死対策との連携の強化を図ります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
江津市自死対策 連絡協議会	○庁外関係団体との連携の強化を図り、自死対策を推進します。また、協議会で計画の進捗について検証します。	全世代
江津市庁内自死 対策連絡会	〇庁内関係課が情報の共有を図り、全庁的に総合的かつ効果的な対策を推進するため、庁内連絡会議を開催します。	全世代
地域コミュニティ 活動の推進	<ul><li>○地域コミュニティ活動を推進し、地域が主体となった活動の支援を必要に応じて行います。</li></ul>	全世代
自死の実態把握と 地域資源の把握	〇人口動態統計や警察統計、その他自死に関する統計を整理し、各種会議やゲートキーパー養成講座において情報 共有を図ります。	全世代
医療機関との 連携	<ul><li>○希死念慮やうつ傾向が強い人に対しては、医療機関への 受診を促し、適切な支援につなげます。また、受診後は 社会復帰に向けた支援につなげます。</li><li>○治療継続等専門部会に参画し、その中で自死関連のケー スについても事例検討を行い、支援に生かします。</li></ul>	全世代

# 第2節 自死対策を支える人材の育成

- ●自死対策を支える人材育成として、ゲートキーパー養成講座研修に市職員が参加しています。また、令和3年からはゲートキーパー養成講座を出前講座としています。これまでに民生委員・児童委員やケアマネジャー、市議会議員、自死対策連絡協議会の委員等に対して実施し、318名が受講しています(令和5年10月時点)。
- ●今後、身近な地域での支え手となる市民の受講者増加に向けてゲートキーパー養成講座に参加してもらえるよう取り組んでいく必要があります。
- ●地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため自 死対策を支える人材の育成は、対策を推進するうえで基盤となる重要な取り組みです。
- ●本市では自死対策の推進にあたり、様々な専門家や関係者だけでなく、市民に対して も研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広 く育成します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
ゲートキーパー の養成	<ul><li>○ゲートキーパー養成講座を市民、民生委員・児童委員、関係者、市職員向けに開催し、身近な地域で支え手となるゲートキーパーの養成を進めます。</li><li>○民生委員・児童委員全員が受講できるよう、新任民生委員・児童委員を中心にゲートキーパー養成講座ができる体制を整えます。</li></ul>	学齢期 成人期 壮年期 高齢期
心の健康づくり	〇市民、民生委員・児童委員、関係者に対して心の健康に 関する知識の普及に努めます。	学齢期 成人期 壮年期 高齢期
ゲートキーパー のスキルアップ	<ul><li>○島根県が実施するゲートキーパー指導者養成講習会に参加し、専門職のスキルアップに努めます。</li><li>○ゲートキーパースキルアップ研修を実施し、ゲートキーパーのスキルアップを図ります。</li></ul>	学齢期 成人期 壮年期 高齢期

# 第3節 市民への啓発と周知

### 現状と課題

- ●自死対策に関する理解が深められるよう9月の自死予防週間や3月の自死対策強化月間に合わせて市広報で周知しています。また、分かち合いの会・虹の協力のもと自死遺族の想いを伝えるパネル展を開催しました。
- ●はたちの集いにおいて、心のチェックリストや相談窓口を掲載したパンフレットを配布しています。また、市内中高生に対しては自死予防週間や自死対策月間にリーフレットやグッズの配布を行い、若い世代への周知を行っています。
- ●人権教育として、人権啓発に関する広報誌を年3回配布しています。また、毎年4地域をモデル地域に指定し、2年間の委託事業を行い、地域における自主的な人権・同和教育の推進を図っています。
- ●高校生が自分自身を見つめ、自分の選択した将来に責任を持ち、心身ともに幸せで豊かな人生を実現するために高校生ライフプラン支援事業として、江津工業高校、江津高校、石見智翠館高校の生徒に講演会を開催しました。講演会を通じて、心身の健康、命の尊さについて学ぶ機会となっています。
- ●コミュニケーション能力、思いやり、命の大切さを学ぶため、小学生(津宮小・江津東小)を対象とした赤ちゃん登校日授業を開催しています。
- ●市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、適切な支援へつなげることができません。そのため、相談機関等に関する情報を、様々な機会を活かして市民に提供するとともに、心の病気や自死対策について正しい理解が深められるよう啓発活動を実施します。

# 1. 市民への情報発信

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
市の各種媒体を利用した情報発信	〇市広報やホームページ、SNS等を利用し、自死対策の 啓発、相談窓口の周知、その他各種取り組みに関する情報を発信します。	全世代
自死予防週間及び 自死対策強化月間 における取り組み	○自死予防週間や自死対策強化月間に合わせて、市庁舎や 地域コミュニティ交流センター等公共施設でのポスター 掲示や市広報紙での啓発を行います。分かち合いの会・ 虹と協力しながらパネル展を開催します。	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
各種イベントで の啓発	〇健康フェスタやはたちの集い、子どもまつり、食育講演 会等のイベント開催時に、市民に対する情報周知を図り ます。	全世代

# 2. 生涯を通じた心の健康づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ	
地域や職域におけ	〇地域や職域において、うつ予防や心の健康に関する啓発	全世代	
る心の健康づくり	を実施します。	土坦化	
市民への教育	〇地域や学校、職場に出向き、心の健康に関する健康教育	全世代	
	を実施します。		
	〇人権教育の視点から、一人ひとりの命の尊厳が保障され		
人権教育の推進	る地域づくりをめざします。	全世代	
	〇コミュニティ人権啓発活動を実施します。		

# 3. 若年者への普及啓発

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
中高生に対する 啓発	〇自死予防週間や自死対策強化月間に合わせ市内高校生、 中学生にリーフレットやグッズを配付することによって 自死に対する正しい知識の普及を図ります。	学齢期
高校生への 人生設計啓発	〇近い将来親となる高校生を対象に、心身の健康、命の尊さ、知識や情報を得るための講演会を開催し、家族について考え、学ぶ機会を提供します。	学齢期
赤ちゃん登校日	〇小学5年生と赤ちゃん関わり体験を通じて、命の大切さ やコミュニケーションの必要性、自己肯定感を育み、赤 ちゃんの親は、わが子への愛情の再確認をする場を提供 します。	学齢期成人期

# 4. 相談体制の整備

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
江津健康ダイヤル 24	○24時間無料の電話相談の窓口である江津健康ダイヤル 24を実施します。	全世代
24 障がい者(児)相談 支援	<ul> <li>○基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を市と連携しながら行います。今後も相談支援機能の強化と取り組みの周知を図ります。</li> <li>○障がい福祉サービス利用時には、相談支援専門員による適切なアセスメントを実施し、障がい者が自立した生活が送れるように支援します。</li> <li>○地域での身近な相談先として、身体・知的障がい者相談員を配置し、心配事の解消や必要な情報提供及び助言を行います。</li> </ul>	全世代
ふれあい福祉セン タ一総合窓口相談 事業	〇市民が気軽に相談できる場所に相談所を設置し、弁護士、司法書士、民生委員・児童委員が相談にあたります。 事業を通じて、市民の様々な相談に応じ、問題の所在を明らかにした適切な解決を図り、安心した生活と福祉の向上に寄与します。	全世代
人権相談所の開設	〇法務局と連携し、学校や職場でのいじめやハラスメント、家庭内でのDVから相隣関係におけるトラブルまで、幅広い悩みを聞き、必要なアドバイスや関係機関へのつなぎを行う人権相談所を開催します。今後も人権相談所の広報・周知を行います。	全世代
子育て世帯への支援	<ul> <li>○妊娠から出産、子育でにおける不安や悩みに対して、切れ目のない支援を展開します。</li> <li>○産後ケア事業や産婦健診の実施により、産後うつの予防・軽減を図ります。</li> <li>○生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪問し、育児の相談などに応じ、支援します。</li> <li>○ひとり親世帯に対しては、母子・父子自立支援員がひとり親世帯の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助言、求職活動の支援を行います。</li> </ul>	成人期 壮年期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
高齢者への支援 (P245 重点施策 1 を参照)	〇高齢者の総合窓口である江津市地域包括支援センター の周知を図ることにより、早期の相談対応や適切な支援 につなげます。	高齢期
生活困窮者への 支援 (P247 重点施策 2 を参照)	〇生活困窮者に対しては、ワークステーション江津やハローワーク浜田、生活支援相談センターごうつ、江津市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、就労や家計、健康状態など生活上の様々な悩みに対応し、適切な支援につなげます。	全世代
勤務・経営者への 支援 (P249 重点施策3 を参照)	〇江津市職域保健部会や江津商工会議所等を通じて、職場 での心の健康づくりに取り組みます。	成人期 壮年期

# 5. 災害時の支援

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
災害時の心のケア	〇災害発生時における心のケアを行うため、関係機関と連 携し、体制整備を図ります。	全世代

# 6. 居場所づくり

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
地域子育て支援 拠点	〇子育てサポートセンターや子育て支援センターにおいて、親子の交流や集いの場の提供、子育てに関する相談・ 情報提供等を行い、保護者の不安軽減を図ります。	乳幼児期 学齢期 成人期 壮年期
市民による主体的なまちづくり活動への支援	<ul><li>○地域コミュニティ活動を通して、地域住民の交流とつながりを深め、子どもから高齢者まで集える場所の提供、支援を行います。</li><li>○地域マネージャーによる地域住民への学習相談のスキルを向上するための研修会等を実施します。</li></ul>	全世代

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
精神障がい者 当事者会等への 支援	○精神障がい者当事者会(たんぽぽ倶楽部)は、対象者や運営方法も含め検討しながら、引き続き支援を行います。 断酒会は開催日時の広報紙への掲載や研修会への参加を継続します。	全世代
介護者への支援	〇在宅介護支援センターによる介護者教室や地域包括支援センターによる介護者の集いを開催します。	全世代
学童期の支援	○あおぞら学園において、学校に行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、学習支援や生活支援を行い、自立や学校への復帰を支援します。	学齢期
若者(中学校卒業 以降)のひきこも りの居場所づくり	<ul><li>○不登校、ニート、若者のひきこもりの人に対する居場所 運営の委託事業を継続します。また、総合的相談窓口の 設置等を行いながら、実態把握等を行います。</li><li>○生活困窮者に対する就労支援として、地域企業と連携 し、複合的な生活課題を抱える相談利用者と地域企業と のマッチングを推進します。</li></ul>	学齢期 成人期

# 第4節 自死未遂者支援の推進

- ●自死未遂者の再度の自死企図を防ぐための対策を強化することが必要となっています。
- ●自死未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援の充実が必要となっています。
- ●本市においても自死未遂者を早期に発見するため、ゲートキーパーによる気づきや支援につなげる活動を行っており、どこからでも専門的な相談につなげられるよう、保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築と、情報の共有が求められます。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
包括的な未遂者	〇行政が中心となり、関係団体等が連携して自死未遂者へ	
支援の強化	の支援を行うことにより、様々な分野の相談機関につな	全世代
又扱の強化	げる他機関連携体制の整備を推進します。	
	〇医療施設に救急搬送傷病者を搬送し、医師につなげると	学齢期
救急搬送と医師	ともに、引き継ぐ際の情報伝達を密に行います。	成人期
へのつなぎ		壮年期 高齢期
	○関係機関と連携し、家族等の身近な人の見守りに対する	1-3 11 7 7 3
中长生,不士臣	支援を行います。	人யル
家族等への支援 	〇心の健康問題や自死に関連した要因に関する相談機関	全世代
	を周知します。	
学校での事後対応	〇当該児童生徒及びその家族等に対して、関係機関と連携	
	しながら、支援を行います。また、他の児童生徒や教職	学齢期
	員等に対する心理的ケアについても必要な情報提供と	成人期 壮年期
	支援を図ります。	.IT <u>-L \</u>

# 第5節 自死遺族等への支援の充実

- ●自殺対策推進基本法では、その目的規定において、自死対策の総合的推進により、自 死の防止を図るとともに、自死者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられていま す。
- ●自死により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、必要な支援情報を得る ことができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する必要があります。
- ●島根県では、自死遺族の自主グループが「しまね分かち合いの会・虹」を運営し、同じ体験を持つ人と出会え、どんなことでも語り合える場「自死遺族のつどい」を県内で毎月開催しており、該当者への情報提供や開催の支援等を行っています。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
自死遺族や自助 グループへの 支援	<ul><li>○自死遺族の自助グループが実施する啓発活動、研修会など、地域での活動を支援します。</li><li>○自死対策の取り組みを行うときには、遺族の思いに耳を傾け、その声を聴きながら実施することに努めます。</li></ul>	全世代
自死遺族に 対する適切な 対応	〇遺族等に公的機関として最初に対応することとなる警察官や救急隊員は、深く傷ついている家族等の心情に配慮した適切な対応が取れるよう努めます。	全世代
各種支援情報の 提供	〇遺族のための相談窓口や自死遺族の会などの情報を掲載したリーフレットやパンフレットを遺族と接する機会の多い関係機関等で配布、活用を図ります。	全世代
窓口手続きの 負担軽減	〇死亡の手続き時における、ワンストップ化を図り、ご家 族の心身の負担軽減に努めます。	全世代
人権教育の推進	〇人権教育を実施し、自死遺族等の人権について啓発を行 います。	全世代

# 第6節 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ●平成28年4月に改正された基本法では、第17条3項において「SOSの出し方に関する教育」の推進が学校の努力義務として明記され、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)、心の健康の保持に係る教育を推進するとともに、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進める」と明記されたことにより、「子ども・若者の自死対策をさらに推進する」ことが国の自死対策の当面の重点施策の一つに追加されました。
- ●保護者や地域の関係者と連携し、児童生徒が命の大切さを実感できる教育、相談体制 や子どもの居場所づくりなど、包括的な支援を行うとともに、SOSの出し方に関す る教育を推進します。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇子どもが様々なストレスや悩みに直面したときに相談	
SOSの出し方	できるよう、学校内での相談窓口だけでなく、電話やメ	
に関する教育の	ール、SNS等の相談窓口について情報提供を行いま	学齢期
実施	す。また、SOSをどう発していくのか、相談の仕方な	
	どについて、学校教育の中で説明します。	
<b>**                                   </b>	〇教育相談指導員1名を配置し、学校や保護者等からの相	
教育相談指導員	談を受け付け、学校以外の場においても相談できる機会	学齢期
の配置 	を提供します。	
	〇スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー	
	を配置し、児童生徒のSOSを早期に発見するととも	
子どものSOS	に、安心して悩みを打ち明けられる環境づくりを行いま	
に対応する受け	す。	学齢期
皿の整備	〇不登校やいじめなど支援が必要な児童生徒の早期発見	
	と適切な対応を進めるために、学校や関係機関との連携	
	を強化し、支援体制を整えます。	
	〇小中学校の児童生徒を対象にアンケートを実施し、生徒	
	指導上の諸課題の早期発見を行い、初期対応や未然防止	出版中
いじめ対応支援 	を図るなど、安心して充実した生活を過ごせる学校づく	学齢期
	りをめざします。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
児童生徒の個性 の尊重	〇児童生徒を対象とした人権教育により、一人ひとりの個性を尊重できる心を育みます。	学齢期
地域における 子ども・若者支援	<ul><li>○青少年の社会体験活動や放課後子ども教室等の事業を通して、子どもの見守りと居場所づくりを行い、地域ぐるみで子どもの心を育てます。</li><li>○ひきこもり支援については、総合相談窓口を設置し、各機関との連携体制を構築します。</li></ul>	学齢期

# 第7節 女性への支援

- ●本市の標準化死亡比(県を100とした比較)をみてみると、女性の自死が141と高くなっています。
- ●全国的には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自死の要因となり得る様々な問題が悪化したことから、令和2年から3年連続女性の自死者数が増加しています。 妊産婦への支援を始め、女性特有の視点を踏まえた自死対策を講じていく必要があります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇妊娠から出産、子育てにおける不安や悩みに対して、切	
	れ目のない支援を展開します。	
 妊産婦への支援	〇産後ケア事業や産婦健診の実施により、産後うつの予	成人期
対 産 州 、	防・軽減を図ります。	壮年期
	〇生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師等が訪	
	問し、育児の相談などに応じ、支援します。	
	〇身近な場所で交流できるように、住民主体の活動を支援	
女性高齢者への	します。	高齢期
支援	〇在宅介護相談支援センターなど身近な相談先の周知を	<b>向</b> 断别
	行います。	
	〇生活困窮者等に対する福祉的支援と就労支援を関係機	
	関と連携して行います。	
困難な問題を抱	〇ひとり親世帯に対しては、母子・父子自立支援員がひと	_b : #n
える女性への支	り親世帯の相談に応じ、自立に必要な情報提供及び助	成人期 壮年期
援	言、求職活動の支援を行います。	1T <u>1</u> 120]
	○様々な悩みを抱える女性に対して女性相談を実施し、関	
	係機関等と連携し対応を行います。	

## 第2章 自死対策における重点施策

### 第1節 高齢者への支援

### 現状と課題

- ●病気や介護ニーズが高まる85歳以上の高齢者の増加や、独居高齢者が増えることが予想されることから、身近な民生委員・児童委員による声掛けや訪問活動は必要となっています。
- ●高齢者の生きがいについて、地域のコミュニティ交流センターや集会所等において地域のニーズに合わせ、百歳体操や通いの場の立ち上げ、開催、継続に向けて支援を行っています。今後も、身近な場所で交流することは生きがいやフレイル予防につながることから、維持・継続が必要です。
- ●老人クラブ会員数の減少などの課題はありますが、高齢者の生きがいづくりや閉じこもり防止、体力維持を図るため、これらの活動を継続して支援していく必要があります。また、老人クラブや社会福祉協議会、いきいきワーカーが行う声掛けやサロン活動は、生きがいづくりや閉じこもり防止、安否確認につながっていることから、継続して実施していく必要があります。
- ●令和元年から令和4年までの5年間の自死者22人のうち、60歳以上の人は12人(54.5%)、さらに80歳以上の人は3人(13.6%)となっています。
- ●高齢者は加齢に伴う健康問題や家族問題によって、介護や生活困窮等の悩みを抱え込むケースが多くみられます。また、家族との死別や離別をきっかけに独居となり、地域で孤立してしまうケースでは自死リスクが高まる恐れがあります。地域包括ケアシステムの実現においても、高齢者が住み慣れた地域で、お互いに支え合いながら暮らせる地域づくりが必要です。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
	〇地域包括支援センター等の窓口で、高齢者の相談先を掲	
	載したリーフレット等を配布します。	
	〇民生委員・児童委員等による独居高齢者や高齢者世帯へ	
高齢者への周知	の声掛け・訪問活動を通して、困りごとを抱える高齢者	高齢期
	を早期に発見し、必要な相談や支援につなげます。	
	○個人のストレスに対する対処能力が高まるよう、周知・	
	啓発を行います。	

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
支援者の「気づき」の力を高める	<ul> <li>○地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心として、高齢者の実態把握を行い、医療等の専門機関や地域資源の活用につなげます。</li> <li>○地域において心の健康づくりやうつ予防、認知症支援をテーマにした出前講座や健康教室を開催します。</li> <li>○自死のリスクに関する情報提供を行い、自死のリスクを抱えた高齢者の早期発見と早期対応に努めます。</li> </ul>	高齢期
介護者への支援	〇介護をしている家族の身体的、精神的負担の軽減を図る ため、家族同士が交流し、情報交換や悩みの解消を図る 場として、介護者教室を実施します。	高齢期
高齢者の生きが いと役割を実感 できる地域づく り	○まちづくり活動の一環として、地域住民が主体となって 自由に集まり、交流できる場所をつくることで、安心し て暮らせる地域社会の構築をめざします。 ○老人クラブの活動や小地域単位でのサロン活動を支援 することで、高齢者の生きがいづくりや閉じこもりの防 止につなげます。また、サロンでの定期的な声掛けや訪 問によって安否確認の場としても機能を持たせます。 ○いきいき百歳体操など介護予防に関する住民主体のグ ループ活動を支援します。また、介護予防ポイント制度 の活用促進を図ります。	高齢期

### 第2節 生活困窮者への支援

### 現状と課題

- ●本市における生活保護受給世帯は、年々減少傾向にあります。生活保護受給者の多く が高齢者世帯であり、年金だけでは生活ができない人が多くなっています。
- ●国が示すプロファイリングにおいても、自死者の多い順位5位までの中に、経済、生活、介護、健康問題を抱えている60代以上の男性が1位、経済、生活、健康問題を抱え、孤立している20代から30代の男性が5位に入っています。
- ●就労支援として、ワークステーション江津で職業紹介・職業相談による就労支援を行っています。若者なんでも相談や専門家による巡回相談を行い、不安やストレスを抱えている人への支援を行っています。
- ●一般来所者や生活保護受給者、生活困窮者等が就職活動を行う上で、不安やストレスを抱えている求職者については、月2回ハローワーク浜田で実施している専門家の巡回相談に誘導するなどで対応しています。
- ●生活困窮者による自死を防ぐには、公的扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や 心身面の疾患に対する治療など、様々な分野の関係者が恊働し、包括的に支援してい く必要があります。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
生活保護受給者への支援	〇生活保護受給者に対し、訪問活動による生活実態の把握を行い、自立に向けた支援を関係機関と連携して取り組みます。就労支援員を複数名配置し、ケースワーカーとの連携を通じて就労による自立に向けた支援体制の充実を図ります。	学齡期 成人期 壮年期 高齡期
生活困窮者への支援	<ul><li>○生活困窮者に対し、自立相談支援事業や住宅確保金の支給、家計改善事業を専任で行う支援員を配置し、支援体制の充実を図ります。</li><li>○就労に向けた生活習慣の確立等基礎能力の形成として、社会参加活動の推進及び地域企業での就労体験等就労準備支援事業を行います。</li></ul>	学齡期 成人期 壮年期 高齢期
ひとり親世帯の経済支援	〇児童扶養手当の支給やファミリーサポートセンター利 用料の助成、小中学校入学支度金、自立支援教育訓練給 付金、高等職業訓練促進給付金等、ひとり親世帯の経済 面での各種支援を通じて、生活の立て直しを図ります。	学齢期 成人期 壮年期 高齢期

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
就学支援	〇経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、就学援助	学齢期
- 水子 <b>人</b> ]及	で給食費・学用品代等の支援を行います。	_1_WI\1
	〇ワークステーション江津と連携し、職業紹介や職業相談	<del>-:</del> . +-
就労支援	等の就労支援とともに生活支援相談も行うことで、雇用	成人期 壮年期
	のミスマッチを防ぎます。	T 1 791
	〇失業、借金、病気等の生活困窮となる原因に応じた各種	
	相談機関の周知を行います。	
   早期に支援へと	〇地域の民生委員・児童委員や学校、職域等において、リ	
一年朔に又接へと	スクを抱えている世帯を早期に発見し、適切に支援につ	全世代
取り組み	ながるようにします。	土世化
以り組み	〇市役所において、税金や国民健康保険料、保育料、水道	
	料金等の滞納があり、生活困窮が疑われる場合は、相談	
	窓口へつなぎます。	
関係機関の切れ目ない連携	〇医療従事者、法律専門家、生活保護担当部署、社会福祉	
	協議会等の関係機関とよりスムーズな情報共有を行い、	全世代
	自死防止の推進を図ります。	

### 第3節 勤務・経営者への支援

#### 現状と課題

- ●事業所健診で、こころのチェックシートとともに「こころの耳」について掲載したチラシと啓発グッズを配布し、セルフケアの普及を行っています。
- ●本市における自死の傾向として、男性の40~64歳の年齢調整死亡率は平成26年 (2014年)を中心とする5年平均は78.1でしたが、令和元年(2019年)を中心とす る5年平均は31.2と減少しています。
- ●健康で働き続けるためには、メンタルヘルス対策や過労死の防止、長時間労働の是正等の取り組みの推進により、働く人々の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスの実現が望まれます。また、本市においても多くを占めている中小企業では、従業員のメンタルヘルス対策の遅れが指摘されています。勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先につながるよう、相談機関の周知と、働きやすい職場づくりが求められています。

施策項目	取り組み	ライフ ステージ
勤務問題への相談 体制の充実	<ul><li>○心身の不調や家庭内不和、多重債務など勤務・経営者が 抱える多様な問題に対応するため、各種相談窓口の周知 を実施します。</li><li>○職域保健部会や出前講座などの機会を通じてこころの 健康相談や医療機関、労働問題に関する相談先の紹介を 行います。</li></ul>	成人期 壮年期
職場におけるメン タルヘルス対策	<ul> <li>○従業員自らがストレスに気づき、相談窓口を利用するために、事業所におけるストレスチェックの実施を支援します。</li> <li>○相談窓口の情報や働く人のメンタルヘルスサポート「こころの耳」を周知し、セルフケアの普及を行います。</li> <li>○市内の事業所等に出向き、心の健康保持やストレス解消方法、心身の不調者への対応に関する出前講座を実施します。</li> <li>○「情報提供ポップ」で、メンタルヘルスに関する啓発や相談先の周知等を行います。</li> </ul>	成人期 壮年期

# 第3章 様々な分野における生きることの包括的 な支援の取り組み

各関係部署で自死に関連する取り組みを行います。

### ≪施策の展開≫

事業名、取り組み	事業概要		
1. 気づきのための人材育成(ゲ	ートキーパー研修)を様々な分野で取り組む		
放課後子ども教室推進事業	児童生徒に対して、放課後等学校施設等を活用して様々		
	な活動を実施します。		
2. 包括的生きる支援の情報(相	談先一覧等)を幅広く届ける		
人権相談所の開設	人権擁護委員による相談所、人権110番など電話相談を		
	実施します。		
3. 様々な分野における機会と連	動して、自死対策への理解を広める		
消費者行政	消費者問題に関する啓発活動を実施します。		
江津健康フェスタ	健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診などの		
	必要性について住民の関心を高めます。		
4. あらゆる分野での広報・啓発	を強化する		
広聴に関する事務	パブリックコメント制度による意見募集の実施や市公式		
	ホームページを通じた広聴事業を行います。		
パブリシティを活用した情報発	ソティを活用した情報発 記者クラブと報道機関各担当者に対して、市の状況や取		
信	り組みについて詳細な説明を行います。		
人権啓発作品の募集と展示	人権に関するメッセージ・作文・絵画を小中学校で募集		
	し、優秀な作品を展示します。		
5. 他の分野の行政計画と連動・	連携させる		
総合振興計画			
子ども・子育て支援事業計画			
障がい者保健福祉計画	   自死につながる要因への対策を各計画で記載し、推進を		
地域福祉計画	図ります。		
高齢者福祉計画			
健康増進計画			
男女共同参画推進計画			
6. 既存の生きることの包括的な支援を実施・継続する			
人権研修の開催	障がい者、LGBT、ヘイトスピーチ、ハラスメント、		
	ネットによる誹謗中傷を防ぎます。		
同和問題の解決	部落差別の解消を図ります。		

事業名、取り組み	事業概要
6. 既存の生きることの包括的な	支援を実施・継続する
男女共同参画事業	男女共同参画推進計画の推進を行います。
指導主事配置事業	生徒指導担当指導主事1名を配置します。
支援教育支援員配置事業	すべての小中学校に特別支援教育支援員及び学力向上支
	援員を配置します。
特別支援学級就学奨励費	特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行いま
	す。
学校支援地域本部事業	小中学校にコーディネーターを配置し、学校の要請に応
	じて地域住民等のボランティアを派遣し、学校を支援し
	ます。
コミュニティ人権啓発活動	4コミュニティ交流センターを指定し、重点的に人権啓
	発を進めます。また、人権啓発・教育推進員による講座
	を開催します。
保護司会活動補助	地域の保護司会の健全な運営を図るため、浜田地区保護
	司会江津分区に補助金を交付します。
生活保護事業	生活保護法に基づき、最低限度の生活を保障するととも
	に、自立を助長します。
生活困窮者自立支援事業 	生活困窮にある人に対し、経済的な自立のみならず、日
	常生活や社会生活における自立を支援します。
中国残留法人等生活支援事業	低所得の特定中国残留法人等とその配偶者に生活保障、
	並びに通訳派遣や相談・助言を行います。
児童手当支給事務 	国の制度に基づき、子どもを養育する世帯へ手当てを支
	給します。
母子保健 ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	母子手帳の交付、乳幼児健診、乳幼児相談、巡回相談、健
(各種健診、相談、教室)	康教室を実施します。  
訪問	訪問を行い、助言・指導等支援を行います。 
(赤ちゃん訪問、養育支援訪問)	土地光田の変わり口呑むたい土土
保育の実施	未就学児の預かり保育を行います。
養護老人ホームへの入所	身体・環境・経済等の理由により、養護老人ホーム入所
	措置を行います。
障がい児支援に関するサービス 	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサー
訓練竿給付に関するサービフ	ビス・保育所等訪問支援を行います。
訓練等給付に関するサービス 	自立訓練(機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型   B 型・就労定着支援等の訓練給付サービスを行います。
介護給付に関するサービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介産のサービスを実施します。
	護、短期入所、施設入所等のサービスを実施します。

事業名、取り組み	事業概要	
6. 既存の生きることの包括的な	支援を実施・継続する	
日中一時支援事業	障がい者(児)に日中活動の場を提供し、見守り、社会に	
	適応するための日常的な訓練等を行います。	
自立支援協議会	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関との	
	ネットワークを構築します。	
意思疎通支援	意思疎通支援の必要な団体、個人に対する手話通訳者の	
	派遣、社会参加及び緊急時の支援を行います。	
障がい者虐待の対応	障がい者虐待への対応を行います。	
就労支援	求人情報や企業紹介、就労支援や相談先情報を発信しま	
	<b>す</b> 。	

# 第4章 目標指標

### 1. いのちを支える基本的な取り組みに関する目標

指標	現況	目標 令和11年度
ゲートキーパーについて聞いたことがある人の割合	_	30%以上

### 2. 自死対策における重点施策に関する目標

指 標		現況	目標 令和11年度
	全体	18.9	13.2以下
自殺死亡率(※1) (人口10万人対)	男性	29.2	20.4以下
	女性	9.8	6.8以下
男性65歳以上年齢調整死亡率(※2)		56.6	39.6以下

- ※1 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より
- ※2 島根県健康指標マクロ(標準年を中心とした5年平均)より



# 1 江津市保健福祉総合推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 江津市保健福祉総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するとともに、円滑かつ計画的に推進し、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めることを目的に、江津市保健福祉総合推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の任務を所掌する。
- (1) 6つの個別計画(地域福祉計画(再犯防止推進計画及び成年後見制度利用促進基本計画を含む)、健康増進計画、高齢者福祉計画、障がい者保健福祉計画、食育推進計画、自死対策総合計画)を包含する総合計画の策定及び円滑かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に定める目的を達成するために必要な事項 (組織)
- 第3条 協議会は、20人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 江津市地域福祉推進協議会委員
- (2) 江津市健康づくり推進協議会委員
- (3) 江津市障がい者保健福祉推進協議会委員
- (4) 江津市食育推進会議委員
- (5) 江津市子ども・子育て会議委員
- (6) 江津市高齢者保健福祉推進協議会
- (7) 江津市自死対策連絡協議会委員
- (8) その他市長が必要と認める者 (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、協議会委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、 又は資料の提供を求めることができる。

4 会長及び副会長が互選される前に招集される協議会は、第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主務課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年4月3日告示第100号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年8月14日告示第134号)

この告示は、公布の日から施行する。

# 2 江津市保健福祉総合推進協議会委員

	協議会 役職区分	選出区分	団 体	団体 役職	氏 名
1	会長	地域福祉推進協議会	江津市社会福祉協議会	会長	藤田和雄
2	委員	地场伸扯性连励磁去	   江津市民生児童委員協議会 	会長	鹿森 偉左雄
3	委員	・健康づくり推進協議会	江津市医師会	会長	能美 一政
4	委員	健康 入り推進協議会	浜田保健所	所長	中本 稔
5	委員	障がい者保健福祉推進	島根整肢学園	理事長	木原 清
6	委員	協議会	江津市手をつなぐ育成会	会長	阪田 健嗣
7	委員	   	江津市教育研究会 食育部会	会長	南博喜
8	委員	食育推進会議	江津市食生活改善推進協議会	会長	大場 郁子
9	委員	子ども・子育て会議	浜田児童相談所	所長	長谷川 美穂
10	副会長		特定非営利活動法人 ちゃいるどり一む	事務長	牛尾 雅弘
11	委員	高齢者保健福祉推進協	江津市医師会	理事	應儀 一良
12	委員	議会	江津市社会福祉協議会	事務局長	林 徹
13	委員	· 自死対策連絡協議会	しまね分かち合いの会・虹	会員	二又 茂樹
14	委員	日允別宋建裕協議云	江津市教育委員会	教育委員	岡田 亮祐
15	委員		江津市連合自治会長協議会	会長	堀川 哲朗
16	委員	市長が必要と認める者	特別養護老人ホーム白寿園	園長	山藤 弘毅
17	委員		江津市連合婦人会	副会長	應儀 仁子
18	委員		江津商工会議所	専務理事	土崎 一雄

# 3 用語解説

### あ行

用語	解説
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。
あいサポーター	多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていること、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、特別な技術を習得していなくても、日常生活において障がいのある人が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする意欲がある人。「あいサポートバッジ」および「障がいの主な特性や必要な配慮の内容などをまとめたミニパンフレット」の交付を受けるとともに、各種講演会・イベントなどに参加し、サポーターに関する説明などを受け、「あいサポートバッジ等交付申込書」を提出する。
eスポーツ	「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、 競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを 使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU (新生児特定集中治療室) 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルージョン	「包み込む」という意味で、「包容」「包摂」「包含」などと訳されている。1980年代以降、アメリカの障害児教育で注目された考え方で、一人ひとりの児童の個別的なニーズに対し、集団から排除せず、教育の場で包み込むような援助を保障することを示している。
インフォーマル サービス	近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式な援助のこと。
ウェブアクセシビリ ティ	利用者の障がいなどの有無やその度合い、年齢や利用環境に関わらず、あらゆる 人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること、また その到達度を意味する。
Al	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。
ACP(アドバンスケアプランニング)	「アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning)」の略で、もしもの時のために、望む治療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合いを行い、共有する取り組みをいう。
SIDS	赤ちゃんが、突然亡くなってしまう病気。それまでの健康状態や病歴からはその 死亡が予測できず、原因不明のものをいう。
SNS	Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goalsの略。持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする17の国際目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットのこと。

#### か行

用語	解説
介護医療院	長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、サービス計画に基づいて、療養 上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、日常生活上の世話な どを行うことを目的とする介護保険施設。

用語	解説
基幹相談支援 センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
基本チェックリスト	高齢者が自身の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところが ないかチェックするためのツール。全25項目の質問で構成されている。
共食	家族や友人、地域の人などみんなで一緒に食卓を囲んで食べること。
ゲートキーパー	自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応(声をかけ、話を聞いて、必要な 支援につなげ、見守るなど)を行うことができる人のこと。
権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などの権利の代弁・弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。
合理的配慮	障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保 障され、それを行使されること。
高齢者生活福祉 センター	高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援することを目的とし、 介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供する施設。通称:生活支援ハウス。
コミュニケーション	意思や情報などの伝達のこと。

### さ行

### 地域で自主的に運営されている気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場。運営主体、参加者、活動内容は地域ごとに多種多様な形態がある。  ***********************************	<i></i>	Am SU
主体、参加者、活動内容は地域ごとに多種多様な形態がある。 気管支の炎症や肺の弾性の低下により気道閉塞を起こし、呼吸困難に至る病気の総称、慢性気管支炎、肺気腫が代表的。咳、痰、息切れが主な症状で、最も大きな原因はたばこの煙とされる。 社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。 就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。  障害者職業センタ が職を必ざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。 ショートステイ 職場適応援助者(ジョブーチ) 自立支援医療 自立支援医療 自立支援医療 自立支援医療 の場のに短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。 高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。 スクールカウンセラー このでは、経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	用語	解説
正体、参加者、活動内容は地域ことに多種多様な形態がある。 気管支の炎症や肺の弾性の低下により気道閉塞を起こし、呼吸困難に至る病気の総称。慢性気管支炎、肺気腫が代表的。咳、痰、息切れが主な症状で、最も大きな原因はたばこの煙とされる。 社会福祉協議会 社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。 就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教養援センター 対験をの関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活との支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。  障害者職業センタ 就職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。 ショートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。 職場適応援助者 (ジョブコーチ) ・ションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行うのこと。 ・心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。 高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。  スクールカウンセラー 臨床心理上、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。	サロン	
(ジョブコーチ)  自立支援医療  は肺疾患)  総称。慢性気管支炎、肺気腫が代表的。咳、痰、息切れが主な症状で、最も大きな原因はたばこの煙とされる。  社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。  就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。  障害者職業センター  就職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。  かヨートステイ  職場適応援助者 (ジョブコーチ)  「だジョブコーチ)  「たり当の方候、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。  心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。  高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。  スクールカウンセ  ラー  になり、原産では、原産の関係を関するに対して、ののでで、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、のので、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、が対して、ののでは、対したが、対し、対した、が対し、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対した、ののでは、対した、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、ののでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、対し、ののでは、対し、対し、対し、対し、ののでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、ののでは、対し、対し、対し、ののでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	,-,	
性肺疾患) 総称、優性気管支炎、肺気腫が代表的。峻、機、息切れが主な症状で、最も人きな原因はただこの煙とされる。 社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。 就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。	COPD(温性問金	
は会福祉協議会		総称。慢性気管支炎、肺気腫が代表的。咳、痰、息切れが主な症状で、最も大き
<ul> <li>社会福祉協議会</li> <li>地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達および社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。</li> <li>就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。</li> <li>障害者職業センター</li> <li>対職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。</li> <li>ショートステイ</li> <li>職場適応援助者(ジョブコーチ)</li> <li>自立支援医療</li> <li>自立支援医療</li> <li>かりのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。</li> <li>小身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育びき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。</li> <li>高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。</li> <li>スクールカウンセラー</li> <li>高床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指</li> </ul>	工が17人だぶ/	* *
本び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。		社会福祉法に位置づけられており、一定の地域社会において住民が主体となり、
はびれ芸福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。     就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。     が職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職を雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。     ショートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。     障がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。     心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。     うかいでは、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。     こカールカウンセラー 臨床心理土、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。     児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	<u></u> 가스垣개位議会	地域における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達お
<ul> <li>就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。</li> <li>障害者職業センター 就職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。</li> <li>ショートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。</li> <li>職場適応援助者 (ジョブコーチ) 「炉がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。</li> <li>山身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。</li> <li>高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。</li> <li>スクールカウンセラー に原めて、地域を終を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。</li> <li>児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指</li> </ul>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	よび社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的
障害者就業・生活 支援センター    一		とした民間団体。
<ul> <li>支援センター         せ会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。</li> <li>障害者職業センター         は職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。</li> <li>ショートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。</li> <li>障がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。         <ul> <li>心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。</li> </ul> </li> <li>シルバーハウジング あまた、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。</li> <li>スクールカウンセランを対象を表する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。</li> <li>児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指</li> </ul>		就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教
実施している。  障害者職業センタ 一	障害者就業•生活	育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・
<ul> <li>障害者職業センター</li></ul>	支援センター	社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を
<ul> <li>─ し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。</li> <li>▶ョートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。</li> <li>職場適応援助者 (ジョブコーチ) 「障がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。</li> <li>・ 心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。</li> <li> 高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。</li> <li> スクールカウンセラー 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。</li> <li> 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指</li> </ul>		実施している。
<ul> <li>ショートステイ 施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。</li> <li>職場適応援助者 (ジョブコーチ)</li></ul>	障害者職業センタ	就職をめざす障がい者や障がい者の雇用を考えている事業主にサービスを提供
職場適応援助者 (ジョブコーチ)	_	し、就職や雇い入れのほか、職場復帰や職場定着に向けた支援を行う。
(ジョブコーチ) ケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。     心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。     高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。     臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。     児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	ショートステイ	施設に短期間入所して行われる生活支援や介護のこと。
■立支援医療  心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。  高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。  本クールカウンセラー  臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。  児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	職場適応援助者	障がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニ
自立支援医療 する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費 負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に 着目した負担の仕組みに改められたもの。 高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	(ジョブコーチ)	ケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。
自担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に 着目した負担の仕組みに改められたもの。 高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができ るよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられる よう配慮された住居のこと。 スクールカウンセラー 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専 門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童 生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指		心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減
(製造について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。)    シルバーハウジング   高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。   臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。  児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	白六士採匠處	する公費負担制度。従来の更生医療、育成医療および精神障害者通院医療費公費
高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。     おい理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。     児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	日立义饭区馆	負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に
プレバーハウング るよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。  スクールカウンセラー		着目した負担の仕組みに改められたもの。
が ようで、また、その住宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられるよう配慮された住居のこと。	されが一八古さい。	高齢者世帯が、地域社会の中で、自立して安全かつ快適な生活を営むことができ
スクールカウンセラー 臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指		るよう、また、その在宅生活を支援するための福祉サービスが適切に受けられる
ラー 門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指	7	
ラー	フカールカウンム	臨床心理士、精神科医、心理学系の大学の常勤教員等、臨床心理に関し高度に専
生徒へのカワンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行つ者。 児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指		門的な知識・経験を有する者であり、心の専門家として専門性を有しつつ、児童
	) <u> </u>	生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う者。
スクールソーシャ   導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉		児童・生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指
	スクールソーシャ	導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉
<b>ルワーカー</b> などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きか	ルワーカー	などの専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒のおかれた様々な環境に働きか
けて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。		けて支援を行う、社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

用語	解説
生活支援コーディ	地域での生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート
ネーター	機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす人のことをいう。
	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、財産管理、介護などのサービス
成年後見制度	や施設への入所に関する契約、遺産分割の協議等、自分でこれらのことをするの
	が難しい、判断能力の不十分な人を保護し、支援するための制度。
設置通訳者	手話通訳者は通常、依頼により派遣される形が多いというが、「設置通訳者」と
<b>改</b> 但进 <b>扒</b> 有	は、県庁、市役所などに勤める手話通訳者のこと。
	「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」からなる。介護予
総合事業(介護予	防・生活支援サービス事業は、要支援認定を受けた者と基本チェックリストの該
防•日常生活支援	当者が利用できる通所型サービスや訪問型サービスなどの事業。一般介護予防
総合事業)	事業は、65歳以上のすべての高齢者を対象とし、地域の身近な場所で介護予防
	に資する取り組みを行う事業。
	社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。 ソーシャルキャピタ
ソーシャルキャピタ	ルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少
ル	なく、治安・経済・教育・健康・幸福感等によい影響があり、社会の効率性が高
	まるとされる。

### た行

用語	解説
地域包括ケアシス テム	地域でいつまでも生き生きとした生活が営めるよう、保健・医療・福祉・生活支援・居住環境の整備などを一体的に切れ目なく提供できる地域体制づくりのこと。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域 包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・ 早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメント を担う中核機関。
チームオレンジ	認知症の人の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげる仕組みのこと。
通所型サービス	総合事業におけるサービスのひとつ。施設等において、高齢者が機能訓練、レクリエーション等を日帰りで利用できるサービス。従来の介護予防通所介護に相当するものと、それらの基準を緩和したサービスに大別される。
DX(デジタルトランスフォーメーション)	「情報通信技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させる」 とする概念。将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して 新たなビジネス・モデルを創出・柔軟に改変すること。
DV(ドメスティック バイオレンス)	DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。
特別支援学校	障がいのある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・ろう学校・養護学校を一本化し、障がい種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。

### な行

用語	解説
ナッジ理論	人々が強制的にではなく、よりよい選択を自発的に取れるようにする方法を生 み出す理論のこと。
日常生活自立支援 事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち判断能力が不十分な人が 地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービ スの利用援助などを行うもの。
認知症ケアパス	認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、 どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあ らかじめ標準的に示したもの。

用語	解説
認知症地域支援推 進員	認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるように、医療機関や介護サービス、地域の支援機関の間の連携を図るための支援や、認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行う人のこと。
ノーマライゼーショ ン	あらゆる人々が、ともに住み、ともに生活できるような社会を築くこと。

### は行

用語	解説
パブリックコメント	行政機関が計画等を策定するにあたり、事前に案を示し、その案について広く意見や情報を募集するもの。
ハローワーク	公共職業安定所。仕事に就くための支援を行い、仕事を探す人と人材を求める事業主を結びつけることを目的としている。
ピアサポート	障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決などを支援したりする活動のこと。
百歳体操	高知市が開発した介護予防効果のある体操。手首足首に重りをつけ、ゆっくりと手足を動かしながら生活に必要な筋力づくりをする「いきいき百歳体操」、口の周りや舌を動かして噛む力や飲み込む力の向上をめざす「かみかみ百歳体操」がある。江津市では平成27年度から普及に取り組んでいる。
PHR(パーソナル・	生まれてから学校、職場など、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として
ヘルス・レコード)	本人や家族が正確に把握する仕組み。
ブランチ型総合 相談窓口	市内の高齢者が抱える生活上の困りごとに関する相談を受け付け、地域包括支援センターへつなぐ窓口。市内4つの日常生活圏域ごとにある在宅介護支援センターが開設している。
フレイル	加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル(虚弱)と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。
ペアレントメンター	自らも自閉症・発達障がいの子育てを経験し、ペアレントメンター養成講座など 相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
ヘルプマーク/ ヘルプカード	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク(カード)のこと。
訪問型サービス	総合事業におけるサービスのひとつ。介護員が高齢者宅を訪問し、生活動作の介助や家事を支援するサービス。従来の介護予防訪問介護に相当するものと、それらの基準を緩和したサービスに大別される。
ポピュレーションア プローチ	その地域の健康を維持・増進することを目的とした、すべての活動で、対象を一部に限定せず集団全体へのアプローチを行うこと。

### ま行

用語	解説
メンタルヘルス	こころの健康、精神衛生のこと。
モニタリング	ケアプランやサービス等利用計画に照らして状況把握を行い、決められた福祉 や医療のサービスなどが提供されているかを把握するとともに、利用者の活動 などについて定期的に確認すること。

### や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザ イン	バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことをめざしていたのに対し、 ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障がいのある人のみを 特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮さ
	れたデザインのこと。

用語	解説
要約筆記	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。 話すスピードは、書く(入力する)スピードより数倍速くすべて文字化できない ため、話の内容を要約して筆記する。

### ら行

用語	解説
ライフステージ	人生の成人期、中年期というような、一定の特徴を持ったある期間(段階)のこ
	<u>ک</u>
	障がいのある人の身体的、精神的、社会的な自立をめざす一連の過程。また、障
リハビリテーション	がいのある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加をめざすという考
	え方。
	障がいのある子どもに対して、身体的・精神的機能の発達を促し、社会的自立を
療育	めざすために行う支援で、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教
	育・指導をあわせて行う。

### わ行

用語	解説
ワーク・ライフ・バラ	働くすべての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といっ
ンス	た「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

### 第4次江津市保健福祉総合計画

発行年月:令和6年3月 発 行:島根県江津市

〒695-8501 江津市江津町1016番地 4

TEL: 0855-52-7938 FAX: 0855-52-4512

https://www.city.gotsu.lg.jp/

編 集:社会福祉課